

14.5

600

14.5-600

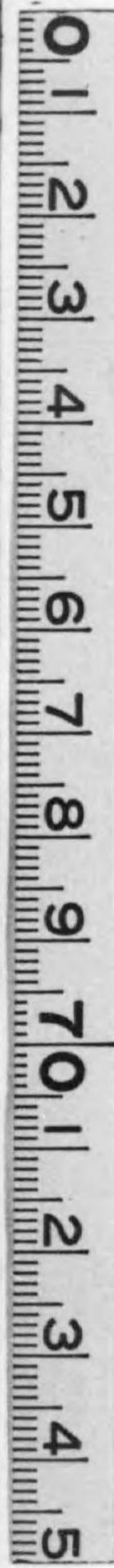


1200501217944

名古屋都市計畫及都市計畫事業

名古屋市役所編

昭和十二年版



始



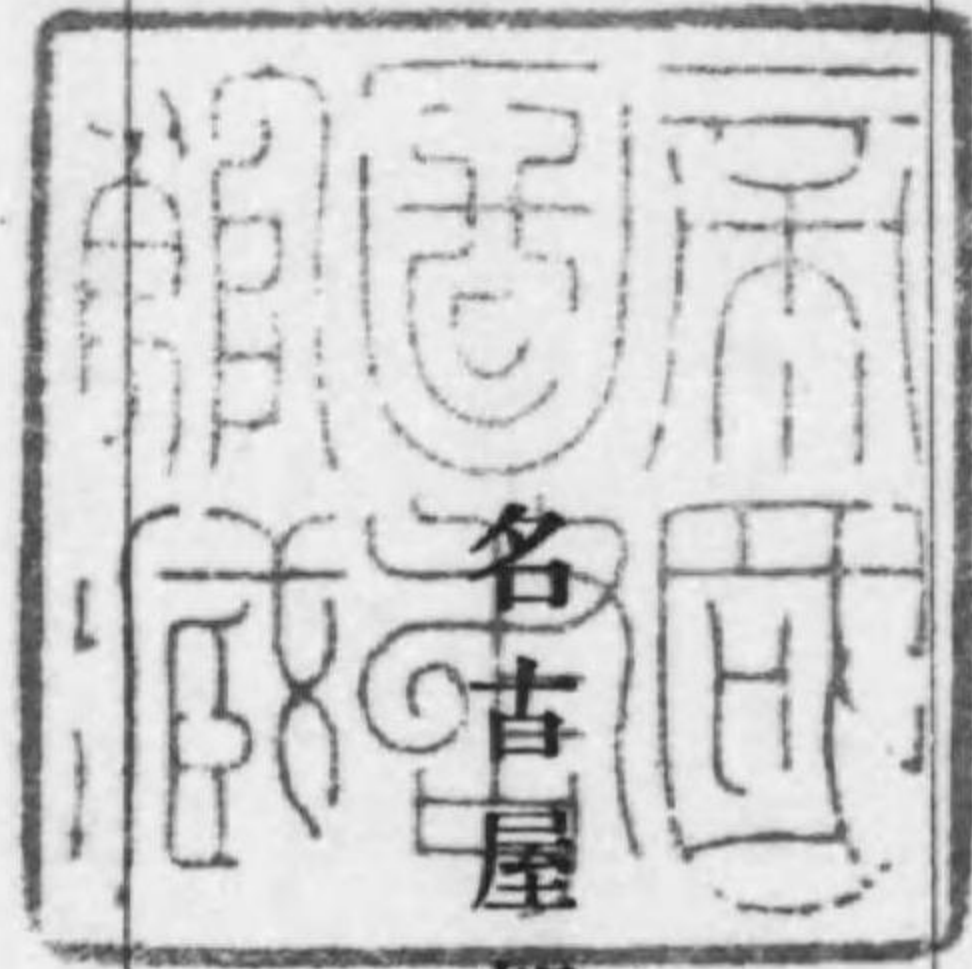
14.5  
600

昭和十二年版

名古屋都市計畫及都市計畫事業

名古屋市役所

昭和十二年



名古屋市計畫及都市計畫事業



名古屋市土木部



14.5  
600

### 序 言

本書は主として名古屋市の都市計畫並に都市計畫事業及び之に準ずべき事業が都市計畫法施行後どんな經過を辿つて現在に至れるかを極く簡單平易に記述し、以て其のあらましを知らんとする士の参考に資すべく編纂したもので、若し本書が幾分にてても此の役目を達し得るなれば幸甚の至りである

昭和十二年三月

名古屋市土木部



目次

第一章 沿革	一
一、名古屋市の沿革	二
二、名古屋市區改正前後	三
第二章 都市計畫に關する事項	五
一、都市計畫區域	五
二、防火地區	六
三、地域	八
四、街路網	一〇
街路計畫の決定	第一次街路計畫の追加
第二次街路計畫の追加及變更	一六
五、運河網	一六
六、公園配置	一九
第三章 都市計畫事業に關する事項	二三
一、街路事業	二三
(一) 第一期都市計畫街路事業	二三

(二)	覺王山線街路新設擴築事業	二六
(三)	第二期都市計畫街路事業	二六
	イ 事業計畫	二六
	ロ 事業の決定	二六
	ハ 事業の追加並變更	二七
	ニ 事業の實施狀況	二七
(1)	第五回失業救濟事業	三六
(2)	第一回急務事業	四〇
(3)	街路鋪裝事業	四二
(4)	水主町線街路新設擴築事業	四四
(5)	第二回急務事業	四六
(6)	第三回急務事業	四九
(7)	其の他	五一
	ホ 追加變更後の實施狀況	五三
(1)	第四回急務事業	五三
(2)	則武線架道橋工事	五五
(四)	縣知事執行都市計畫街路事業	五六

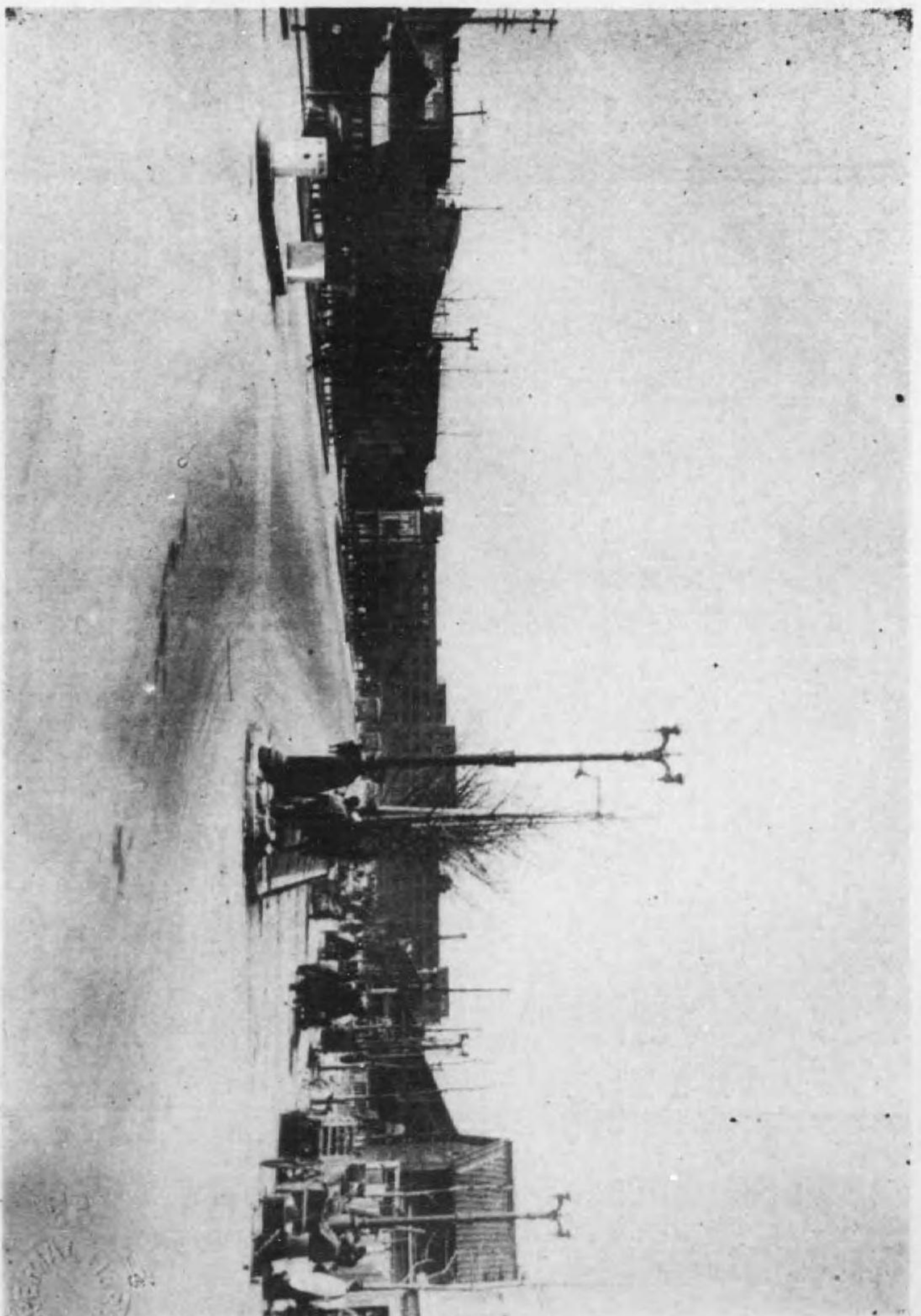
二、區劃整理事業	五七
三、中川運河開鑿事業	五九
四、受益者負擔金	六四
第四章 準都市計畫事業	六五
一、街路	六六

(一)	街路の新設擴築	六六
(イ)	國道十二號線(自玉屋町四丁目)の擴築及鋪裝	六六
(ロ)	法華野田町線の新設	六六
(ハ)	都市計畫一等大路第三類 第三號線(中川東線)の一部新設	六九
(ニ)	市道炭焼第一號線の擴築	七〇
(ホ)	市道横堀茂潮町線の新設	七一
(ヘ)	府縣道江川南線の擴築及鋪裝	七二
(ト)	國道十二號線(自鐵砲町)の擴築及鋪裝	七三
(チ)	米野鐵道南線の擴築	七五
(リ)	大津町延長線の新設及鋪裝	七五
(ヌ)	國道十二號線(自明道橋)の擴築及鋪裝	七五

(ル)	市道呼続平針線の擴築	七七
(ヲ)	市道三輪町線の新設	七七
(ワ)	市道秋葉線の新設	七七
(カ)	市道九丁堀西線の新設	七七
(ヨ)	白鳥線の新設	七六
(タ)	市道流町線の新設	八〇
(レ)	覺王山延長線の擴築	八一
(リ)	市道仲之町線の新設	八一
(ツ)	豊田呼続線の擴築	八一
(ネ)	都市計畫一等大路第三類第三號線の擴築	八一
(ニ)	街路鋪裝	八六
(イ)	國道改築事業	八九
(ロ)	臨時土木事業	八九
(ハ)	第一回産業開發事業	八九
(ニ)	時局匡救事業	九〇
(ホ)	第七回失業救濟事業	九〇
(ヘ)	第一回失業應急事業	九〇

(ト)	第二回失業應急事業	九一
(チ)	第三回失業應急事業	九二
(リ)	第四回失業應急事業	九三
(又)	第五回失業應急事業	九四
(ル)	第六回失業應急事業	九四
二、橋	梁	一〇六
三、公	園	一〇九
四、區劃整理		一一五

附 錄  
 名古屋都市計畫事業實施狀況調書  
 都市計畫關係法令  
 圖 面 二 葉



(△窓ヲ驛屋古名リヨ町内細)

通

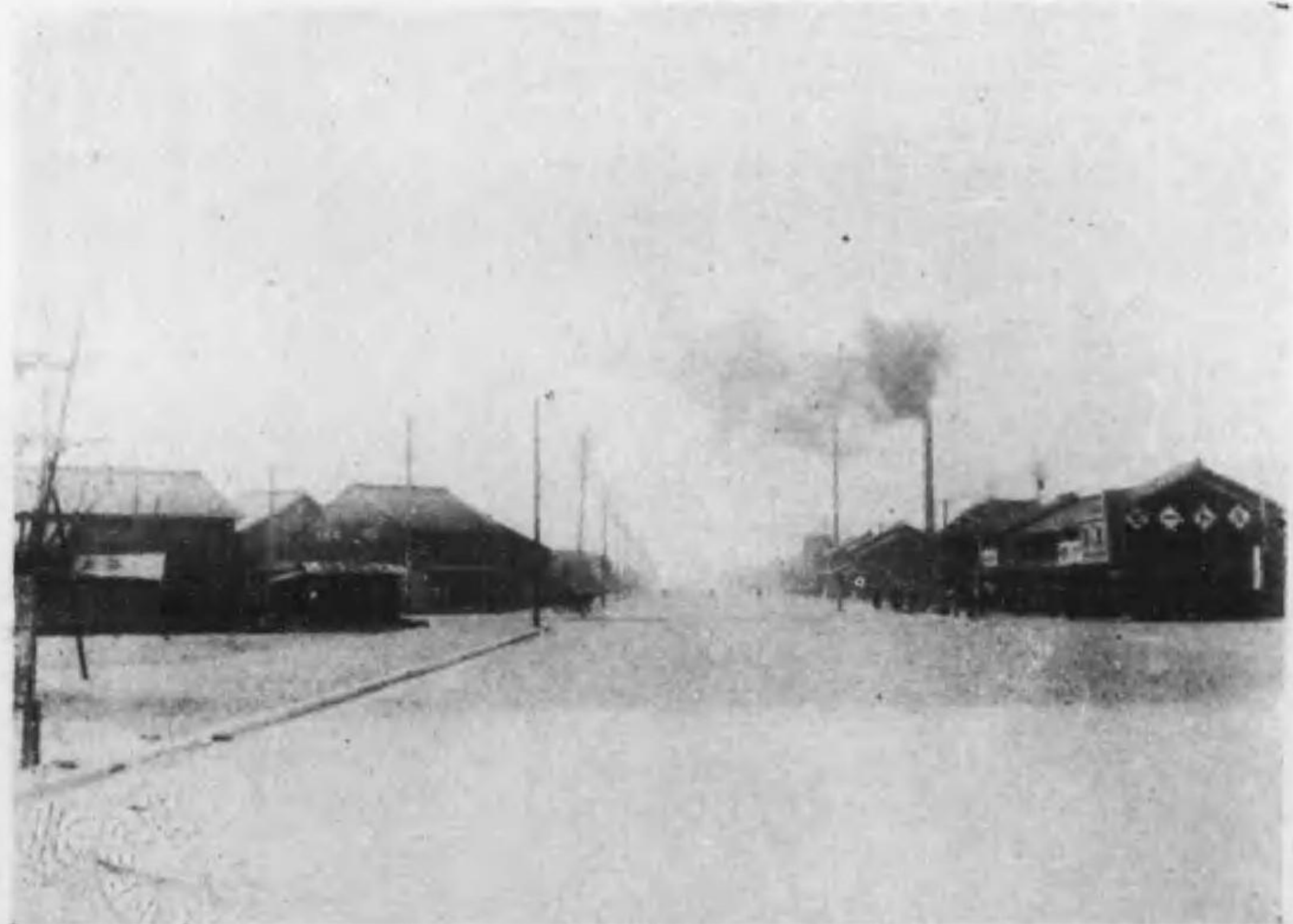
櫻

リ依ニ業事施急回三第畫計市都ヒ伴ニ築改驛屋古名ヲシニ路廣ノ一唯市本ルズ有ヲ六米三十四員巾ハ線路本  
リナノモルセ行施ヲ装飾及設新ヲシト踏通前驛シ費ヲ圓萬餘十二百費工ヲ於ニ度年一十和昭





(△望テ園公山東リヨ近兩山王覺) 線長延山王覺  
員巾ル至ニ園公山東リヨ線號三十三第類三第路大等一畫計市都ハ線路本  
テ於ニ度年一十和昭リヨニ業事急應業失回四第テシニ路街ノ五米四十二  
リナノモルセ築擴



線 色 一  
有テ七米二十三員巾テシニ線號一十第類二第路大等一畫計市都ハ線路本  
セ設新月一十年一十和昭テ以テ圓余萬二十費工リ依ニ業事施急回二第シ  
リナノモル



線 井 岩  
一第テシニ路街ルス有テ七米二十三員巾ルス通貫テ須大街華繁ハ線路本  
新シ費テ圓萬餘十六百三費工月八年三十正人リヨニ業事路街畫計市都期  
リナノモルセ築擴設



(△望テ橋河運リヨ点起線色一) 線 町 主 水  
第テシト線幹ルナ要重上利用ノ河運川中シ有テ七米二十三員巾ハ線路本  
モルセ設新シ費テ圓萬餘十四費工テ於ニ度年十和昭リヨニ業事施急回二  
リナノ

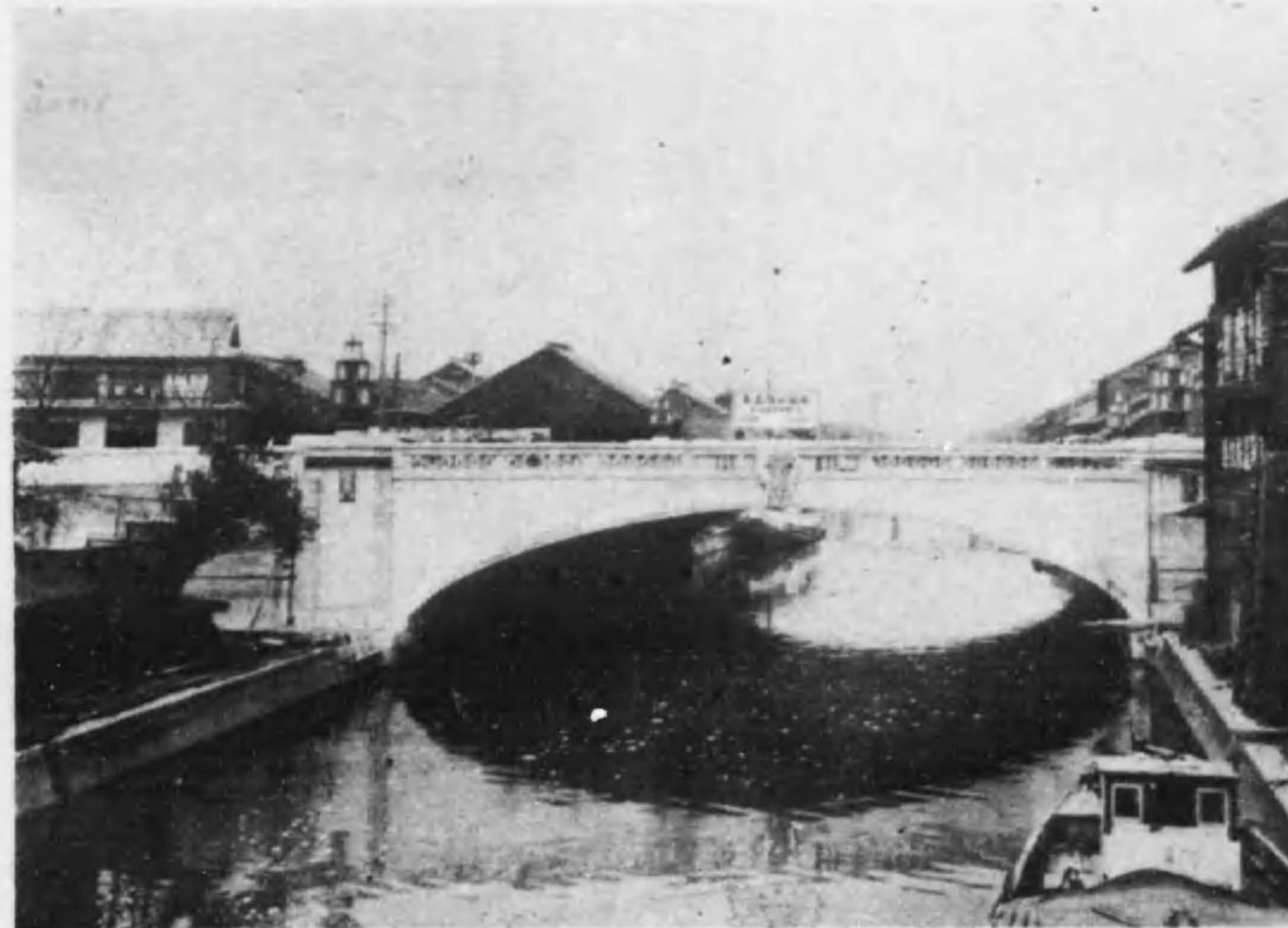


部一之線東川中

第ヲ於ニ度年一十和昭テシト線號三第類三第路大等一畫計市都ハ線路本  
ノモルセ裝舖リ依ニ業事急應業失回五第シ築擴リ依ニ業事急應業失回四  
リナ

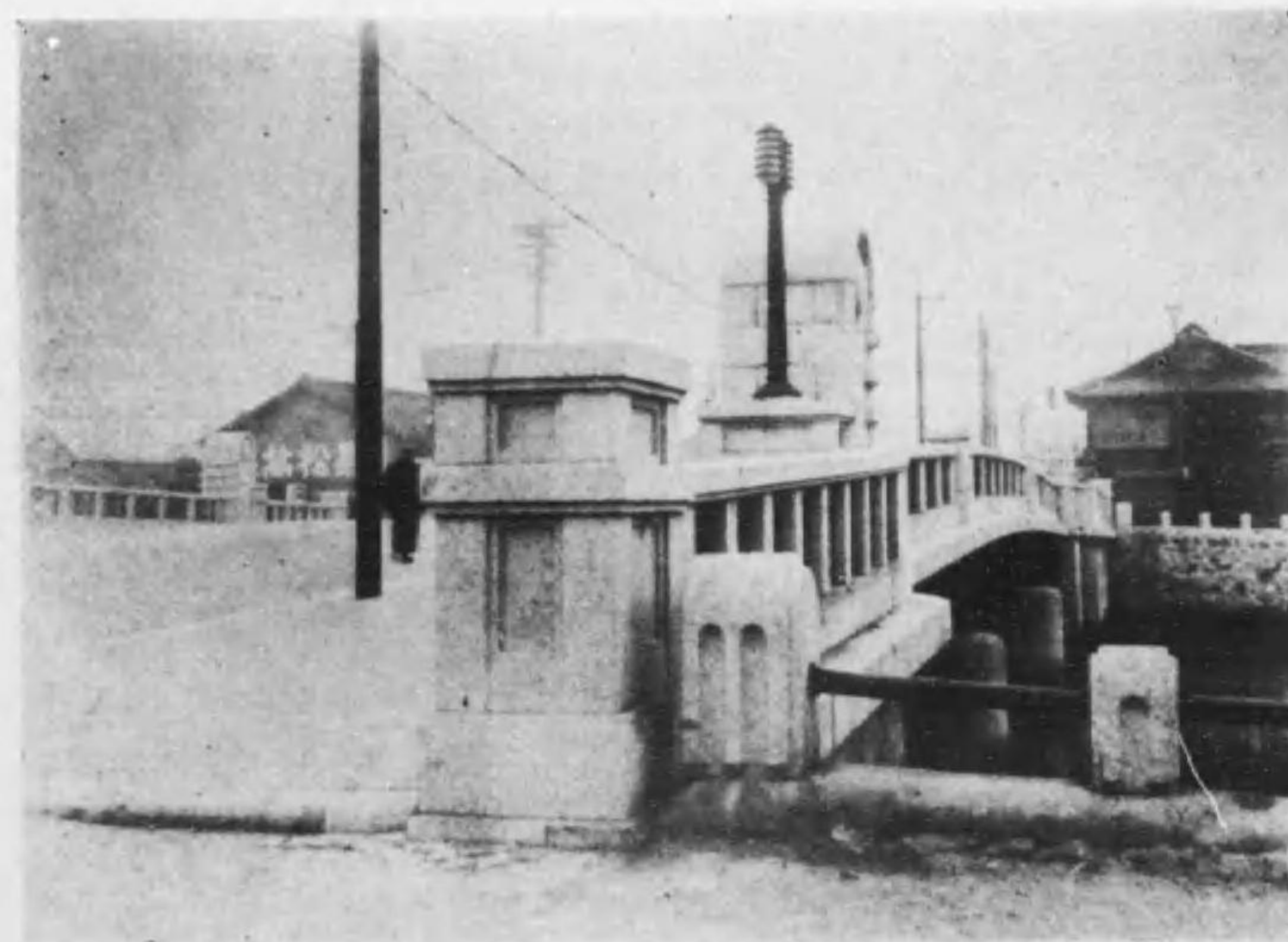


(中事工) 部央中園物動



橋 櫻

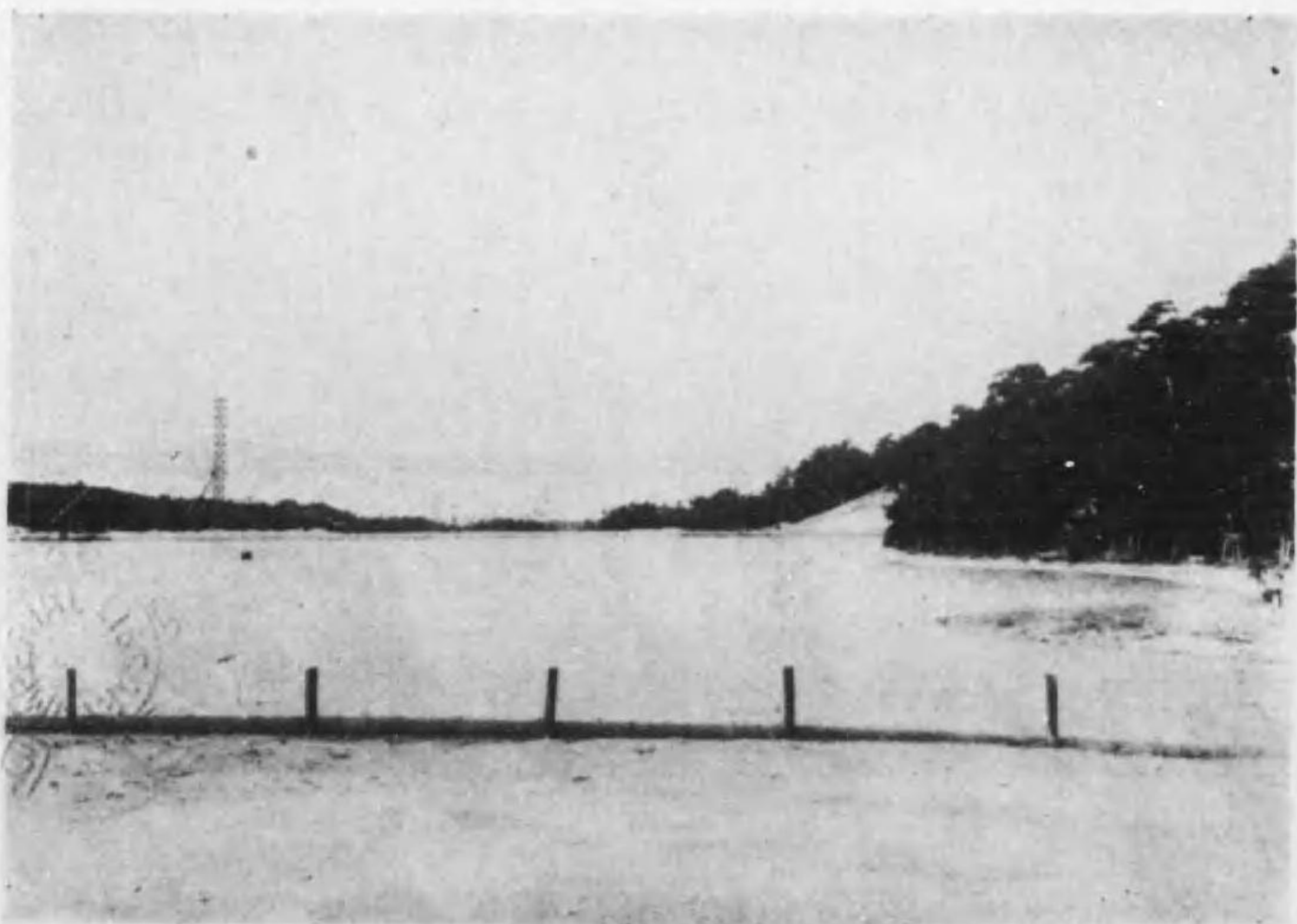
ヲ圓餘萬七十三費工度年一十和昭テシニ梁橋ルセ設架ニ通櫻路廣ハ橋本  
リナノモルセ功竣ニ共ト通櫻ヲ以



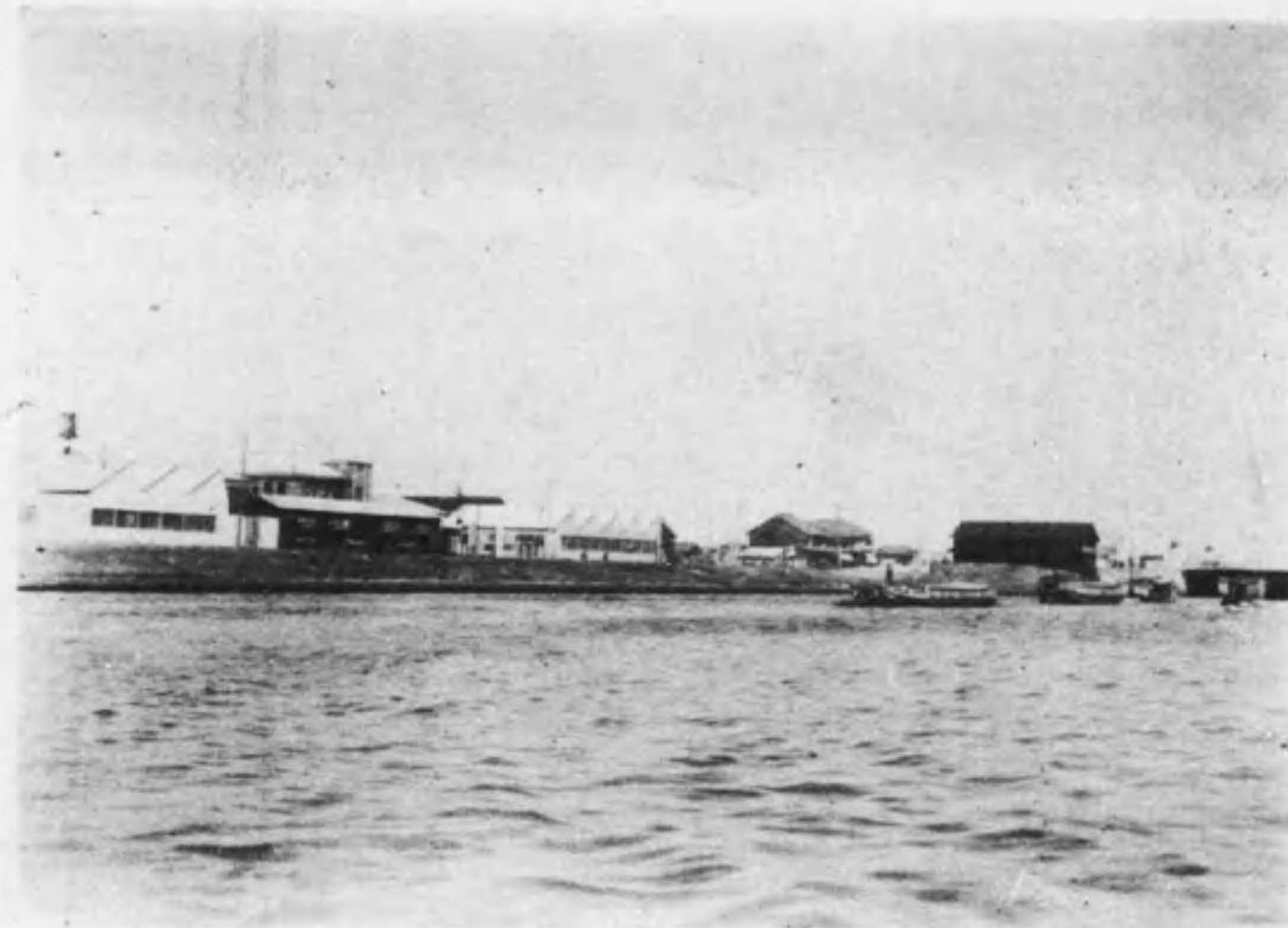
橋 港



園 童 兒 園 公 山 東

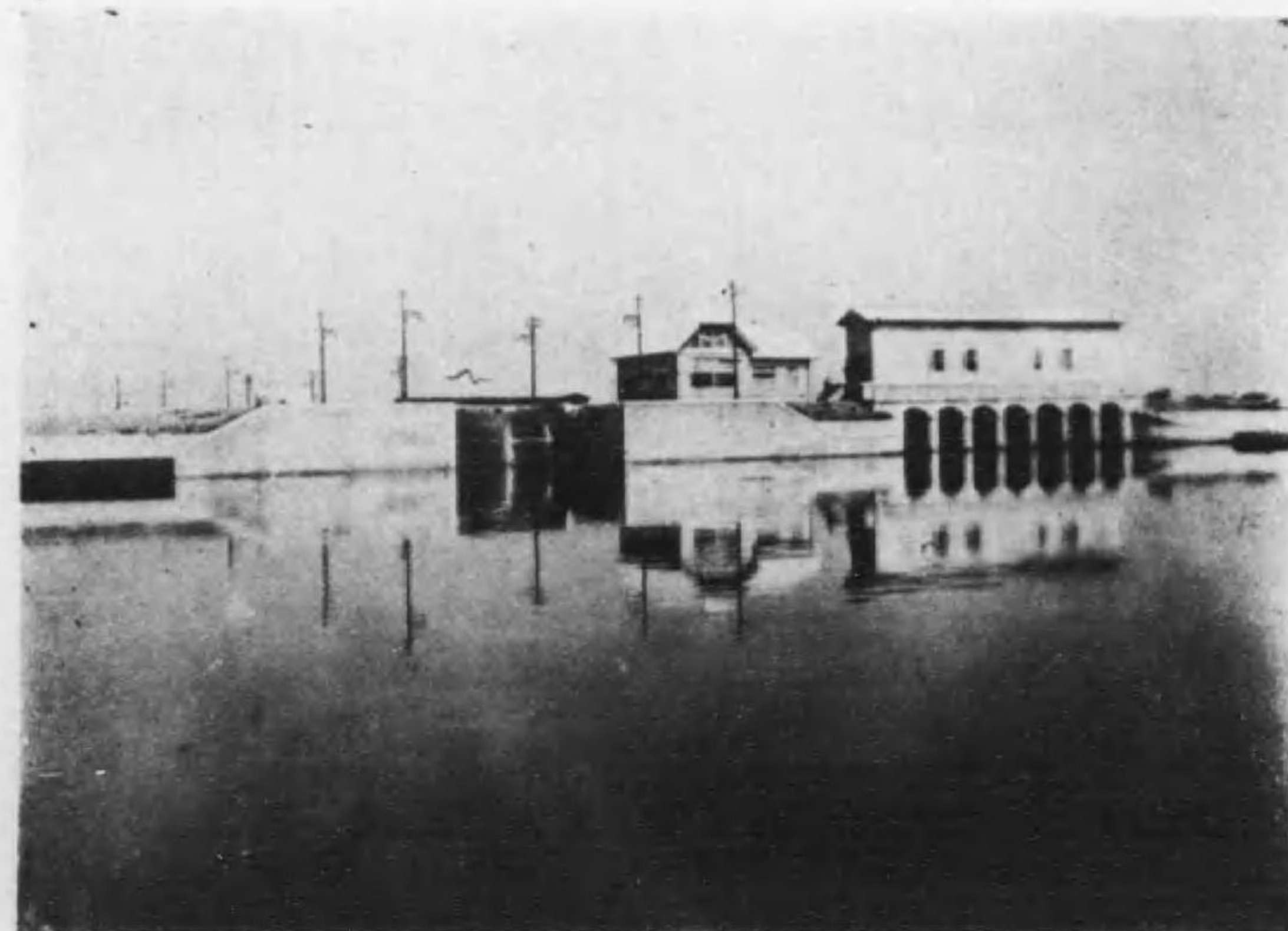


池 上 園 公 山 東



河 運 川 中

街場工ルタレラセ設建ニ地敷建築成造リヨ岸東河運



門 閘 河 運 川 中



# 名古屋都市計畫及都市計畫事業

## 第一章 沿革

### 一 名古屋市の沿革

名古屋市は日本の中央部、濃尾平野の中心に位し、伊勢灣に臨み、古來東西往還の要衝に當つてゐる。斯る天恵的自然的條件が名古屋市の發展の重大なる契機となつたのである。名古屋なる地名の起源は詳かでないが、上古既に熱田神宮創立以來熱田地方が最も早く開け謂はば日本中部に於ける文化發生地であり、今日名古屋の盛大なる發展の淵源となつた。熱田神宮創立當時の熱田の聚落の明確な状態は知る由もないが、神宮に奉仕する一族、養蠶、機業に従事する住民の集落に由り相當規模であつた事が想像される。王朝時代より平安朝に亘つて熱田附近が國司國造の所在地となり、則武、日置、長根、山田、高畑を始めとして、御器所、井戸田、星崎、夜寒、古渡の地名も此頃よりあらはれた。中央の政權衰微して鎌倉時代に入るに及び、民衆的佛教の發生及天下統一による旅程の短縮に由り東西兩政治の中心地の交通次第に頻繁となり、熱田は其の中間的要衝に當り數多の旅宿が出来、座の發達に伴ひ、商業の盛んに行はれた事實は東關紀行に徴しても明かである。かくして建武の中興以來桃山時代に至るまで熱田は東西往還の重要な宿驛として發達したが、之に對して鎌倉以後守護職の所在地として従つて此の地方の政治的中心地として清洲があらはれ、現在名古屋市域外にありながらも熱田と共に名古屋市の前身をなし名古屋市發展の基礎を築いた。戰國時代末期に於て熱田は市域も膨脹し人口は一萬を越してゐたであらうと思はれる。熱田以外に那古野大社、中島、米野、岩塚、高田、長良、高須賀等の地名が名古屋の前身をなすものとして文献に見えてゐる。而しながら熱田清洲其他の聚落は或は宿驛として、或は政廳の所在地として、或は市として自然發生的に起つたもので都市としての形態を具

へず有機的一体をなすものでなかつたが、近世都市名古屋の萌芽をなすものであつた。斯る不統一に散在する聚落を統一して近世都市即封建都市として成立するに至つたのは江戸時代である。慶長十二年四月徳川義直清洲に封ぜられるや、家臣、商人職人、神社、佛閣を名古屋に移して名古屋城を竣功せしめ、慶長十七年名古屋の都市を形成した。爾來江戸時代を通じて名古屋は藩主の善政に由つて商業地として發展したが、依然として農村に依存する消費都市たるの域を脱しなかつたが、其後元祿時代に培はれた享樂主義的傾向及び藩主宗春の積極政策は大いに奢侈逸樂の風を助長したが、又半面に名古屋を商工都市として發展せしめ地方的都會より三都に次ぐ盛況を呈するに至つた。此の時期に於いて各地の商人の來住と共に市内にも豪商起り資本主義の萌芽を見るに至り、江戸時代を通じて全國的に人口の増減は少かつたにも拘らず都市の人口増加は著しかつた。江戸時代の名古屋は開府以來地域擴張され、西北は上宿、巾下から東北は清水口、赤塚、南は門前町から桶町、古渡に連絡した。其の町数は清洲越の住民に由りて形成せられた三十六町、名古屋本來の五町、其の他新興の二町及び南方に發展して熱田宿に達した五町を數へ以て名古屋の輪廓を整へ人口は承應三年五萬四千餘、元祿五年六萬三千餘に達した。而して士族及び熱田の人口一萬四千を合算すれば十一萬以上の日本有數の大都市となつてゐた。江戸末期天保十一年に於ける人口は士分を除いても尙七萬五千餘人を算してゐた。江戸時代に於ける都市の繁榮が武士階級に依存してゐた事實は當然封建制度の没落と其運命を共にし、消費都市たる城下町の衰微を結果したが、而し斯る現象は單に過渡的現象に過ぎず、日清戰役後、新社會經濟組織の一應完成を見るに及んで人口の増加消費の増大、交通機關の普及外國貿易の發展は必然的に生産力を發展せしめ、商工業の發達となり、新しき産業都市の發生、或は消費都市より産業都市へと變遷した。我が名古屋は斯る資本主義的風潮に掉して漸次發達した。而し名古屋が眞に生産都市として急激の發展を見たのは歐洲大戰以後である。明治維新後の人口の動態及び區域の状態を見るに明治四年には城下のみで十三萬を越えてゐたが、新政に由る都市發展の經濟的基礎の一時喪失、支配者たりし武士階級の没落のため一時減少したであらうが、新制度の確立、生産力の發展に由り次第に人口増加し明治二十二年には十五萬七千餘人、大正九年第一回國勢調査人口は四十三萬二千を越え、昭和五年百萬を突破し、昭和十年の國勢調査人口は百

八萬二千八百十六人に達した。一方人口増加に伴ひ市域も漸次擴張され明治二十二年には西部隣接地を、同二十九年には前津、小林、同四十年には熱田を合併し大正十年には隣接十六町村を編入し、面積百五十一、〇九平方軒となり、以て大名古屋市建設の基礎を作り更に昭和十二年三月には下之一色町、庄内町、萩野村の三ヶ町村面積八、八四平方軒人口二萬七千四百九十八人を併合すること、なつた。古來名古屋は國都として政治的中心となりし事も無く、又國家的施設もなく上古中古に在りては一宿驛として、近世に於ては一城下町として發展したに過ぎなかつたが、明治以降に於ては生産都市として誕生した。而して、名古屋市の大々的發展は將來に在り、單なる消費的遊覽的都市として終始する都市或は地域的、人口的に飽和状態に達した都市と異なり豊穡を以てつる濃尾の平野は、人口的、地域的發展の無限の抱擁力を有し、人口稠密に由る低廉な勞働力及中部、北陸の河川に發する多量の電力の供給は名古屋港の完成と共に新興日本の寵兒となり、産業都市名古屋は日本の名古屋より一躍世界の名古屋に躍進して來たのである。

### 一 名古屋市區改正前後

明治維新後に於ける本市は何所も同じことながら大政奉還直後の變革を承け、市街地の整齊に何等の工夫も爲さず、自然荒廢に任せ道路、橋梁、溝渠等殆ん其の用に堪えざる迄に至つたのである。然るに市制施行前即ち明治十六年の頃、區長吉田祿在氏が任命せらる、や、茲に始めて街路系統樹立の必要が認められ南外堀町線、榮町線、若宮八幡社北通線及び山王横町線等四幹線の貫通を畫策し、殊に榮町線の如きは區民の猛烈なる反對ありしにも拘はらず、遂に今日の廣小路通繁榮の基礎を築き、更に新堀川運河開鑿、築港の計畫迄も企圖したが之は實現を見るに至らずして止んだ。

其の後街路に付ては明治二十七年柳本直太郎氏市長となりし際將來の爲め改修を要すべき街路の調査研究を爲し、之を五期に分つて第一期改修路線十七線の計畫を樹立し志水、青山兩市長之を踏襲し、次いで加藤重三郎氏市長となるや大に之が急施を力説し、幹線街路東部水筒先線、西部江川線、南部尾頭線、北部片端線、中央洲崎線等何れも幅員十三間とし、明治四十一

年以降三ヶ年繼續事業として實施するの計畫を樹て、亞て坂本鈺之助氏市長となるに至り、先づ南外堀町川西線、同川東線、江川線、葵町線、東片端線の改修を執行し、其の後更に根本的の市區改正を計畫し、現在の名古屋市より稍大なる區域を以て全般に渉る市區改正案を發表したが、之は實現を見ることなくして終つた。

吉田區長の計畫した東部堀川運河は、柳本市長の時に至り再び企畫せられたれども實行を見ることなく、青山市長に至り初めて實施の端緒に就くを得た。其の際市會は三十八、九の兩年度に四拾八萬圓の經費を可決し、而して市は用地買收の手續迄着手したが市長中途退職し、加藤重三郎氏其の後を承け、更に護岸工事の必要を認め之が爲め六拾萬圓の追加を爲し本事業を完成した。

街路計畫、河川改修に次て重要なものは上下水道の敷設であるが、市長志水忠平氏の調査開始以來歴代市長意を茲に注ぎ十有餘年の歳月を経、加藤重三郎氏市長の際初めて豫算を設定し、上水道は五ヶ年繼續事業、總工事費四百七拾五萬五千圓、下水道は十ヶ年繼續事業、總工事費百七拾壹萬九千圓を以て實施するの計畫を樹立し、明治四十一年政府の敷設認可を得、斯くして本市は駁々乎として發展し來り、其の人口も年々倍蓰し、克く地方的都會をして日本的たらしむるの情勢を醸成した。

斯く本市の發展に伴ひ市區改正の機運漸く熟し、都市改良問題が頗る識者の間に唱導せらるること、なつた爲め、市長佐藤幸三郎氏の時に至り先づ都市改良調査會を起し、大名古屋建設の理想に向つて其の歩を進めた。然るに此の際偶々京都、大阪兩市に東京市區改正條例準用の法律案を第四十議會に提出せらるべき事實に遭遇したが爲め横濱、神戸兩市と相呼應し、同法の準用を受くるは此の時に在りとし熾烈なる運動を起した結果、竟に大正七年九月内務省令第十七號を以て準用都市に指定せられ、一と先づ其の希望を達することを得た。依つて本市は直ちに市區改正委員會豫算を設け、翌八年一月に委員會職員の任命を見、更に二月六日關係各廳高等官及び學識經驗ある者、縣會議員等を委員又は臨時委員に各任命せられ、名古屋市區改正委員會の組織全く成るに至つたから、同年五月二十六日より三日間内務省に第一回の委員會を開き、當時の交通状態に鑑み最も急施を要すと認めたる五幹線街路並に廣場の新設擴築を市區改正の設計として決定し、大正八年度より同十一年度に至る四ヶ

年度繼續事業として施行すること、し、同年八月四日内閣の認可を得、斯くして都市計畫の第一線に起つこと、なつた。

ところが、名古屋市長が五幹線街路事業に要する經費豫算並に繼續年期支出方法を市會に提出し、未だ審議の終らざるに先立ち、大正九年一月一日より都市計畫法實施せらるること、なつたから、從來東京市區改正條例の適用及準用に依り施行し來つた六大都市の事業は總て都市計畫法の適用によつて都市計畫事業として施行せらるること、なり、同時に都市計畫委員會官制に依り都市計畫地方委員會なるものが出來、愛知縣知事は同委員長に、名古屋市長は同委員に各就任し、且名古屋市會議員で市區改正委員たりし者は同委員に任せられたる者と看做され、其の後些少の異動あつて同十一年五月十九日委員會官制一部の改正に伴ひ都市計畫愛知地方委員會改稱せられ現在に及ぶこと、なつた。

斯くして爾來本市は同地方委員會の審議を得、都市計畫及都市計畫事業として幾多重要な施設計畫を樹立し、街路の新設擴築を始め運河の開鑿をも企畫し、一歩々々都市計畫の理想に順應すべく創造改善の途に進みつゝある。

## 第二章 都市計畫に關する事項

### 一 都市計畫區域

都市計畫は都市百年の長計であるから、行政區劃たる現在の都市區域のみならず之を中心として、將來これと一体の有機的生活を營むべき運命に在る部分を劃して、其處に健全なる發展を促進すべき施設を樹立せねばならぬ。

此の區域は地勢、人口増加の趨勢、産業發展の狀況及交通機關の整備等の具体的要件を考慮して決定さるべきものにして、就中重要な交通機關の整備である。

一般都市に於て其の商業中心地は都市活動の最も盛なる所にして、従つて交通機關の中樞を爲す故に此の地點に一般公衆が約一時間以内に到達し得べき範圍は略都市生活の有機機能發揮し得べき限界である。我が名古屋市は是等交通機關の進歩

の程度、附近地發展の實況並に地形を考慮し、商業的中樞地たる榮町筋朝日町附近より半徑二里（約五哩）の圓圈内に包含せらる、面積五千三十一萬坪の區域を以て都市計畫區域としたのである。即ち名古屋市（四千七百七十六萬千坪但し昭和十二年三月合併せる西春日井郡萩野村、庄内町、下之一色町面積二百六十六萬九千坪を含む）及西枇杷島町、愛知郡天白村の一部八事等二ヶ町村（二百五十四萬三千九百坪）を含む區域にして、大体に於て西及北は矢田川及庄内川を境とし、南は天白川を限りとなしたるもので、飽和人口は認可當時向ふ三十年を期し約百二十八萬人を豫想したものである。而して右は大正十一年三月二十日都市計畫愛知地方委員會の審議に附せられ同月二十八日之が議決を見、同年七月五日内閣の認可公告があつた。

## 二 防火地區

本市に於ける地區としては防火地區が指定せられたのみで風致、風紀地區或は美觀地區等は未だ設定せられてゐない。由來火災は都市保安上に於ける最大の脅威にして、就中本邦諸都市の如き木造都市に於ては震災、風災其の他非常の際に於ける各種災害の歸着する所も亦火災にあり、従つて都市建築物の總ては之を耐火構造たらしむるを理想とするも經濟上慣習上速かに之に依り難きを以て、火災豫防上特に重要な地區を市街地建築物法に依り防火地區として指定し、當該地區内の建築物に對し防火的構造たらしめたものである。

本市の防火地區には甲種及乙種の二種がある。甲種防火地區はそれ自体火災の延焼せざるを主眼とし、乙種防火地區は相當時間火災の延焼を防止するを目的とする。又實際地區の指定に當つては別に一團の區域を指定する場合と線狀的に指定する場合もあるも、本市に於ては後者の方法に依り重要街路兩側に於て奥行六間の區域を線狀的に指定せられてゐる。蓋し般賑なる街路兩側一帯の地區は生命財産の密集する所にして、之を保全すると同時に所謂防火路線として附近一團の區域を庇護し併せて非常時に於ける消防、避難交通の安全を期したものである。

此等防火地區は前後二回に亘り指定せられた。最初大正十一年八月十九日愛知地方委員會に附議せられ翌十二年五月二十五

日内務省告示第一六八號を以て甲種防火地區二線、次て同十三年二月十三日同告示第六〇號を以て甲種防火地區二線、乙種防火地區五線が指定せられ前者は同十二年七月一日、後者は同十三年二月十五日施行せらる、こと、なつた。其の指定線率左の通りである。

### 一、甲種防火地區（大正十二年五月二十五日指定ノモノ）

左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地

- 一、西區東柳町八十一番地ノ二地先ヨリ納屋橋ヲ經テ中區新榮町三丁目二十九番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 二、中區榮町五丁目八番地ノ二地先ヨリ上前津十五番地ニ至ルノ路線

### 一、甲種防火地區（大正十三年二月十三日指定ノモノ）

左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地但シ中區大池町七丁目一番地ノ一、同町七丁目二番地ノ二及中區御器所町ニシテ大正八年八月十三日名古屋市告示第六十四號名古屋市區改正設計道路第一號路線ノ廣場ニ面スルモノヲ除ク

- 一、西區本町一丁目一番地地先ヨリ中區門前町六丁目一番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 二、中區鶴舞町二十四番地ノ一地先ヨリ西日置町字山王十番地ノ一地先ニ至ルノ路線

### 二、乙種防火地區

左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地但中區大池町七丁目一番地ノ一及同町七丁目二番地ノ二ヲ除ク

- 一、中區門前町六丁目六番地ノ一地先ヨリ橋町六丁目七番地地先ニ至ルノ路線
- 二、中區春日町三十七番地ノ二地先ヨリ古澤町二丁目二番地地先ニ至ルノ路線
- 三、中區新榮町三丁目二十四番地ノ一地先ヨリ同町六丁目二十二番地ノ一地先ニ至ルノ路線

- 四、東區東片端町三丁目十四番地ノ三地先ヨリ中區大池町七丁目一番地ノ二地先ニ至ルノ路線及中區松枝町三丁目十九番地先ヨリ大池町六丁目十二番地先ニ至ルノ路線
- 五、東區南外堀町十一丁目四番地ノ一地先ヨリ中區榮町六丁目一番地地先ニ至ルノ路線

### 三 地 域

用途地域制は建築物の用途に依り地域を分ち都市の統制ある發展に資せんとするもので、市街地建築物法に依り指定せられたる地域を都市計畫の施設として施行するものである。従つて此の地域は土地の沿革、現状、地勢、水陸交通の關係乃至は天然の並人爲的條件を考慮決定せらるべきものにして本市の地域制は之れ等の事情及大産業都市として將來の發展を參酌して、大正十三年九月地方委員會の審議を経て、同年十月二十七日内務省告示第六百七十五號を以て指定せられたるものにして、遊廓所在地や名古屋築港の第一號、第二號埋立地や主要街路に當る所は之を商業地域となし、港灣や運河に接した廣大なる區域並に東北部の中央線に接した所は之を工業地域となし、堀川以西鐵道東海道沿線にて工業地域となすに都合が悪くさりとて住居地域にも或は工業地域にも適しない所並に火葬場の所在地等は之を未指定地となし、其の残れる部分を住居地域としたのであるが、其の後昭和八年七月地方委員會の審議を経て、同年十一月市街地建築物法の適用せられたる萩野村、庄内町、西枇杷島町、下之一色町及天白村大字八事の區域に於て萩野村大字成願寺、安井附近一帶、庄内町の南部及枇杷島驛附近一帶の地は染色織物工場多數存し地勢上工業地たるに適するを以て工業地域に、庄内川に沿ふ萩野村、庄内町、西枇杷島町の各一部の地、下之一色町及天白村大字八事の區域は土地の現況により住居地域に、更に住居地域内に存在する主要街路並都市計畫街路の兩側又は片側に於ける建築物の敷地を商業地域に指定し、商業の利便を圖り、又庄内町堀越及天白村大字八事内に現存する塵芥焼却場火葬場の敷地は之を未指定地に、又既定地域にして集團商業地域の東部に接し、住居地域たる南武平町附近一帶の地は土地利用の現狀より將來を豫測し之を商業地域に變更し、併せて第二期都市計畫として決定せられたる街路及主要街

住居地域を路線的商業地域に變更、土地利用の實情に適應する事とした。然るに土地の現狀並に商工業發展の情勢は更に既定地域の一部を變更するの必要を生じ、昭和十年二月地方委員會の審議を経て、同年三月追加變更せられた。即ち住居地域たる城西一帶、鍋屋町附近、車道町附近、松ヶ枝町附近、橋町古渡町附近一帶の地は商業適地にして東大會根町附近、熱田傳馬町附近の住居地域たる地及南部商業地域港本町北方の工業地域たる一部の地は、土地利用の現狀より將來を豫測し之れが發展の趨勢より、何れも商業地域に變更し、更に住居地域たる黒川沿岸一帶の地は水質良好にして染織工業に適し、名古屋驛北部の未指定地及千種驛東部の住居地域は天々驛に近接し、堀川沿岸の住居地域及其の西部一帶の未指定地並に新堀川沿岸一帶の住居地域たる地は水運至便なるを以て、工業適地として現在既に大小工場存在し、又南部東海道鐵道沿線に於ける住居地域及築港七號地、八號地、九號地は地勢上工業適地なるを以て、之等の事實に鑑み何れも之れを工業地域に變更した又工業地域たる下飯田町の一部、八田驛前、白鳥驛西部、道徳公園附近一帶及中の島通附近の地は近年住宅地として其の發展顯著なるを以て之を住居地域に變更、尙既定區域の變更に伴ひ住居日常の利便に備ふると共に沿線商業の繁榮を保護せむが爲路線的商業地域の一部を變更し、又住居地域たる北清水町附近一帶、東大會根町附近及黒門町附近の地は鐵道に近接し既に中小工場存在するに依り土地利用上之を未指定地に變更し、以て將來の合理的發展を期せむとした。

如上の各種變更地域の面積を舊地域に對比し、現在名古屋都市計畫地域内の地域指定の状態を見れば次の通である。

地 域 名	大正十三年内務省告示ニヨル地域		昭和八年十一月内務省告示ニヨル地域		現 在	
	面 積	百 分 比	面 積	百 分 比	面 積	百 分 比
商業地域	二四、四九〇・〇〇	五五・ <sup>七</sup> / <sub>一〇〇</sub>	五、六七〇・〇〇	一二・ <sup>三</sup> / <sub>一〇〇</sub>	六、七四三・〇〇	一三・ <sup>四</sup> / <sub>一〇〇</sub>
工業地域	四、五一〇・〇〇	一〇	一六、五二〇・〇〇	三三	一八、一九〇・五〇〇	三六・〇
住居地域	一四、四八五・〇〇〇	三三	二六、三九一・〇〇〇	五三	二四、二七四・五〇〇	四八・二
未指定地	一、一三三・〇〇〇	三	一、三六〇・〇〇〇	二	一、八三三・〇〇〇	二
計	四四、五八八・〇〇〇	一〇〇	四九、七六〇・〇〇〇	一〇〇	五〇、三三〇・〇〇〇	一〇〇・〇



## 四 街 路 網

10

本市都市計畫區域は其の大部分は市の行政區域にして、一都市としての統一ある合理的機能を發揮せしむる爲、都市交通に最も重要な街路の基幹を決定し、特殊交通機關の布設の促進と相俟つて在來の狹少にして系統的連絡なき街路より招來せる交通上經濟上の不利益、不便宜を除去することは最も喫緊の事に屬する。

抑々街路は都市に於ては單に通運の機關のみでなく更に重要な市街の區劃の基準となるものである。従つて本市新市部に於ては耕地整理、區劃整理等の事業盛んに勃興し來るも之が基準なる街路基幹の決定なき爲街區設置の方針を定むる能はず延ては本市發展の重大障礙を爲す状態に在り。此處に於て本市は本市發展の趨勢、地域の設定、運河網の設定、名古屋驛及名古屋港の擴張、改築の方針決定等を關聯考慮するに共に都市計畫區域外の地形及交通状態即ち東北部より東南部に亘り丘陵起伏し交通量僅少なるも北部より西部にかけ濃尾平野に連り、南は名古屋港を控へ將來本市の發展に伴ひ益々交通の頻繁を加ふべき形勢等を考慮し、是等各般の事情を基礎として街路の配置及巾員を決定すること、なつた。

### 街路計畫の決定

上述の如く本市街路網計畫は後述五幹線街路の將に完成せんむするに當り、本市將來の發展を目的に各般の事情を考究し決定したるものにして、その最初のもは、大正十三年三月愛知地方委員會に於て審議せられ、同年六月九日運河網と共に内閣の認可公告があつた。

今其の概要を述べれば、當時の岩井線を西に延長して岩塚に至る路線及枇杷島を起點として舊市街を南北に縦貫し柴田町に至る路線を以て大名古屋市縦横の大基幹とし、築港四號地より西部工業地域の中央を北上し、榮生町より東方城北舊金城町、大會根驛附近を経て東郊住居地域一帯の中央を南下し、西築地六號地に至る所謂循環路線、東郊呼続町を起點として熱田傳馬町附近を經、西方工業地域の中心を横斷して下之一色町に至る兩市場地の聯絡路線及下之一色町を起點とし荒子町、四女子町を

經て、南平野町附近に於て岩井線の延長に接續する荒子、中川兩運河の起點を通過する斜線及大名古屋驛改築の曉には其の正面街路となるべき菅原町を擴張する現廣小路線の平行線等各路線は何れも之を巾員十八間以上の大動脈とし、更に之等を基準として半哩若くは一哩内外の間隔を以て十二間以上の斜線を地域の用途、將來の交通状態其他土地の状況に應じ配置したるもので、其の路線總數四十線、延長八萬四千六百七十七間（約三十七里）即ち廣路（二十四間）一線、一等大路第二類（十八間街路）十四線、一等大路第三類（十三間半街路）二十四線、二等大路第二類（八間街路）一線である。

### 第一次街路計畫の追加

本計畫は都市計畫區域内に於て宅地造成の目的を以てする土地區劃整理益々増加し、都市計畫區域内郊外の全面積に及ぼさざるを機會に幹線街路の配置を決定し、土地區劃整理の促進を計るに共に南部に於ては東西築港埋立地及其の背面工場地域の横斷的連絡に供し、築港計畫將來の施設に呼應せしめ、又本市に於ける唯一の理想的住宅地たる東部丘陵地の利用増進を計る爲に、舊市街に在りては間隔半哩、郊外に在りては同一哩を原則として、路線數二十線（全部十三間半街路）總延長三萬三千五百二十八間（約十五里）を最初の街路計畫に追加したるものである。

右は大正十四年十一月地方委員會の審議を經、翌十五年一月二十七日内閣の認可公告があつた。

### 第二次街路計畫の追加及變更

以上に依り街路網計畫の概要は決定したるも、其の後昭和四年七月十日内閣の認可公告を經て一等大路第三類第五號線及同第二十號線中一部變更あり、又昭和七年六月二十四日些少なる變更として、一等大路第二類第十二號線中國有鐵道臨港線の線路を跨ぐ部分を線路下を過ぐるよう改められ、更に昭和十二年二月十五日愛知地方委員會の審議を經、同年三月十四日内閣の認可公告を得て、廣路第一號線起點附近の位置變更と一等大路第三類第四十五號線始め四路線總延長千六百九十六間（〇、七甲餘）の變更及追加を見た。此の廣路第一號線の一部位置變更は鐵道省改良工事名古屋驛の計畫確定に伴ひ驛本屋との取合上變更の必要を生じたるに依り又四路線の追加は驛改良計畫の確立に伴ひ、驛附近の街路系統を整備する必要ありたるに依るもの

である。

以上に依り本市に於ける都市計畫指定路線として街路網を構成するものは其の數六十四路線總延長二十一萬七十七米四八八(五十三里四八)に及び是が街路の等級中員別路線數及延長は左表の通りである。

街路の等級及中員

一、廣路	第一類	二十四間以上
二、一等大路	第一類	二十間以上
	第二類	十六間以上
	第三類	十二間以上
三、二等大路	第一類	十間以上
	第二類	八間以上
	第三類	六間以上

都市計畫路線表

街級	幅員	路線數	延長	備	要
廣路	四三、六六(二間間) 三、七(一八間)	一	一、八五、五八一	大正十三年認可公告一線	
一等大路第二類	三、七(一八間)	一	六九、六〇、六一六	大正十三年認可公告一四線	
一等大路第三類	二四、五五(三、五間)	六	二七、六三、六七七	大正十三年認可公告二四線 昭和三十五年認可公告二〇線 昭和三十五年認可公告二〇線 昭和三十五年認可公告二〇線 昭和三十五年認可公告二〇線 昭和三十五年認可公告二〇線	
二等大路第一類	一八、一八(一〇間)	一	七、七、七	昭和三十五年認可公告一線	
二等大路第二類	一四、五五(八間)	二	一、五九、三三八	昭和三十五年認可公告一線	
計		六	三〇、〇七、四八八		

都市計畫路線別表

路線番號	區	間	延長	幅員	備	要
路廣第一號線	自西區廣井町三丁目 至同西宮原町三丁目		一、八五、五八一	四三、六六		大正十三年認可公告及昭和十年内務省告示第二十三號ニヨリ變更
一等大路第二類第一號線	自西區伏見町四丁目一三 至東區大津町四丁目一三		六五、六一八	三、七		大正十三年認可公告
第二號線	自批杷島橋東詰 至西區南外堀町二丁目一		三、三七、七六四	三、七		右同
第三號線	自西區南外堀町三丁目三 至同南橋南詰		七、二六、八七二	三、七		右同
第四號線	自千鳥橋北詰 至同北橋北詰		五、四〇、六四四	三、七		右同
第五號線	自西區北一色町字西浦 至同北一色町字東浦		七、三〇、六六六	三、七		右同
第六號線	自西區榮生町字上更屋敷 至同北一色町字東浦		三、四八、九九九	三、七		右同
第七號線	自西區榮生町字上更屋敷 至東區矢野町字五反田		六、九八、二九一	三、七		右同
第八號線	自東區矢野町字五反田 至中區廣路町字下丸屋一〇八		五、六六、二〇〇	三、七		右同
第九號線	自中區廣路町字下丸屋一〇八 至南區大江町一		九、〇六、二二七	三、七		右同
第十號線	自中區西日置町字上小路四四 至同西日置町字上小路四四		四、八九、二九一	三、七		右同
第十一號線	自中區西日置町字上小路四四 至南區東起町字上萬町起		五、五三、〇九一	三、七		右同
第十二號線	自南區熱田傳馬町三丁目四 至同熱田傳馬町三丁目四		六、六六、二五四	三、七		右同
第十三號線	自南區熱田傳馬町三丁目三〇ノ一 至同熱田傳馬町三丁目三〇ノ一		二、五五、三四五	三、七		右同
第十四號線	自中區西日置町字長島 至同西日置町字長島		六、九、六六四	三、七		右同
一等大路第三類第一號線	自東區大津町四丁目一五 至同東區大津町四丁目一五		一、五五、六五五	三、五		右同

同	第二號線	自西區北藤町一六地先	四、七三、七〇九	二四、五四五	大正十三年認可公告
同	第三號線	自南區八熊町字五反畑	四、六七八八	二四、五四五	右同
同	第四號線	自中區御器所町字小針一	六、六七一、八二	二四、五四五	右同
同	第五號線	自西區稻葉地町字平敷	四、四〇〇、三七	二四、五四五	右同
同	第六號線	自中區新榮町九丁目一六	三、四一四、七五七	二四、五四五	右同
同	第七號線	自東區田代町字竹下二八	四、三九九、二五五	二四、五四五	右同
同	第八號線	自南區熱田新宮坂町六二	三、二七、二五五	二四、五四五	右同
同	第九號線	自東區大曾根町字神戶	六、七七、四七三	二四、五四五	右同
同	第十號線	自東區矢田町十丁目	六、二九、二〇九	二四、五四五	昭和十一年內務省告示第百五十六號二 ヨリ變更
同	第十一號線	自中區矢田町二丁目	一、八六三、八九三	二四、五四五	大正十三年認可公告
同	第十二號線	自中區松重町四ノ切一	一、〇五三、七八三	二四、五四五	右同
同	第十三號線	自南區野田町字川田四一	六、〇八四、四五四	二四、五四五	右同
同	第十四號線	自南區熱田東町字深上	三、七八七、六八	二四、五四五	右同
同	第十五號線	自南區熱田東町字深上	五、二七八、四五	二四、五四五	右同
同	第十六號線	自西區下中村町字砂田二	八、七〇九、七六四	二四、五四五	右同
同	第十七號線	自西區榮生町字大黒割	二、二五五、七七	二四、五四五	右同
同	第十八號線	自西區北藤町一五	三、〇〇、六九九	二四、五四五	右同
同	第十九號線	自西區志賀町字勘定寺前	一、五五七、二六六	二四、五四五	右同

同	第二十號線	自西區志賀町字南町	一、八六七、二六	二四、五四五	大正十三年認可公告
同	第二十一號線	自東區新出來町一丁目二五	一、二九九、三七	二四、五四五	右同
同	第二十二號線	自南區笠寺町字上加福	一、八六六、五六	二四、五四五	右同
同	第二十三號線	自中區西日置町字長島九	二、五五、五四五	二四、五四五	右同
同	第二十四號線	自下ノ一色町字戌亥島	九、三、八五五	二四、五四五	右同
同	第二十五號線	自東區布池町三二ノ一一	七、三、六五四	二四、五四五	大正十五年認可公告
同	第二十六號線	自東區車道東町五ノ一九	三、四七四、一六四	二四、五四五	右同
同	第二十七號線	自名古屋衛兵病院前	一、七〇九、六二	二四、五四五	右同
同	第二十八號線	自東區長坂町二丁目九	九、六六、七七	二四、五四五	右同
同	第二十九號線	自西區春日井郡荻野村矢田川	一、五九二、二二六	二四、五四五	右同
同	第三十號線	自西區志賀町字勘定寺前	一、七四、六六一	二四、五四五	右同
同	第三十一號線	自東區古出來町二〇四	三、〇三、〇七三	二四、五四五	右同
同	第三十二號線	自東區鍋屋上野町字東山	一、七三〇、九二	二四、五四五	右同
同	第三十三號線	自東區鍋屋上野町字道上	四、八六、四五四	二四、五四五	右同
同	第三十四號線	自都計一ノ三ノ三ノ終點	二、六八、八五五	二四、五四五	右同
同	第三十五號線	自都計一ノ三ノ六ノ終點	二、一五五、九四五	二四、五四五	右同
同	第三十六號線	自東區千種町字下古井	六、五三三、六七三	二四、五四五	右同
同	第三十七號線	自都計一ノ三ノ六ノ終點	三、二七〇、四一八	二四、五四五	右同

同	第三十八號線	自中區廣路町字石坂三四 至都計一ノ三ノ八ノ終點	二、七四・四一八	二四・五四五	大正十五年認可公告
同	第三十九號線	自南區瑞穂町字砂間九一 至島田橋北詰	三、二八・七〇九	二四・五四五	右 同
同	第四十號線	自南區熱田新田東組 至南區對面橋西詰	四、〇四・七二七	二四・五四五	右 同
同	第四十一號線	自南區星崎町字殿海道 至南區鳴尾町地先	三、六九・五八三	二四・五四五	右 同
同	第四十二號線	自都計一ノ三ノ三ノ終點 至都計一ノ三ノ四ノ一	三、六四・九六四	二四・五四五	右 同
同	第四十三號線	自南區寶神町字わ 至南區豊田町字汐遊	五、〇〇・二二六	二四・五四五	右 同
同	第四十四號線	自西區稻葉地町庄内川堤防 至西區菊井町八丁目八	三、五五・六五五	二四・五四五	右 同
同	第四十五號線	自笹島町一丁目 至藤ノ宮通三丁目	二、〇〇・七七七	二四・五四五	昭和十年認可公告 昭和三十九年認可公告
同	第四十六號線	自廣井町八丁目 至菊井町八丁目	六三・八二・六二	二四・五四五	昭和十年認可公告
二等大路第一類	第一號線	自笹島町一丁目 至泥江町一丁目	七七・七七三	一八・八一	右 同
二等大路第二類	第一號線	自枇杷島橋中詰 至西枇杷島町大字下小田井	一、二五〇・七四五	一四・五四五	大正十三年認可公告
同	第二號線	自廣井町一丁目 至則武町	三四・六六六	一四・五四五	昭和十年認可公告
計	六四路線		二、〇〇・九七・四八八		

### 五運河網

運河が都市の構成に於て河川、港灣の改修若くは陸上運輸機關の施設と相俟つて交通、運輸上の重要施設たるは言を俟たざる所て、殊に産業都市を以て任ずる本市に於ては重要不可欠の施設であらねばならぬ。従つて本市に於ける運河計畫は多年の懸案にして、既に明治三十四年には關係地主に於て中員約十五間の小運河を、越えて同三十九年には兩宮敬次郎氏が中員約三十

間の運河計畫を樹て、更に又大正二年より同六年に亘り縣事業ミして開門式中員五〇間延長金城村上名古屋に至る七千四百五十八間の大運河計畫が企畫せられたが何れも實現を見るに至らず、其後運河期成同盟會等組織せられ大正十一年市の現狀に鑑み縣、市協調の許に之が計畫を進め同十三年六月九日街路網と同時に運河網を決定し、内閣の認可を得ることとなつたのである。抑本市幹線運河網の計畫の方針は、工場地に於ける原料諸材料の供給、製產品の搬出の關係に基く港灣及鐵道との聯絡を主とし、商工業地相互の内部的聯絡を從とし、直接間接の利用區域を運河兩岸約三、四百間内に取るものとし、従つて築港埠頭線を基線として工業地域内に向つて約一哩内外の間隔を以て放射せしむるものを第一次幹線とし、之を聯絡するに大体の埠頭線に並行せる數條のものを第二次幹線として配するを理想としたものである。

右の方針の下に在來の堀川及中川、荒子川、山崎川並大江川の諸運河を以て之を大名古屋市に於ける五大幹線とし、其の中員は中川及荒子川に在りては、延長及利用區域の廣大にして且つ下流港背一帯は重工業の發達すべき場所なるを以て、下流は中員五十間の一等運河となし、上流は中員三十五間の二等運河とし、山崎川及大江川は同地域の將來工業發達の趨勢を察し之を中員三十五間の二等運河とし、之等五大幹線を聯絡する各幹線は之を中員二十間以上の三等運河を配することとした。

即ち此の計畫に依れば中川、荒子川、山崎川、大江川の四川總延長九千九百十五間に達する幹支線を開鑿し之に既設堀川を加へて五大幹線とし之を聯絡する爲三等運河を配備せんとするものである。其の決定せられた運河の等級中員の標準等左の通りである。

- 一、運河ノ等級及幅員
- 一等 五十間以上
- 二等 三十五間以上
- 三等 二十間以上
- 四等 十間以上

二、運河ノ底高

特殊ノ場合ヲ除キ零點下六尺以上トス  
本設計ノ零點トハ名古屋港務所水準基標零尺ヲ謂フ

三、水閘ノ有効幅員及延長

一等	幅員	六間以上	延長五十間以上
二等	同	六間以上	同 四十間以上
三等	同	五間以上	同 三十間以上

四、運河ニ架設スル橋梁ノ桁下高及有効徑間

一、高	計畫高水位以上十尺ヲ下ルコトヲ得ス
一、徑間	二十七尺以上

五、新設スヘキ運河ノ位置及幅員

- 一等第一 幅員五十間
- 中川川口ヨリ南區熱田新田東組字東川縁二百三十六番地ニ至ル
- 一等第二 幅員五十間
- 荒子川川口ヨリ南區熱田前新田字十三番割四百七十八番地地先ヲ經テ同區小碓町字南堤起百三十二番地ニ至ル
- 二等第一 幅員三十五間
- 一等第一終點ヨリ中區長良町字南新田五十五番地ニ至リ右折シ同區露橋町字西海道六十二番地ノ二ニ至ル但シ中區長良町字南新田五十五番地ヨリ本線終點ニ至ル間ハ幅員五十間トス
- 二等第二 幅員三十五間
- 一等第二終點ヨリ南區荒子町字白山二十一番地ニ至リ右折シ中區篠原町字六女子百七十九番地ニ至ル但シ南區荒

子町字白山二十一番地ヨリ本線終點ニ至ル間ハ幅員五十間トス

二等第三 幅員三十五間

山崎川川口ヨリ南區豊田町字忠次中ノ割二千四百三十一番地ノ一地先ニ至リ幅員五十間長五十間ノ舟溜ニ接続ス

二等第四 幅員三十五間

大江川川口ヨリ南區本星崎町字根走三千二百八十八番地地先ヲ經テ同町字七子二千二百九十番地地先ニ至リ幅員五十間長五十間ノ舟溜ニ接続ス

三等第一 幅員二十五間

二等第二終點ヨリ中區篠原町字八畝割北二千四百六十一番地ニ於テ二等第一ニ接続ス

三等第二 幅員二十間

二等第一終點ヨリ中區松重町二十四番地ノ十一ニ於テ堀川ニ接続ス

三等第三 幅員二十間

二等第一終點ヨリ中區西日置町字猿子十九番地ノ一ニ至リ左折シ同區南平野町字前田八十九番地ノ一ニ至リ幅員五十間ノ舟溜ニ接続ス

六公園配置

公園は密集生活に於て生ずる全都市の汚濁せる空氣を新鮮にし温度、濕度を調節し、同時に附近地建築物に對し通風採光の用をなし、又人工的施設のみに依つては表現し得ざる處の、都市の景觀に風趣を興へ、若くは我國都市の如き木造建築物に對しては火災延焼の防止を爲す等の謂は、對外的効果を有するのみならず公園内に於ける休養、散策、運動、遊戯等に依り都市生活の不斷の刺激と疲勞を救ひ、或は各種災害の場合避難、救護の場所ともなる等の對内的効果をも有する人工的施設の中に密

集する都市生活の有形無形の缺陷に對する救済の使命を有するものにして、之れが近代的都市構成に於ける如何に樞要なる施設たるかは今更贅言を要せぬ所である。

然るに本市に於ては曩に都市計畫區域の決定以來地域を定め街路網、運河網の確定を見たるを以て産業都市としての計畫は稍備はりたるも、公園施設としては僅かに鶴舞、中村の二公園に過ぎず然も當時民間に勃興せる土地開發の事業に順應して緑地の維持、風致の保存に努むる要あるを以て、に本市將來の健全なる發達を計る爲、他の諸計畫と共に公園計畫を樹立することとなつたのである。

本計畫は營に現地及周圍の状況のみならず他の都市計畫の諸施設をも考慮し、水邊、樹林地、神苑地、史蹟及名勝地等にして保存、修飾又は記念すべきもの若くは市街地内の土地にして將來公園として施設するを適當とするもの等を選び、且つ區域内の各土地より約半里以内の間隔を以て公園の配置を決定した。

本計畫を概括すれば、大正十五年一月愛知地方委員會の議決を経、既設鶴舞、中村兩公園の擴築を爲す共に、全區域内に互り、大小二十二ヶ所の公園を新設すること、なり同十五年一月二十八日內閣の認可公告を得たもので、其の合計面積は五百六十萬三千六百四十四平方メートル五五、八事に於ける東山公園（公園第十六號）の二百六十七萬七千六百八十九平方メートルを最大とし總て三萬三千平方メートル（一萬坪）以上の公園計二十四ヶ所にして、市總面積に對しては三%七、市人口一人當り五平方メートル一七に該當してゐる之が位置面積等左の通である。

公園の位置面積

名	稱	所	在	地	面	積	摘	要
公園	第一號	南區	稻永	新田	三〇、五七、〇〇			
公園	第二號	南區	土古	町	七、三三、六六			

公園	第三號	南區	小確	町	六二、一四八、八五			
公園	第四號	南區	荒子	町	三六、三三、六九			
公園	第五號	中區	篠原	町	五九、五〇四、三三			
公園	第六號	南區	横井	町	一七三、八三、八一			
公園	第七號	西區	中村	町	二〇七、七八、七五			中村公園一部既設及擴築
公園	第八號	西區	白川	町	七三、三八、五三			
公園	第九號	西區	北庄	町	三三、七〇、七九			
公園	第十號	西區	庄切	町	一四、七七、〇七			
公園	第十一號	西區	西庄	町	七九、〇八、三八			
公園	第十二號	西區	西志	町	二四、〇四九、七五			志賀公園一部開闢
公園	第十三號	東區	筒井	町	九四、五四五、五九			
公園	第十四號	東區	矢代	町	一〇、九九、二八			
公園	第十五號	愛知郡	天白	村	二、六七、六九、九〇			東山公園一部開闢
公園	第十六號	中區	鶴舞	町	三三、〇七、五五			鶴舞公園既設
公園	第十七號	中區	瑞穂	町	三三、三三、四〇			
公園	第十八號	南區	瑞穂	町	九三、五三、八五			
公園	第十九號	南區	熱田	町	六四、七三、四八			
公園	第二十號	南區	熱田	町	七四、三〇、三七			
公園	第二十一號	南區	呼続	町	八七、九三、四〇			
公園	第二十二號	南區	笠寺	町	四三、六九、九〇			
公園	第二十三號	南區	豐田	町	八四、六六、三三			
公園	第二十四號	南區	鳴尾	町	三三、六六、九〇			
計					五、六〇三、六四、五五			

### 第三章 都市計畫事業に関する事項

三二

法令に依る都市計畫事業として道路、廣場、河川、港灣、公園、鐵道、軌道、運河、飛行場、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場、塵介焼却場及防風、防火、防水又は防潮等二十四個に亘る施設があり得る。然乍ら本市に於て今日迄に都市計畫事業として決定されたる施設は、道路、廣場、運河等の施設であつて其の他の施設に對しては未だ都市計畫事業として施行したることがない。今之等事業の事業費豫算額を見るに

第一期都市計畫街路事業	八、九九九、八五三圓〇三
覺王山線街路擴築事業	一、一一〇、〇〇〇圓〇〇
中川運河開鑿事業	一九、三九二、〇九二圓〇〇
第二期都市計畫街路事業	四五、五一三、一三四圓〇〇
計	七五、〇一五、〇七九圓〇三

にして、之に愛知縣知事執行の都市計畫街路事業費百八拾貳萬參千四百七拾壹圓を加すれば七千六百八拾參萬八千五百五拾圓參錢に達する。

#### 一 街路事業

本市に於る都市計畫街路事業としては、大正八年東京市區改正條例の準用に端を發し、途中都市計畫法の施行に依り當該事業として昭和二年四ヶ年の歳月と、約九百萬圓の事業費を費して、完成したる所謂五幹線街路改設及び之が追加事業たる東郊連絡線街路（一等大路第三類第四號線）の新設等を第一期街路事業とし、次て大正十三年十二月の内閣の認可を得て同年より昭和二年に至る四ヶ年度繼續、工事費九拾八萬圓を以て完成したる覺王山線街路の擴築あり更に又昭和四年七月内閣の認可

を得て七ヶ年度繼續、事業費約貳千九百萬圓の巨費を以て昭和四年度より同十年度に亘り實施し更に同十一年之が追加並に變更に依り事業費を四千五百拾萬圓に増額し繼續年期を七ヶ年延長し目下實施中に屬する第二期街路事業等て是等事業の總事業費は五千五百六拾貳萬貳千九百八拾七圓參錢にして本市都市計畫事業の大半を占め七四%一に該當すること、なる。

##### (一) 第一期都市計畫街路事業

第一期都市計畫街路事業とは五幹線街路即ち通稱岩井線（第一號線）高岳線（第二號線）千早線（第三號線）明道町線（第四號線）大津町線（第五號線）の五線及び追加事業たる東郊連絡線の新設擴築を指稱するものにして五幹線街路の新設擴築は大正八年五月二十六日市區改正委員會の議決を経、同年八月八日内務省訓令第五二三號を以て内閣の認可通知あり、同九年十一月第四號線の工事に着手、同十三年十月第三號線及同十四年三月鶴舞公園前廣場の竣工を以て本事業の完了を告げた。

事業計畫は當初大正八年度より同十一年度に至る四ヶ年度繼續、總事業費四百五十五萬八千八百七十二圓を以て完成の豫定であつたが此の間幾多の支障を來した爲め、數次年期の延長、豫算の更正を爲し、漸く大正十四年度に至り七ヶ年の日子と八百九十九萬九千八百五十三圓（此の中次の東郊連絡線街路の新設費を含む）の事業費を費し完成したるものにして、其の總延長は六、六七〇米四二、内第一號線の擴築、延長一、四五五米六三を除き他は總て新設で、街路巾員は第一號線三二米七二七、第五號線二二米六三六他は一九米九九九、廣場は第一號線、第二號線、第五號線の三ヶ所に計八、一七一平方米八三を設けたる外記念橋、岩井橋、水主橋の三橋の新築を含めたものである。

右の如く第一期事業の五幹線街路の改設は大正十三年度を以て大体完了したる所、第二期事業として施設すべき豫定計畫に屬する東郊連絡線（一等大路第三類第四號線）は市内中央線以東、東郊一帯の地が學校街及屈竟の住宅適地として、其の發展目覺しきものあるに拘らず同方面と舊市街とは數町僅かに一小徑を以て連絡するに止り交通上の不便と危険大なるを以て、幸ひ第一期事業の殘余經費あるを機會に、同様兩者を連絡せしむる軌道布設事業と相俟つて之を前記の追加事業となしたるものにして、大正十三年十月六日内閣の認可を得事業を確定するに至つた。

東郊連絡線は延長三〇七米二七、巾員二四米五四五の新設にして、當初大正十三年度に於て事業費二十七萬八千二百五十六圓三十八錢を以て完成の豫定であつたが、用地買収遅延等の爲年度を一ヶ年延長し事業費二十七萬四千七百八十二圓六十錢大正十四年度末を以て完成し、電車も亦同十五年四月より往復運轉を見るに至つた。

此等第一期事業に屬する事業一覽は左表の通りである。

財政計畫

- 一、事業費總額 八、九九九、八五三圓〇三
- 二、事業年度 自大正八年度至大正十四年度
- 三、財源
  - 國庫補助 一、三二九、一〇〇圓〇〇
  - 市債 五、八四〇、〇〇〇圓〇〇
  - 電氣軌道事業費ヨリ繰入金 九四三、二七一圓〇〇
  - 特別税 一、一八〇、五一七圓二一
  - 雜收入 一五六、九六四圓八二
  - 計 九、四四九、八五三圓〇三

備考 收入に於て差引四十五萬圓の差あるは、三十五萬圓を運河事業費へ繰入れたると、事業費中豫備費に拾萬圓餘分に計上したからである。

一、道 路

路線名	區	間	延長	幅員	面積	事業費	精算額	年月日	新設	摘要
第一號線 (岩井線)	自中區	大池町七丁目 至中區水主町	三、三六〇・九二	三、七三八	一、〇五二・六八	三、六四四・四	二、二二二・八二	大正 二、二二二・八二	新設	橋梁三、廣場五、 九八三平方 米四
第二號線 (高岳線)	自東區	大池新町 至中區大池町	一、四九・六三	一、九九九	八三二・七七	九〇〇	七〇・八七〇	五、三三三・八、一	新設	廣場一、〇一四平 方米八二テ含ム
第三號線 (千早線)	自中區	千早町二丁目 至中區矢場町	一、三七一・四五	一、九九九	七四九・二二	五九二	〇一八七四・二	三、三三三・一〇、三三	新設	
第四號線 (明道町線)	自西區	明道町明道橋 至西區菊井町	三、五二〇・九	一、九九九	〇三二・八三	一、五七	二、五五七	九、二一七・三三、七、三	新設	
第五號線 (大津町線)	自中區	榮町五丁目 至東區南外堀町二丁目	一、〇五三・三四	二、三六三	一、〇六九四	一、五三三	一、五三三	二、三三三・二、六三三、七、六	新設	廣場七十三平方 米五五テ含ム
第一等三類四號線 (東郊連絡線)	自中區	御器所町字小針 至中區島西浦二七	三、七二・七	二、四五四・七	五、四二二・六	二、七七八	七、八二六〇・三	昭和 二、三三三	新設	
諸費						三、二二一	六、六六三	〇、五七七三		
豫備費						二〇八	七三九・一八	一、六五五・八五		
計			六、九〇五・六九		三、〇四・五〇	九、四四九	八、九九九	八、九九九		

二、橋 梁



橋名	路線名	河川名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工費	年月日		備要
									着手	竣工	
記念橋	岩井線	新堀川	中區大池町	三〇・〇〇	米	三〇・三〇、〇〇〇・二〇	無鉸拱橋	三三、八八二・二〇	大正二、三、三、三、三、一、三、五		
岩井橋	同	堀川	下堀川町、松重町、水主町、洲崎町、立會	三〇・七三	米	三〇・六〇	鋼鐵拱橋	四三、九〇、八八〇、一〇、五三、三、九、一一			
水主橋	同	江川	下堀川町、水主町、西日置町、松重町、立會	六・六六	米	三三、四三三	鋼橋	一七、三六、九三三、二、三、三、三、八、二五			江川埋設工事ニ依リ廢橋トナル
計				七・九元		一、二、二、〇、六、六〇		七、八、七、〇〇八・〇五			

(二) 覺王山線街路新設擴築事業

覺王山は市の東方に連亘せる立阜にして當市屈指の勝地であり、又本邦有数の巨利たる日蓮寺ありて四時賽客遊子の交通繁く然も當地北部地方には亞炭及安田土の產出夥しく、車馬の交通繁劇を極むるも之が通路たる府縣道瀬戸千種線は巾員四間半の街路にして、單線軌道を布設せるに止るを以て交通上の不便大なるものあり、而して先に大正十三年六月本路線は都市計畫路線として決定され軌道の複線計畫と共に急速に之が施行の必要を認めたるを以て、茲に本路線の計畫が樹立せられ、大正十三年十二月九日内閣の認可を得て都市計畫事業として施行することとなつた。

本路線は府縣道瀬戸千種線宇西裏地内より覺王山に至る延長二、三三三米六三を巾員二四米五五五に擴築し且千種橋を改築せんとするもので、最初の事業計畫は總事業費百三十四萬八千一百圓を以て大正十三年度に完成の豫定であつたが事業認可遅延の結果、大正十三年度より同十四年度に至る二ヶ年度繼續事業として實施することに変更したけれ共、更に財政計畫の變更起債許可の遅延、用地買収上の支障等に因り昭和二年度迄之を延長し四ヶ年度繼續事業として事業費を百十一萬圓に昭和二年十月十日工事竣工を告げたるものである。これに依つて一路坦々として名古屋驛より覺王山に至る大路に複線電車の運轉

を見るに至つた。

之が事業一覽は左表の通りである。

財政計畫

一、事業費總額	一、一一〇、〇〇〇圓
二、事業年度	自大正十三年度至昭和二年度
三、財源	
國庫補助金	二〇、一二六圓
電氣軌道事業費ヨリ繰入金	四三五、〇〇〇圓
特別税	四五一、一六三圓
受益者負擔金	一九七、〇〇〇圓
雜收入	六、七一圓
計	一、一一〇、〇〇〇圓

街路

路線名	區	間	延長	幅員	面積	事業費	着手年月日	新設擴築	備要
一等三類六號線 (覺王山線)	自中區新榮町九ノ一二 至東區田代町字坂上一 〇ノ一	二、三三三・六三	二四・五五	〇・三三	一、一〇、〇〇〇	九八、四〇〇	大正十三年六月	擴築	工事費豫算額八一、〇五二、〇三〇圓 但シ橋梁費ヲ含ム

橋梁

橋名	路線名	河川名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工費	着手年月日	竣工年月日	摘要
千種橋 (瀬戸千種線)	覺王山線	鐵道中央線	東區千種町字西委	三五.四	三五.四	六七.〇	鋼桁鋼筋コンクリート橋	九三、二八.〇〇	大正一五.一〇、二二.一〇、二〇.一〇	昭和二三.一〇、二〇.一〇	本橋ハ明治四五年ノ架設ニ係ル

(三) 第二期都市計畫街路事業

イ、事業計畫

都市計畫として確定したる街路網は既述の如く大正十三年六月路線數四十線其の延長一四六、三〇三米四九(三七里)に及び次て昭和二年一月路線數二十線其の延長六〇、九五九米九三九(一五里)の追加確定に依り總路線數六十線延長二〇七、二六三米四二九(五二里)に及びたるも(昭和十年三月更に追加及變更あり)之等計畫路線の總てに對し之が事業計畫を策するが如きは市財政の許さざる所なるを以て一面に於ては區劃整理及び耕地整理組合の助長獎勵に依り都市計畫街路網の完成に資すべく努め來りしも他面之等組合の成立なき舊市部に對しては急激なる本市發展の現狀に鑑み其の儘放置するを許さざるを以て、本市將來の趨向、交通の關係等を考慮し最も急務の必要ありと認めたる廣路第一號線を始め大小三十四路線即ち二十四間街路一線、十八間街路十二線、十三間半街路二十一線此の延長六八、四八二米七〇の新設擴張並に之に附屬する廣場の擴張及舗装施設の計畫を樹て、之を市の財政狀態に應じ昭和四年度より同十年度に到る七ヶ年繼續事業として實施すること、せり尙本計畫中には耕地整理及區劃整理組合に於て都市計畫に順應して街路の築造を爲せるも、除斥地なる爲工事未了の儘殘存せる路線に對しては、之等除斥地の買収並地上物件の移轉に對する補償等一切の處置を爲し以て組合の事業を助成するに共に、街路計畫の完成に資せんとする所謂瘡取事業なるものが十二路線に亘り十九個所總面積四一、九五〇平方米四六九に及んで居るの外、舗装工事としては廣路第一號線始め五路線總延長八、一三六米八二の舗装をも施行せんとするものである。

次に事業費は二千八百七十二萬四千四百十三圓て之が財源は千六百六十萬圓(實收千五百九十三萬六千圓)を起債に仰ぐの

外(一)國庫補助金(二)電氣軌道經濟よりの繰入金(三)運河整理地賣却代金(四)雜收入(五)特別稅(六)受益者負擔金等に求めたるものである。之が路線の延長、巾員、事業費豫算額等左の通りである。

尙本事業路線中昭和四年六月現在に於て區劃整理及耕地整理組合に依り整地事業として街路の築造を爲せるものは城東耕地整理組合始め十七組合、街路の總延長二四、八三二米五六即ち巾員二四米五四五のもの三路線、延長三、三六八米一七八、巾員三二七米七七のもの十二路線延長二一、四六四米三四二である。

第二期事業計畫

路線名	區間	事業延長	幅員	箇所	面積	事業費豫算額	摘要
廣路第一號線	自新藤前都計一—二—三	一、八三.六〇	三三.七	—	—	二、九七、三七.〇〇	内舗装費 三二八、六五六圓
一等、第一類第一號線	自西區伏見町四丁目	八五.六〇	三三.七	—	—	一、四四〇、四四.〇〇	内舗装費 一五八、六六圓
(櫻)町東第一號線	自西區馬場町二ノ一	一、八三.三〇	三三.七	—	—	八〇、五八.〇〇	
(批)杷島第二號線	自都計一—二—一〇	七、六〇.六〇	三三.七	—	—	一、三五、九九.〇〇	
(西)築地第五號線	自南區築地一—二—一〇	三、四三.九〇	三三.七	—	—	九七、三三.〇〇	
(同)第六號線	自同計一—二—一〇	六、九八.三〇	三三.七	—	—	七九、七八.〇〇	
(同)第七號線	自東區榮生町	六、九八.三〇	三三.七	—	—	七九、七八.〇〇	
(同)第八號線	自東區矢田町	五、六三.三〇	三三.七	—	—	八〇、三五.〇〇	
(同)第九號線	自中區廣路町	二、五〇.九〇	三三.七	—	—	三三、七三.〇〇	
(同)第十號線	自中區北一色町字京田	二、〇六.五〇	三三.七	—	—	一、五三、六八.〇〇	
(水)主第十一號線	自中區米對町地内	—	三三.七	—	—	七五、七三.〇〇	本路線ハ瘡取ノミ
(同)第十二號線	自南區中野新町	三〇.三〇	三三.七	—	—	一、五三、〇四.〇〇	
(白)第一類第十二號線	自同熱田傳馬町	—	三三.七	—	—	—	

同第十二號線	自南區熱田傳馬町	二、五二〇〇	三、二七七	—	—	一、〇八八、二七〇〇	但シ新出來町四丁目ヨリ古出來町四〇番ニ至ル四〇米ハ幅員二九米ナリ
同第十四號線	自中區西日置町	九、九〇〇	三、二七七	—	—	一、〇六六、一四七〇〇	
小計	南區熱田新田東區地内始ノ三ヶ所	二八、三三四・七〇	—	—	三、三三三・五四	一、四一八、一九四・〇〇〇	本路線ハ幅取ノミ
一等、第三類、第三號線	自中區御器所町字島西浦	—	二、四・五四五	三	一、八八八・八四	三、〇七七・〇〇〇	本路線ハ幅取ノミ
同第四號線	自同笠寺町字柵下	六、七七〇	二、四・五四五	—	—	七九六、八〇〇・〇〇〇	内東郊連絡線三〇二米ニ七既設
同第五號線	自同牧野町字出郷前	二、七七〇	二、四・五四五	—	一、三三三・三二	三三三、三六〇・〇〇〇	
同第七號線	中區廣路町地内	—	二、四・五四五	—	三、〇七四・三八四	一、四一八、〇〇〇・〇〇〇	本路線ハ幅取ノミ
同第九號線	東區大曾根町字神戸	—	二、四・五四五	—	—	二六、〇六六・〇〇〇	
同第十號線	東區大幸町地内	六、二九〇	二、四・五四五	—	二、四三三・三六	一、四一八、〇〇〇・〇〇〇	
同第十三號線	中區篠原町字東井領	三、三八九・六〇	二、四・五四五	—	—	一、四一八、〇〇〇・〇〇〇	
同第十四號線	南區熱田東町字深上	二、七四〇・三〇	二、四・五四五	—	—	一、四一八、〇〇〇・〇〇〇	
同第十五號線	南區小唯町字南堤起	二、三九六・〇〇	二、四・五四五	—	—	四四、七六一・〇〇〇	
同第十八號線	西區兒玉町字一ツ家	六、七四〇	二、四・五四五	—	—	一、三九六、〇〇〇・〇〇〇	
同第十九號線	西區長賀町字勘定寺前	一、五三七〇	二、四・五四五	—	—	六三〇、四三三・〇〇〇	
同第二十一號線	東區新出來町一丁目	—	二、四・五四五	—	—	八〇六、六五五・〇〇〇	
(山口線)	自同古出來町二五	一、三三九・三〇	二、四・五四五	—	—	三七四、三三三・〇〇〇	
同第二十二號線	南區笠寺町	一、八六六・四〇〇	二、四・五四五	—	—	三〇八、五三九・〇〇〇	
同第二十六號線	中區奥田町五〇ノ四	三、九〇〇	二、四・五四五	—	—	—	
合計	—	六八、四六二・七〇	—	—	四一、九三〇・四九九	二二、七七一・二〇〇	

鋪 裝

同第二十七號線	自東區長辨町一ノ四	三、七二七・二	二、四・五四五	—	—	一、七五五、五三三・〇〇〇	
同第三十號線	東區大曾根町	—	二、四・五四五	—	八、五六一・九六	一〇三、三三六・〇〇〇	本線ハ幅取ノミ
同第三十三號線	中區廣路町地内	—	二、四・五四五	—	八、九二・五三	七、三三四・〇〇〇	右ニ同シ
同第三十七號線	中區廣路町地内	—	二、四・五四五	—	一、〇九〇・九二	九、四九〇・〇〇〇	右ニ同シ
同第四十號線	南區呼続町地内	—	二、四・五四五	—	一、五五三・七二	二〇、五五〇・〇〇〇	右ニ同シ
同第四十二號線	都計一、二一終点	三、六四一・九〇	二、五・五四五	—	—	五〇六、九三〇・〇〇〇	
同江並	南區大江町一〇ノ二	一、二〇九・五〇	二、四・五四五	—	—	五、六五三、七三〇・〇〇〇	
一等、三類、第四號線	西區則武町字原寺	—	二、四・五四五	—	—	二、七七一・二〇〇	
同第一類、第四號線	同菊井町八	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	
榮町線	自片端線	一、〇二二・六三	二、四・五四五	—	—	三、五三四、二〇〇・〇〇〇	
大津町線	自神宮東門	四、四三三・九	一、五〇〇	—	—	七、五三三、〇六〇〇〇	
岩井線	自岩井町支線第四號	八、六二・六	二、四・五四五	—	—	四、七二五、八八八・〇〇	
小計	—	六、一〇一・六三	—	—	—	一、五四九、五〇〇・〇〇	
諸費	—	—	—	—	—	四、七二五、八八八・〇〇	
豫備費	—	—	—	—	—	六七一、三三四・〇〇	
總計	—	—	—	—	—	二八、七三四、四三三・〇〇	

口、事業の決定

本事業は昭和四年六月五日愛知地方委員会の審議を経て、七月一日内閣の認可ありて事業確定し同月十日内務大臣の公告があつた。

ハ、事業の追加並變更

既述の如く廣路第一號線（櫻町西線）は名古屋驛改築に伴ひ驛前交通整備の關係上該路線の起點附近に於ける位置の一部を變更する爲街路計畫の變更ありたるに依り、之に伴ひ本路線の事業計畫の變更も昭和九年十二月十九日地方委員会の審議に附せられ、同十年三月五日内閣の認可を得て、同月十四日内務大臣の公告があつた。

然し乍ら昭和四年七月一日内閣の認可を得たる都市計畫事業廣路第一號線始め三十四線の街路新設擴張事業は、後述事業の實施状況に於て述ぶるが如く、之が主要財源を起債に求め其の手續を爲したるも、豫期の如く進捗するに至らず、僅かに名古屋驛改良工事に關聯を有するもの及び失業救済事業として適當なるもの並に局部的障礙の除去に依り交通至便なるもの（所謂縮取事業）のみを選び實施し來りたる處、右繼續事業は昭和十年度を以て最終年度とするに不拘其の實施進捗程度は未だ事業計畫全工程を完了し得ざるに共に、一面躍進著しき本市の發展に伴ひ、交通狀況に變化を招來せるを以て、既定事業計畫に相當の追加又は補修を加へ、且つ事業年度を七ヶ年延長し昭和十七年度に至る十四ヶ年度繼續事業とし、事業費は既定支出總額たる二千八百七十二萬四千四百十三圓に約千六百九十五萬圓増加せしめ四千五百五十七萬九千三百三十四圓を以て之が事業を遂行し以て交通の圓滑を計り、市の發展に具へんしたもので、昭和十一年三月三十日既定事業計畫の追加變更に關し内閣の認可を得、同年四月十一日内務大臣の公告があつた。

是が事業計畫の内容は既定事業計畫たる一等大路第二類第二號線（枇杷島線）始め四路線、總延長五、一〇〇米一を昭和十一年度に於て愛知縣知事執行の事業に指定を受ける關係上及び一部は組合に於て造成済なる爲之を削除し、一等大路第二類第九號線始め一〇路線總延長一四、一八一米四は耕地整理及區劃整理組合に於ける街路築造に關する事業の進捗状況に鑑み既定事業計畫の變更を爲したるものにして、一等大路第二類第三號線（南大津町線）始め九路線、總延長八、〇四七米二は本市發を爲した。

又右事業計畫に於ては一等大路第二類第三號線（南大津町線）に五萬三千三百八十三圓の鋪裝費を投じ、街路の擴張と同時に鋪裝工事をも施行し且つ十三路線に工費二百四十三萬六千七百八十五圓を以て十三橋梁の新設改築を爲さんとするの外、一等大路第三類第七號線、同第三十三號線、同第三十七號線を除く三十路線に十八萬六千二百五十三圓の費用を投じ街路樹の植栽を爲さんとする等昭和十一年度以降七ヶ年度に於て總工費二千三百三十二萬四千圓を支出し之が事業を遂行せんとするものである。

之が追加變更路線及財政計畫を記せば左の通りである。

一、既定事業計畫に追加せるもの

路線名	區	間	延長	幅員	事業費	摘	要
一等二類三號線 （南大津町線）	自南區	熱田東町 字御田	五五・〇〇〇	三・七二七	四六、三三〇〇〇	鋪裝費 五五、三八三圓ヲ含ム	
一等三類一號線 （大津町東線）	自東區	高岳町一丁目	七六・一〇〇	二四・五四五	八三、八八・〇〇〇		
一等三類二號線 （江川南線）	自中區	西日置町 字出先	一、八三・〇〇〇	二四・五四五	六四、七五・〇〇〇		
一等三類六號線 （覺王山延長線）	自東區	田代町 字月見坂	五〇・七〇〇	二四・五四五	九六、六三・〇〇〇		
一等三類十一號線 （千早延長線）	自中區	西日置町 字上ノ切	一、八三・〇〇〇	二四・五四五	一、九六、二七〇・〇〇〇	内橋梁費 一四七、二七〇圓ヲ含ム	
一等三類十二號線 （山王橋線）	自中區	區古松町 重町	一、〇三・四〇〇	二四・五四五	一、三九、六四・〇〇〇	同	一九六、三二〇圓ヲ含ム
一等三類四五號線 （名古屋驛前線）	自西區	則武町 字向へ	五九・五〇〇	四三・六三六	八四、八三・〇〇〇		

一等三類四六號線 (廣井町線)	自西區廣井町二丁目 至同區那古野町二丁目	三、四〇〇・〇〇〇	二、四〇五・五	三、五五〇・七〇〇		
二等一類一號線 (泥江町線)	自中區那古野町一丁目 至西區泥江町一丁目	七、七三〇	一、八一八・三	四、九一〇・〇〇〇		
計		八、〇四七・〇〇〇	六、四九二・四三五・〇〇〇			

二 既定事業計畫を變更せるもの

路線名	區	延長	幅員	箇所面積	事業費(昭和一一)以	摘要
一等二類九號線 (瑞穂線)	自中區櫻山町六丁目 至南區瑞穂町字砂門	三、四七六・三〇〇	三、七三七	一、二二一・五七五	二、六六、三三〇・〇〇〇	呼嚕町地内ニ於テ瘡取
一等二類十號線 (水主町線)	中區西日置町字山王	四、五〇〇・〇〇〇	三、七三七		四、九四、九四〇・〇〇〇	内橋梁費三、五三三、二五〇圓 ヲ含ム
一等二類十一號線 (一色線)	中區長良町字大東出 南區東起町字上萬町	四、四〇一・〇〇〇	三、七三七	五、七六六・三七四	五、七〇、〇〇〇・〇〇〇	内橋梁費一〇五、六三〇圓 ヲ含ム 中區明石通同中京通一丁目 同米野町同長良町ノ五ヶ所ニ 同露橋町同長良町於テ瘡取 南區熱田新田東組ニ於テ瘡取 同中川原一ヶ所瘡取
一等三類三號線 (中川東線)	中區八幡町字五反畑 同熱田西町字比々野	七、七九〇・〇〇〇	二、四〇五・五	四、一八八・一八四	一、六三、七五〇・〇〇〇	本路線一般會計第一期及區 劃整理組合ニ於テ既ニ全部 施行済ナリ
一等三類四號線 (東郊線)	中區東通一丁目 南區熱田東町神明前	四、〇五五・二二三	二、四〇五・五		七、三三、五〇八・〇〇〇	中區廣路町地内ニ於テ一ヶ所 瘡取橋梁費三、八八四圓ヲ含ム
一等三類五號線 (中村線)	中區下中村町字砂間 同區篠原町三丁目	二、四六六・〇〇〇	二、四〇五・五	二、三〇、〇四一・三三四	一、〇一五、五三二・〇〇〇	中區廣路町地内ニ於テ一ヶ所 瘡取橋梁費三、八八四圓ヲ含ム
一等三類七號線 (中山線)	中區古澤町三丁目 同區篠原町字東井領	一、八九九・〇〇〇	二、四〇五・五		八三、六七〇・〇〇〇	東區東大曾根町地内ニ於テ 瘡取
一等三類十三號線 (八熊線)	中區熱田東町字深上	一、〇〇二・三〇〇	二、四〇五・五	四、八五九・四九六	一、四二、四七〇・〇〇〇	
一等三類三十號線 (下飯田線)	東區上飯田町地内	四、四六六・四〇〇	二、四〇五・五			
計	中區廣路町字石坂地内	一、〇	二、四〇五・五	一	九、七八、五二三	中區廣路町地内ニ於テ瘡取

一等三類三七號線 (妙見山線)	中區廣路町字石坂地内	一、〇	二、四〇五・五	一	九、七八、五二三	中區廣路町地内ニ於テ瘡取
計	一、〇 路線	一、四一八・四〇〇	一〇、二〇、四八三・六五六	三、四九、七〇七・〇〇〇		

三 既定事業計畫中より削除せるもの

路線名	區	延長	幅員	箇所面積	事業費	摘要
一等二類二號線 (枇杷島線)	自枇杷島橋東詰 至西區馬喰町二丁目	三、三三三・七〇〇	三、三七七		八〇、八四四・〇〇〇	知事執行トナスタメ削除
一等三類一〇號線 (矢野線)	東區大幸町地内		二、四〇五・五	一、二、四二二・三二六	一、四、六〇四・〇〇〇	同
同 二十二號線 (星崎線)	自南區星笠寺町 至同區星崎町	一、八六六・四〇〇	二、四〇五・五		三、七四、三六〇・〇〇〇	右 同
同 四〇號線 (野井線)	南區呼嚕町地内		二、四〇五・五	一、一、五五三・七二二	二〇、五五〇・〇〇〇	區劃整理組合ニ於テ施行済 ナルタメ削除
計	四 路線	五、一〇〇・〇〇〇		三、三、六六六・九四七	一、一、三〇、三三三・〇〇〇	

財政計畫 (自昭和四年度至同十七年度)

収入	國庫補助金	六一、八三四圓
寄附金	一〇一、八八〇圓	
繰入金	二、八八五、八九八圓	
市債	二五〇、〇七七圓	
特別税	二八、二四八、一二〇圓	
	六、三四八、六五九圓	



受益者負擔金	七、六一六、六六六圓
計	四五、五一三、一三四圓
支 出	
街路新設擴張路面改良事業費	三五、〇〇七、四六一圓
公 債 費	八、六二九、四五四圓
雜 支 出	二五一、一四六圓
豫 備 費	六二五、〇七三圓
計	四五、五一三、一三四圓
收 入	
市 債	一六、二一九、一七〇圓
寄 附 金	三、七三〇圓
雜 收 入	五六、六五三圓
特 別 稅	二、三三五、七〇二圓
受益者負擔金	四、六六八、七四五圓
計	二二、三二四、〇〇〇圓
支 出	
用地物件費	一一、三六四、三七三圓
工 事 費	七、五五二、三八二圓

財政計畫 (但し昭和十一年度以降のもの)

助 成 費	七八、四三五圓
公 債 費	二、三九九、一一〇圓
事 務 費	五四二、一二二圓
豫備費其他	三八七、五六八圓
計	二二、三二四、〇〇〇圓

ニ、事業の實施狀況

概説 曩に述べたる如く第二期事業は街路工事としては洵に本市空前の大計畫に依るものであるから、之が實現の暁には既成中川運河開鑿事業或は名古屋驛改築擴張事業又は名古屋港第四期工事の竣成と相俟つて海陸交通運輸の諸設備に多大の利便を享け、産業大名古屋建設に向つて躍進の歩に副ふものも期待されてゐる。

ところが、本事業は其の當初計畫に於て主要財源として千五百九十三萬六千圓を起債に俟ちたるも、時恰も財界不況に際し政府非募債方針の確立に依り豫定計畫の實施の困難を見るに至つたから、本事業計畫の内中川運河の利用上若くは名古屋驛改築工事に關聯を有するもの又は特に急施を要すと認めたるものに付失業救濟事業、急施事業等に依り漸次本事業計畫の實現に努め來つたものでは是等事業に依る實施狀況の概括を見るに昭和十一年度未現在に於ては、第二期事業路線總延長八七、四七九米二九一に對し都市計畫事業及び其の他に依り街路の新設擴張工事を施行せるものは

事 業 名	施 行 延 長
第五回失業救濟事業	五、六九四米二四〇
第一回急施事業	一、五八九、〇六〇
第二回急施事業	八、〇九八、一二〇
第三回急施事業	二、〇五六、〇〇〇

第四回急施事業

縣知事執行	五、三七六、五〇〇
其の他	六、八九九、三三〇
組合地區内	四、七八六、〇四七
計	二二、五六七、八二三
	五七、〇六七、一二〇

にして區劃整理及耕地整理組合地區内に於け施行濟若くは施行さるべきものを加算して五七、〇六七米一二に達し之を事業路線に非ざる都市計畫路線に對する施行分を加へ計畫路線延長二一〇、〇九七米四八八に對する竣功狀況を見れば

都市計畫事業として施行せるもの	二九、七一三米二五〇
其の他の事業に依り施行せるもの	一八、八六九米八七二
組合地區内	三八、九六四米〇九六
計	八七、五四七米二一八

即ち都市計畫路線總延長に對しては四一%六六の竣功狀況を示してゐるのである。今是を各事業別に依り其の施行狀況を述べれば

(1) 第五回失業救濟事業

昭和五年度に於て中川運河の開鑿事業も殆んど其の竣成を告げたるを以て、同運河の利用上並造成建築敷地賣却の關係に於て必要欠くべからざる街路にして併せて失業者救濟の一助たらしむる爲に、第二期都市計畫街路事業の第一着手として本市西部地帯と中川運河との連絡上主要なる使命を有する一等大路第二類第十二號線(白鳥線)、一等大路第三類第十三號線(八熊線)、一等大路第三類第十五號線(佐屋街道線)の三大幹線の各一部を選び政府起債の方針に従ひ失業救濟事業として施行したもので當初昭和四、五兩年度に於て施行する豫定なりしも、起債の關係上同五年度より實施に着手せられたものである。

事業の内容は事業費八十一萬三千圓を以て前三路線本總延長五、六九四米二四、總面積一六一、三〇六平方米四一の新設を爲さんとするものにして、事業費中六十二萬四千圓は之を市債に仰ぎ昭和五年三月二十四日起債の許可ありたるを以て直に用地の買收、地上物日の移轉に着手し、工事を請負に附し同年九月三十九日に白鳥線及佐屋街道線の工事に着手、同九年三月三日白鳥線の竣功を以て本工事の完了を告ぐるに至つた。尙白鳥線中臨港線嵩上工事は之を名古屋鐵道局に委託したる所該工事も昭和十年三月末日を以て竣成を告げた。

雜收入	四九七圓
市債	六二四、〇〇〇圓
特別稅	一六四、二四六圓
受益者負擔金	二四、二五七圓
計	八一三、〇〇〇圓
支	
事業費	七七五、二二〇圓
公債費	一七、一六〇圓
雜支	五、四〇二圓
豫備費	一五、二一八圓
計	八一三、〇〇〇圓

街路

路線名	區間	延長	幅員	面積	事業費	用地費	精算	着手年月	竣工日
一等二類十二號線 白鳥線	自都計一ノ二ノ五 至江川電車線	二六三・四三	三・七七	八六一五・三九 五五八・〇五四	四六、七七〇	三〇四、七七二	同	昭和五、九、六	昭和九、三、三
一等三類十三號線 (八熊線)	自中川運河左岸 至江川電車線	一、四八七・一八	二四・五五	三五、二八二・六九	八七、三〇九・〇三	三〇三、三二二	同	同六、七、三	同八、一、二七
同十五號線 (佐屋街道線)	自中川運河左岸 至築港電車線	一、五八三・六三	二四・五五	三八、七二・一三	七七、八九九・六四	四〇、三五五・四〇	同	同五、九、二九	同六、二、六
計		五、六九四・二四		一六一、〇六四・四三	一四三、二六三・三七	四七、三五四・二五	同		

(2) 第一回急施事業

本市都市計畫街路事業は發展の情勢極めて急激なる本市の趨勢に照し何れも急速施行を要するものなるも、就中鐵道貨物驛改築と同東海道本線の高架改築に關聯し直ちに急施切迫の實狀に在りと認めたる一等大路第二類第十號線(水主町線)、同第十四號線(笹島線)、同第三類第五號線(中村線)、同第四十四號線(菊井線)の四路線の各一部を選び之を急施事業として施行すること、したるものである。本事業は事業費總額百六十二萬圓を以て四路線、總延長一、五八八米一九二總面積四七、二九〇平方米九六を新設せんとするものにして、事業費中八十六萬圓(實收額八二五、六〇〇圓)は之を起債に仰ぎ、昭和五年三月三十一日同起債の許可を得、用地の買収、地上物件の移轉を開始し、請負工事として昭和六年十一月一日笹島線の工事に着手したるものである。然るに笹島線は鐵道省に於ける高架線工事及び鐵道用地に關聯し本路線事業計畫の一部たる延長五四六米一九九面積九、九六九平方米五七一(此内計畫幅員三二米七七七を施行し得たる區間は一〇九米〇九面積三、五七〇平方米一八八)は昭和六年十二月五日竣功したるも殘餘の部分は昭和十二年度末を以て竣功の豫定である。

又中村線は鐵道跨線橋及鐵道以西の延長一一四米八一八面積二、八一七平方米八二二は竣功したるも名古屋驛改良工事に關

聯する爲鐵道線以東は目下工事着手中にして、本路線全部の竣功豫定は昭和十二年三月中旬である。斯の如くにして笹島線の一部未竣功部分あるも菊井線は昭和八年三月二十七日、水主町線は後述の水主町線新設事業の第一回分と共に施行したる爲め同七年七月二十六日を以て工事の完了を告げたのである。

財政計畫

收入	雑収入	三、〇〇七圓
市債	八二五、六〇〇圓	
特別税	七二三、一〇五圓	
受益者負擔金	六八、二八八圓	
計	一、六二〇、〇〇〇圓	
支出	事業費	一、五一三、二九〇圓
公債	四九、〇五六圓	
雜支	二三、七四二圓	
豫備費	三三、九一圓	
計	一、六二〇、〇〇〇圓	

街路



路線名	區	間	延長	幅員	面積	事業費(算)		着手竣工年月日	摘要
						工事費	用地物件費		
一等二類十號線(水主町線)	自都計一ノ二ノ二四		八九〇八	三、七三三	九、五三三	七、六二三	昭五、七、七、六	本路線は水主町線新設事業ト共ニ施行セリ	
同(笹島線)	自廣小路通至都計一ノ二ノ一〇		九三六三	三、七三三	三、八一四	六、二二二	昭五、三、三、三	本路線ハ一部昭、六、一、二、五竣工セルモ殘部ハ昭、一、二、三ノ豫定ナリ	
一等三類五號線(中井村線)	自廣小路通至牧野町		三六八	二、四八八	六、八二〇	二、二五八	昭五、二、二、六	本路線モ一部ハ昭、七、三、三〇竣工	
同(菊井線)	自此杷島新道至組合道路		三四五四	二、四四五	二、六六二	九、四〇	昭五、二、二、八、三、七		
計			一、五九〇六	四七、	三〇五、	四八八、二九	九四二、二四		

(3) 街路舗装事業 (第七回失業救済事業)

本市の舗装事業としては昭和三年御大典行幸の際國道十二號線玉屋町四丁目より本町一丁目に至る延長一、〇一〇米六五を擴張と同時に一般會計に依り舗装工事の施行を爲したるも、市勢の發展に伴ひ交通状態は益々繁劇を加へ、殊に高速度交通機關の發達は路面改良の施設に對し要急切實なるものありしを以て、都市計畫路面改良の一部として府縣道熱田停車場名古屋港線、市道南大津町線、同北大津町線、同岩井線の四路線延長五、六六二米二二總面積一〇〇、八六二平方米五四の舗装を失業救済事業により當初昭和五、六兩年度に於て施行せんとしたるものである。

本事業費總額は七十一万八千圓にして之が主要財源たる五十八万圓の市債に對して昭和五年十二月二十七日起債の許可ありたるを以て同六年七月三日工事に着手、同八年三月五日岩井線の工事竣工を以て本事業の完了を告げたるものである。

財政計畫書

收入		支出	
國庫補助金	六一、八三四圓	事業費	六七四、〇四四圓
雜收入	九三三圓	公債費	二一、一七五圓
市債	五八〇、〇〇〇圓	雜支費	二、三五六圓
受益者負擔金	七五、二三三圓	備費	二〇、四二五圓
計	七一八、〇〇〇圓	計	七一八、〇〇〇圓

舗装

路線名	區	間	延長	幅員	面積	工種	工費(精算)	事務費	着手竣工年月日	摘要
府縣道熱田停車場名古屋港線	自熱田停車場前至神宮東門		六三八・三〇	二、五〇〇	一、五七〇	シートアスファルト	三、八八・三六	八〇、	昭五、三、四、七、六	歩道ハコンクリートア
市道南大津町線	自春日町至熱田停車場前		三、三〇・五一	二、四・五四	六、五三・三三	シートアスファルト及ブラツクマース	三、三三・四七・二八	九四二・五	昭五、三、七、一、六	ロツク
市道北大津町線	自片端線至廣小路通		一、〇七・二三	二、四・五四	〇・八五・一〇	シートアスファルト	六、八・四九・五六		昭五、三、七、一、六	
市道岩井線	自岩井町支線第四號至水主町		七六・六	三、七・三	〇・六・六	第一種ワイレナイトピチュ	七、二九・八三		昭五、三、七、一、六	

計	五、六六三・三三	一〇〇、	八六三・五四	四二、〇八・四三	八〇、九四三・五一
---	----------	------	--------	----------	-----------

(4) 水主町線街路新設事業

一等大路第二類第十號線（水主町線）の一部は鐵道貨物驛への通路として既述の如く第一回急施事業に依り施行中に屬するも、本市の交通状態並に路線の系統上更に其の以東即ち江川電車線路及既設十八間街路に接続する區間四一・一米四一八を貫通するに非ざれば鐵道貨物輸送上の機能を全うし得ざるのみならず電車線路系統上の完全を期し難く又其の以西中川運河西側に至る間三・三米九六三は既に竣成したる同運河の利用並附近地發展の情勢に鑑み、昭和五、六兩年度に於て急速施行に決したるものである。

本事業の事業費總額は八十四万三千圓、總延長七三五米三八一にして内主要財源たる三十四万八千圓の起債許可申請を爲したる處、昭和六年七月六日三十四万二千圓（實收額三二八、三二〇圓）に更正許可せられたのである。而して本事業の自水主町至都計一ノ二ノ一四〇區間延長四一・一米四一七は既述の第一回急施事業たる自都計一ノ二ノ一四至貨物驛假道區間と共に同時に施行したるものにして、昭和七年六月十三日着手、同七年七月二十六日竣功し、他の自急施事業路線至中川運河西の區間延長三・三米九六三は運河橋新設工事と共に昭和七年十月十五日着手、同八年五月二十日竣功を見たり。尙本工事は請負に依り施行したるものである。

運河橋 本橋梁は中川運河に架せらる、延長三六米三六三幅員三二米七二七の橋梁にして曩に運河事業として施設せられたる既設橋臺並橋脚上に本街路事業に依り工費四萬二千三百九十九圓の豫算を以て鐵筋コンクリート連續丁型桁を架設したるものにして、橋梁前後取付個所街路には鐵筋コンクリート擁壁を築造し高欄は花崗石を以てし、橋面はアスファルトプロツ舗裝を施行したるものである。

財政計畫

雑収入	二九三圓
市債	三三四、〇八〇圓
特別税	二二三、三五〇圓
受益者負擔金	六一、五七九圓
電氣軌道經濟ヨリ繰入金	二二三、六九八圓
計	八四三、〇〇〇圓
事業費	七八四、二七二圓
公債	二九、三三一圓
雜支	八、六四五圓
豫備費	二〇、七五二圓
計	八四三、〇〇〇圓

（三四二、〇〇〇圓に更生許可實收額三二八、三二〇圓）

路線名	區間	延長	幅員	面積	事業費	用地物件費	計	着手	竣功	摘要
一等、二類、十號線 (水主町線)	自水主町 至都計一ノ二ノ一四	四二・四二	三・三七	四六四・四七	三六八、	五〇七、	七六、	七、	七、	事業費精算額 九四、五三三・〇〇
	自急施事業 至中川運河西	三三・九六	三・七二	六〇二・二四	一一、〇〇	四二四、〇〇	五六一、〇〇	七、	七、	用地物件費 四〇、七〇七・三三
計		七五・三八		一、〇六六・七一	三六八、	四二四、〇〇	五六一、〇〇			計 五二五、二九〇・三三

橋 梁

橋名	路線名	河川名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工費	着手年月	竣工日	摘 要
運河橋	水主町線	中川運河	中區 西日置町	米 三・六	米 三・七	平米 一、九〇五	鐵筋コ ンクリ ト橋	昭和 三九、〇〇〇	昭和 七、一〇	昭和 八、五、二〇	橋臺、橋脚ハ運河事 業ニコリ既設總工事 費一、五三七〇〇圓

(5) 第二回急施事業

昭和四年七月内閣の認可に係る第二期都市計畫街路事業は前述の如く第五回失業救済事業、第一回急施事業、水主町線新設事業及第七回失業救済事業に依る街路鋪裝等に依り銳意之が事業の促進、施行に努力中なるも、發展の情勢極めて急激なる本市の現状、就中新市部の急激なる發展は之等數路線の開設のみを以てしては交通保安上若くは産業上本市將來の發展に重大なる障礙を招來すべき状態にあり、加之新市部の發展は區劃整理若くは耕地整理組合に依る整地事業の普及發展に伴ひ都市計畫事業街路の完成を見つゝあるも、各組合地區の間、又地區外に屬するプロックに依つて路線は中斷せられ折角是等組合に依り開設せられたる街路も全く之が機能を發揮し得ざる實狀に在るものあり、又交通繁劇なるに不拘路幅狭少なる爲交通上不便を極め且つ危険甚しきもの等あるを以て之等一部障礙の除去と併せて中川運河の利用上若くは重要幹線の連絡上、急施切迫の實狀にあるもの、内十二路線を選び以て當面の急に應ずる爲め急施事業として施行したるものである。

本事業は右に述たるが如く十二路線の眞に急施を要すべき各一部を新設擴張せんとするものにして、之が總延長は八、〇九八米一二、内一八間街路五線延長四、七八九米〇六、十三間半街路七線、延長三、三〇九米〇六にして總事業費四百十五萬四千圓を以て昭和七年度より同九年度に至る三ヶ年度繼續（昭和七年度二路線九十三萬二千圓、昭和八年度六路線百五十五萬五千圓、昭和九年度四路線百六十六萬七千圓）に依り施行せんとしたるものである。

財政計畫書

收 入	寄附金	七〇、〇〇〇圓
	雜收入	一、二一三圓
	市債	三、五八九、〇〇〇圓
	受益者負擔金	四九三、七八七圓
計		四、一五四、〇〇〇圓
支 出	事業費	三、七二六、八七〇圓（内工事費三、五六〇、九四四圓）
	公債費	三六二、四二九圓
	雜支出	二〇〇圓
	豫備費	六四、五〇一圓
計		四、一五四、〇〇〇圓

右事業計畫に基き之が主要財源たる市債三百五十八萬九千圓の起債申請を爲したる處初年度分二路線事業費九十三萬二千圓に對する八十二萬圓（實收額七九五、四〇〇圓）の起債に付、昭和九年三月三十一日許可を得、直に用地の買収、地上物件の移轉を初め昭和十年五月五日千種線の工事に着手し同十一年三月二日水主町線の工事竣功を見るに至つた。尙本工事中には千種線に於て延長三米六三六巾員三二米七一七面積一一九平方米〇〇八の橋梁を工事費豫算九千七百二十圓を以て築造し、又水主町線に於ては運河橋の一部工事を爲す豫定なりしも、前述第一回急施事業の際完成せしめ實際工事は施行されなかつた。次に二年度分以降の十路線の新設擴張に對しては、既成路線との關係並交通上の不便を除去し地方の發展を期する上に於て地元住民より急速實現の希望あり、引續本事業の繼續施工を要する爲、昭和十年三月三十日此等十路線事業費三百四萬八千圓

に對する起債額二百七十四萬六千圓の起債許可を得て、昭和十年九月十五日一色線及菊井線の工事に着手し、總延長五、九八九米〇八一に亘る工事を昭和十一年三月十五日瑞穂線の工事竣功を以て完了する豫定なりしも、用地其他の都合に依り大部分線越さるゝに至つた。尙本工事中には八熊線に於て橋梁二橋が新設せられ、其の一は延長三〇米九七八、幅員二四米五四五、面積七六〇平方米三五を工費豫算十二萬五千五百五十圓を以て新築し、昭和十一年七月二十四日之を住吉橋と命名せられ他は延長五米四五四、幅員二四米五四五面積一三三平方米八八を工費豫算一萬九百三十五圓を以て新設すること、なつてゐる

街路

路線名	區	間	延長	幅員	面積	事業費(豫算)	計	年月日	摘要
一等二種八號線	自千城東	組合	八七・七	三・七	三二・九	七、七	三、四二、〇〇〇	〇、五、五〇〇、三、三三	新設
同十號線	自運河	船溜	一、三二・八	三・七	三八、	五七、	三、四、	〇、五、一六二、三、二	"
(水主町線)	自都計一ノ二	六	一、三二・八	三・七	三八、	五七、	三、四、	〇、五、一六二、三、二	"
同九號線	自新屋敷	組合	一、〇五・五	三・七	三三、	六八、	〇、五、四、	一、三九、	"
(瑞穂線)	自東海	道	一、〇五・五	三・七	三三、	六八、	〇、五、四、	一、三九、	"
同十一號線	自運河	舟溜	一、三二・八	三・七	三八、	五七、	三、四、	〇、五、一六二、三、二	"
(二色線)	自下ノ一	色電車	一、三二・八	三・七	三八、	五七、	三、四、	〇、五、一六二、三、二	"
一等三種、二六號線	自東	田町	三〇・九〇	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(千種駅前線)	自東	田町	三〇・九〇	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
同二十七號線	自長	二丁目	三・七・七	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(城内線)	自長	二丁目	三・七・七	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
同三十號線	自十	州樓	三〇・八	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(下飯田線)	自十	州樓	三〇・八	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
同四十四號線	自批	杷島	五七・七	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(菊井線)	自批	杷島	五七・七	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇

計	延長	幅員	面積	事業費(豫算)	計	年月日	摘要
同九號線	二八・八	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(大會根線)	二八・八	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
同十三號線	九・九	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(八熊線)	九・九	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
同十八號線	六・四	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(淨心線)	六・四	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
一等、二種、十二號線	三・五	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
(白鳥線)	三・五	二・四	五九、	五五、	〇、四、三、	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
計	八、〇八・二	三・七	九六、	六三、	三、七、	六五八、	一、八〇、〇〇〇

橋梁

橋名	路線名	河川名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工費(豫算)	年月日	備考
住吉橋	八熊線	堀川	南區新尾頭町	三〇・九七	二・四	五九、	鋼橋	五五〇、〇〇〇	一、五、一三	
無名橋	同			五・四	二・四	五九、	鋼橋	一〇、		
同	千種線			三・六三	三・七	一、九〇、		九、七〇、〇〇〇		

(6) 第三回急施事業

名古屋驛改良工事は本市都市計畫事業と共に企畫せられ爾來着々其の工進み愈々本屋の工事に着手し、昭和十二年を以て該改良工事は全部竣功せらるゝ豫定なるを以て、右完成前に名古屋驛より市内中央部に通ずる街路新設の必要ある爲、幅員四三

米六三六の廣路第一號線（櫻通）及幅員三二米七二七の一等大路第二類第一號線（櫻通）を急施事業として施行し交通の緩和を計ると共に一面都市の美觀を副へんしたものである。

本事業は施行年度を昭和十年度一ケ年とし總事業費五百五十四萬五圓千に對する起債額四百九十六萬圓の起債許可を昭和十年十一月四日得、昭和十一年五月十一日廣路第一號線の新設工事に着手したもので二路線、總延長二、〇五六米の新設と、總面積八〇、四二二平方米一四の鋪裝をも併せて施行し、且つ廣路第一號線に於て工費三十七萬四千圓を投じ堀川横斷橋梁を架設せんとするものにして之等本事業は昭和十一年度末を以て全部竣功の豫定である。

此の廣路第一號線は幅員四三米六三六（二四間）を有する本市唯一の廣路にして一ノ二ノ一號線と共に本市中心地に位するを以て、其の用地物件費の如きも四百三十九萬四千五百圓即ち總事業費の七九%の事業費を計上したり。

又堀川横斷橋梁は本市都心部特に廣路に架せらるゝものなるを以て大名古屋を表徴する橋梁として高欄照明等の設備も雄壯華麗なるものである。

財政計畫

収入	雑収入	七、五七五圓
雑収入	受益者負擔金	六二七、〇二五圓
雑収入	繰入金	四、九一〇、四〇〇圓
雑収入	計	五、五四五、〇〇〇圓
支出	事業費	五、三九五、六九一圓
雑支出	計	一一四、二九〇圓

豫備費

三五、〇一九圓  
五、五四五、〇〇〇圓

街線

路線名	區間	延長	幅員	面積	用地物件費	鋪補費	橋梁費	工事費	計	着手日	竣功日
廣路第一號線（櫻通）	自新名古屋驛至江川線	五四〇.〇〇米	三三.〇〇米	一八、〇〇〇.〇〇平方米	八〇〇.〇〇圓	五三三.〇〇圓	一、三三三.〇〇圓	六六六.〇〇圓	一、三三三.〇〇圓	昭和十一年五月	昭和十一年五月
"	自伏見町線至江川線	六六四.〇〇米	三三.〇〇米	二二、〇〇〇.〇〇平方米	九〇〇.〇〇圓	六〇〇.〇〇圓	一、六〇〇.〇〇圓	七〇〇.〇〇圓	一、六〇〇.〇〇圓	昭和十一年六月	昭和十一年六月
一等、二類、一號線（櫻通）	自伏見町至御幸本町	四九〇.〇〇米	三三.〇〇米	一六、〇〇〇.〇〇平方米	六〇〇.〇〇圓	四〇〇.〇〇圓	一、〇〇〇.〇〇圓	五〇〇.〇〇圓	一、〇〇〇.〇〇圓	昭和十一年六月	昭和十一年六月
"	自御幸本町至大津町	四三三.〇〇米	三三.〇〇米	一四、〇〇〇.〇〇平方米	五〇〇.〇〇圓	三〇〇.〇〇圓	八〇〇.〇〇圓	四〇〇.〇〇圓	八〇〇.〇〇圓	昭和十一年六月	昭和十一年六月
計		二、〇六七.〇〇米	一三二.〇〇米	六〇、〇〇〇.〇〇平方米	二、八〇〇.〇〇圓	一、八〇〇.〇〇圓	五、〇〇〇.〇〇圓	二、〇〇〇.〇〇圓	六、六〇〇.〇〇圓		

備考 事業費總額五、五四五、〇〇〇圓と本表の總計額五、二二四、七三三圓の差額三二〇、二六七圓は事務費及公債費である

廣路第一號線 一等大路第二類第一號線及堀川横斷橋梁は本市の代表的街路及橋梁なるを以て、之が名稱を一般に公募し、昭和十一年末右二路線を櫻通、橋梁を櫻橋と命名せり。

(7) 其他

本市に於ける都市計畫事業は特別會計に依り處辨することとなつてゐる。然し乍ら事業の施行上都市計畫若くは都市計畫事業として内閣の認可を得たる街路と雖も必ずしも特別會計に依つてのみ施行するとは限らず一般會計に依り施行することもある

り得る。斯の如く都市計畫若くは同事業路線にして一般會計に依り施行したる街路は、第二回産業開發事業に依る一等大路第二類第十二號線（白鳥線）の新設並第一、第二、第三及第四回失業應急事業に依る一等大路第三類第二號線（江川線）同第三號線（中川東線）、同第六號線、同第三十五號線の擴張及一般土木費に依る中川東線の一部新設が之て左表の通りである。是等路線の施行狀況は第四章準都市計畫事業街路の新設擴張の部に譲る。

街路

路線名	區間	延長	幅員	事業費(精算)		年月日	摘	要
				工事費	用地物件費			
一等、三類、二號線 府縣道名古屋桑名線及市道日置名古屋港線	自水主頭橋	一、七五八〇〇	一八〇八	四、四二〇、〇〇〇	一、九四、三三三	昭和十一年三月三十一日	都市計畫及同事業路線二、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	都市計畫及同事業路線二、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
一等、三類、三號線 中川東線(一部)	南區築地口	一、二八、四五	二四、五五	三〇三、〇八	二四、八二、七七一	昭和十一年三月三十一日	都市計畫及同事業路線(痛取自、坪)	
同	自水主頭橋	九四六、〇六	二四、五五	〇五五、六六	三三、二七、六二	昭和十一年三月三十一日	都市計畫臨時土木費	
同	自明道橋	五〇〇、二四	二四、五五	一、一五、〇七	三八、五三、四三	昭和十一年三月三十一日	第一回失業應急事業	
同	自外田町	五〇〇、二四	二四、五五	一、一五、〇七	三八、五三、四三	昭和十一年三月三十一日	第二回失業應急事業	
一等、二類、十二號線 白鳥線	自都計ノ界	二六三、〇六	三三、七	四三、三七	一〇、六五、二一〇	昭和十一年三月三十一日	右同	
一等、三類、三五號線 及同六號線 覺王山延長線	自都計ノ三ノ三 自都計ノ三ノ三 自都計ノ三ノ三	一、六〇八、六〇	二四、五五	七〇〇、〇〇	三五、〇〇、〇〇	昭和十一年三月三十一日	右同	
計	計	六、一〇、四四	八〇九	四、四一、四六	一、一〇、三三	昭和十一年三月三十一日	都市計畫及同事業路線(四七米〇七)第四回失業應急事業平和橋、南郊橋ノ架設ヲ含ム	

橋梁

橋名	河川名	個所	延長	幅員	工費	年月日	摘	要
平和橋	補助道河	南區熱田前新田	二九、〇〇	二四、五五	一五、四〇、〇〇	昭和十一年三月三十一日	工事ハ豫算	
南郊橋	補助運河	南區熱田新田東	二九、〇〇	二四、五五	一五、四〇、〇〇	昭和十一年三月三十一日	右同	
中島橋	荒子川	南區中島新町	二〇、〇〇	三三、七	三三、〇〇、〇〇	昭和十一年三月三十一日	工事ハ精算白鳥線	
計	計	計	七八、〇〇	三八、〇三	三三、〇三、〇三	昭和十一年三月三十一日	計	

ホ、追加變更後の實施狀況

昭和四年七月内閣の認可を得事業確定したる第二期都市計畫事業は既述の如く其の主要財源を起債に求めたる關係上豫期の如く事業進捗せず其の事業費も昭和九年度第二回急務事業迄の既決事業費を除き二千餘萬圓の殘餘を生じ之を最終年度たる昭和十年度に於て完了せんとするは不可能なるを以て同年度に於ては前述の第三回急務事業として廣路第一號線始め二路線五百十四萬五千圓を施行し、其の他は本市發展の趨勢並に交通の狀態に依り既定事業に對する追加並に變更を爲し、昭和十一年度より施行すること、なつたのである。

(1) 第四回急務事業

第二期都市計畫事業の追加變更に關しては昭和十一年三月三十一日内閣の認可を得たるを以て、此の追加並に變更計畫に基く昭和十一年度施行分として一等大路第三類第二號線（江川南線）始め六路線、總延長五、三七六米五〇を總事業費四百四十八萬六千九百十五圓を以て新設擴張することに決した。即ち江川南線は本市樞要の南北幹線にして中川東線と共に昭和十二年三月開催せら、汎太平洋平和博覽會に備へ本市中心部との聯絡上急速擴張の要あり、而して中村線は北部に中村公園を擁し交通量多きに不拘平均路巾五間内外にて交通上危険あるを以て之を擴張し且つ一部は本市及び組合に於て新設したる街路の中間にある未完成部分の新設を爲し、又覺王山延長線は東山公園並に同動物園に通ずる唯一の街路にして一等大路第二類第三十三號線以東は昭和十一年度失業應急事業として施行中、覺王山電車終點以西は工事完了せるも其の中間に位する本

區間は幅員狭少なるため之を擴築し、電車線路延長等の爲めにも急施行の要を認めたるものである。又名古屋驛前線及那古野町線は共に名古屋驛改良工事の完成に伴ひ交通の緩和を圖るために急速施行に決したるものである。

財政計畫

収入	國庫補助金	一〇、〇〇〇圓
	運河整理地賣却代金	三二一、二五二圓
	繰越金	一圓
	雑収入	三〇二、〇四四圓
	特別税	一、〇三三、六二九圓
	受益者負擔金	五〇九、四五九圓
	寄附金	三、七三〇圓
計	繰入金	二、二九六、八〇〇圓 (起債額ハ二、三三〇、〇〇〇圓)
	計	四、四八六、九一五圓
支出	事業費	二、五一四、六二七圓
	雑支出	一、九四〇、三四一圓
	豫備費	三一、九四七圓
計	計	四、四八六、九一五圓

事業計畫

路線名	區間	延長	幅員	面積	事業費	用地物件費	計	着手年月	竣工日
一等三類二號線 (江川南線)	自江川用水分岐點 至都計一ノ三ノ三	七〇・五〇	二	二四、五五二・七六八〇	三、八、九七〇・〇〇〇	二〇、二〇〇・〇〇〇	四九、〇八〇・〇〇〇	昭和十二年 三月下旬	豫定
同 (中川東線)	自都計一ノ三ノ三 至對立市電分岐點	七九・一〇	二	一九、一三三・〇〇九	五〇、三〇〇・〇〇〇	二三、五〇〇・〇〇〇	七三、八〇〇・〇〇〇	二、九、八	〃
同 (中村線)	自都計一ノ三ノ三 至都計一ノ三ノ六	二、四六・七〇	二	五九、八〇八・八〇二	五九、八〇〇・〇〇〇	五七、〇〇〇・〇〇〇	一一六、八〇〇・〇〇〇	二、九、八	〃
同 (覺王山延長線)	自覺王山市電終點 至都計一ノ三ノ三	五〇二・七〇	二	二二、三七八・七二	四〇、七〇〇・〇〇〇	五、二六〇・〇〇〇	四六、六六〇・〇〇〇	二、一〇、三	〃
同 (名古屋驛前線)	自都計一ノ三ノ三 至新名古屋驛前	五九三・五〇	二	一四、五六七・四五七	六三、六〇〇・〇〇〇	六〇、〇〇〇・〇〇〇	一二三、六〇〇・〇〇〇	二、二、〇	〃
同 (那古野町線)	自新名古屋驛前 至那古野町	三四・〇〇	二	八、四四三・四八〇	三三、四〇〇・〇〇〇	三三、三〇〇・〇〇〇	六六、七〇〇・〇〇〇	未着手	昭和十三年 三月末ノ 豫定
計		五、三六・五〇		九六、六九三・一三	四四、七〇〇・〇〇〇	一、六二二・一	一四一、〇一七・〇〇		

右計畫に基き之が主要財源たる市債二百三十二萬圓の起債許可申請を爲したる處、昭和十一年七月三十日之が許可を得たるを以て直ちに用地の買収、地上物件の移轉を開始し之が終了次第工事に着手昭和十一年度中には竣功を見る豫定である。

(2) 則武線架道橋工事

名古屋驛の改良工事に關聯し鐵道局に於て名古屋驛より西區榮生町一丁目地内に至る區間の鐵道が高架に改良せられたる結果、都市計畫街路一等大路第二類第六號線(則武線)との交叉點即ち榮生踏切は原設計に依るときは坂路に依る跨線橋となり本市西北部に於ける最も交通頻繁なる同街路は交通上の危險甚しく且は同地方の發展を阻む虞あるを以て之を架道橋に施設替を爲すべく鐵道當局と折衝の上、附近土地區劃整理組合より寄附申出あるを機會に、右則武線附帶工事として事業費

豫算額二十六萬五千圓を以て施行に決したるものである。而して右事業費の内財源たる市債二十三萬圓（實收額二二七、七〇〇圓）の起債は昭和十一年三月三十一日二十二萬七千三百圓に更正許可（借入時期遅延に伴ふ不要利子を控除する）ありたるを以て、鐵道局に工事を委託し、昭和十二年五月頃迄には竣功の豫定である。

財政計畫書

收入	雑収入	九、一五〇圓
收入	繰入金	二二七、七〇〇圓
收入	寄附金	二八、一五〇圓
支出	事業費	二六五、〇〇〇圓
支出	雑支出	二六一、一三〇圓
支出	備費	二、五八九圓
計		一、二八一圓
計		二六五、〇〇〇圓

(四) 愛知縣知事執行都市計畫街路事業

本市に於ける都市計畫街路事業は既述の如く名古屋市長執行の下に着々之が實現に向つて邁進しつゝ、あるも、本市周圍部に於ける市郡連絡街路の改修は市郡の産業振興上極めて緊要事にして此の儘放任し得ざるを以て、昭和十一年四月市本事業路線より一等大路第二類第二號線（枇杷島線）始め四路線を削除し（但し一ノ三ノ四〇野並線は區劃整理組合にて完成のため削除）之を愛知縣知事執行の都市計畫事業として昭和十一年度より施行されること、なり目下工事着手中である。

事業費總額

一、八二三、四七一圓

財源

受益者負擔金

三二四、二三〇圓

特別負擔金

一八二、三四七圓

一般歳入

一、三二六、八九四圓

計

一、八二三、四七一圓

路線名	區間	延長	幅員	面積	事業費			摘要
					工事費	用地物件費	其ノ他	
一等二類、二號線 (枇杷島線)	自起至市道押切線	一、八三三米	三三米	六〇、四三三	六〇、〇七五	一〇七、二五九	九七、二五九	内橋梁費 三三、〇〇〇圓
一等三類、四號線 (東郊線)	自都計一ノ二ノ二三至終點	二、五七三米	二五	六四、三〇〇	一〇七、六八九		三五六、四四六	同 二〇一、五〇〇圓
同 (矢田十號線)	東區大幸町地内	三九	〃	一五、七五五	四四、五五五		一六八、〇七	同 一五〇、〇〇〇圓
同 (星崎二十二號線)	自南區立寺町至同星崎町	一、八六七	〃	四六、七五五	一三八、八九	八三、〇〇〇	三四、五四九	同 二四六、四六八
計		六、八九九		一八七、一三三	五五五、七五四	六九、一六五	六四八、五五二	橋梁費計 三八四、五〇〇圓

二區劃整理事業

都市に於ける建築物が整然と立ち並ぶ爲には、先づ其の敷地が整然たるものでなければならぬ。不整形なる、或は過少なる



敷地は、巨額の費用を投じて改良せられたる街路、公園、運河等の施設の效用を充分に發揮せしめないこと、なるのである。こゝに於て將來百級の都市施設に對し最も能率的にして、保健的且美觀的都市を建設する方策として伸び行く都市の郊外地に對しては田圃原野の宅地化に先行して土地開發と、建築敷地造成の爲めに土地區劃整理の要あるばかりでなく、又既成の市街地に對しても都市の美觀と保健、衛生の爲にも、宅地としての利用増進の爲めにも之を必要とする。而して之等土地區劃整理は多くの場合街路、運河、公園、廣場等の都市計畫又は同事業に順應して施行せらるゝのである。

土地區劃整理の制度は都市計畫法第十二條に其の根據を有する。然し本市に於ける其の特殊なるものとしては都市計畫法第十六條第二項に依る中川運河建築敷地造成の爲めの土地區劃整理、同法第十三條に依る名古屋驛前に於ける都市計畫土地區劃整理とを擧げる。

### 中川運河建築敷地造成の爲めの區劃整理

本市名古屋港背一帯の地は中川運河の開鑿に依り水陸の連絡を初め諸般の設備悉く備はり將來工業地域として大發展を遂ぐべき理想的地位に置かれたのであるが、運河附近地一帯は地盤が概ね低濕であつて相當盛土を要するを以て運河の掘鑿土に依り濕地を零尺（約最干潮面）以上六尺乃至七尺の高さに約一・一六、一二二立坪の盛土を爲し、建築敷地を造成すべく運河の附帶事業として行はれたものである。

此の建築敷地は總面積二十八萬五千坪にして昭和四年一月名古屋市土地區劃整理一人施行して内務大臣の認可を得、幅員三米六三乃至一四米五四の街路を構築したもので、我國に於ける是れが建築敷地造成土地區劃整理の嚆矢である。尙買收地積は二十八萬三千五百五十四坪にして右の内土地收用の裁定を求めたる地積は六萬三千百一坪である。

### 名古屋驛前土地區劃整理

名古屋驛附近に於ける本市都市計畫事業は同驛改良工事の進捗に伴つて着々實施の歩を進めつゝ、あるも就中本市表立關たる同驛に通ずる廣路第一號線（櫻通）は昭和十一年度に於て急進事業として幅員二十四間に擴張せらるゝを以て之を機會に同路

線の附近たる驛前一帯の地即ち西區菊井町始め一七ヶ町地内地積約二十七萬九千七百坪を都市計畫土地區劃整理と爲し、名古屋市の表立關に辱からぬ街路を建設すべく決定し、昭和十一年三月三十日内閣の認可を得たもので、而して本年度中には法第十三條に依り本市都市計畫事業として右土地區劃整理の一部を施行さるべく豫定されてゐる。

然して此の土地區劃整理地區内には前述の廣路の外一等大路第三類第四十四號線、同四十五號線、同四十六號線二等大路第一類第一號線、同第二類第二號線の六路線の各一部が包含され是等路線が區劃整理施行の結果遠からず整然として華麗なる街區の形成さるゝこと、ならう。

## 三 中川運河開鑿事業

商工都市として本市多年の懸案であつた中川運河開鑿事業は、大正十三年十一月十七日を以て内閣の認可を得事業確定した。而して本事業は同年六月九日内閣の認可を得たる運河網中の一部で、右運河網として決定されたものは既述の如く本中川及荒子川、山崎川、大江川の四線であるが、此の中本中川は最も主要であり且つ延長も大、利用區域も廣く、極めて樞要の位置に在るが爲め先づ以て第一着に起工せられたもので附帶事業として建築敷地の造成をした。

之が總事業費は當初千六百八十二萬三千九百五十三圓であつたが、内起債額六百二十萬圓は主務省に以て全額認められず、六十萬圓減額せらるゝこと、なつた爲め、更に之を變更して千六百十二萬九千三百六十一圓となし、又之が事業期間は、大正十三年度より大正十七年度（即ち昭和三年度）に至る五ヶ年繼續事業となし着々事業の進捗を計り、用地及び物件の買收移轉も略ぼ完了したから、大正十五年十月一日に起工式を擧げた。

ところが、本事業實施に際し二條の通船路は之を單なる通船路とのみ爲さず、均しく繫船荷役を爲さしむべく道路と水路との間に於て新たに幅員五間の空地を置き、所々に荷揚場を設置することとし、又兩側幅員三間の街路を八間に即ち各々五間を擴張し、其の他二等第一終點より堀川に至る三等第二の内江川線堀川間に撥形舟溜を設け、又南平野町地内舟溜の北部に於て

貨物積卸場並に上家及鐵道引込線を設置し鐵道との連絡に備へ、且舟溜の西部に於ては前後街路連絡の爲め幅員三間、延長百二十間の街路を新設する等（此の事業費二百七十二萬九千七百七十一圓）更に本運河利用の完璧を期すべく一部設計の變更を爲し、總事業費を千八百八十五萬九千三百三十二圓となし昭和二年四月五日其の筋の認可を得た。

然るに本事業は其の事業認可が前記の通り大正十三年十一月十七日であつたに拘はらず、之が主要財源たる市債の許可が翌十四年末迄なり、約一ヶ年遅延した爲め自然用地の買収、地上物件の移轉上に關し手遅れが出来、又用地買収に關し土地收用法適用のものが意外に多數生じ、工事施行上不尠障礙を興へた爲め、既定年度たる昭和三年度に於て全部其の竣工を見る能はざるに至つたから、更に昭和四年三月三十日內閣の認可を得、昭和四年度迄一ヶ年繼續年期を延長し（但し財政計畫に於ては變更ない）銳意其の進捗を計りし結果、同五年十月に至り工事漸く竣成し、同月二十五日より使用開始を見ること、なつた。而して昭和五年十二月十二日內閣の認可を得之が追加事業として北部終端舟溜東側起重機等設備工事の施行の爲め總事業費を千九百三十九萬三千九百九十二圓に變更し、事業年度を昭和六年度迄延長爾來事業年度を延長せるも之が事業財源たる市債の起債許可を得ず昭和九年度に至り事業を一先づ打切とすること、した。

何れにしても本事業は實に運河事業としては本邦稀に見る大事業で、本線延長四千五百十五間（約二里強）水面幅員の廣き所五十間を算し、本市の商工發展上一新紀元を劃し、其の大名古屋建設上に對し多大の寄與あるは敢て絮説を俟たない所である。

設計概要

- 一 型式 閘門式
- 二 幹線 延長三千五百十五間
  - 一等第一 延長一千間 幅員五十間
  - 中川川口ヨリ南區熱田新田東組字東川線二百三十六番地ニ至ル
  - 二等第一 延長二千五百十五間 幅員三十五間

三支 川 延長一千間

- 一等第一終點ヨリ中區長良町字南新田五十五番地ニ至り右折シ同區露橋町字西海道六十二番地ノ二ニ至ル但中區長良町字南新田五十五番地ヨリ本線終點ニ至ル間ハ幅員五十間トス

三 支 川 延長一千間

- 三等第二 延長六百間 幅員二十間
- 二等第一終點ヨリ中區松重町二十四番地ノ十一ニ於テ堀川ニ接続ス
- 三等第三 延長四百間 幅員二十間
- 二等第一終點ヨリ中區西日置町字猿子十九番地ノ一ニ至り左折シ同區平野町字前田八十九番地ノ一ニ至り舟溜ニ接続ス

四 河 床
名古屋港水準基面零點以下七尺ニ堀鑿シ閘門ニ依り常ニ零尺乃至五尺ノ水位ヲ保タシム

五 閘 門 二ヶ所
中川口閘門（中川口ニ設置ス） 長六十間 幅員六間
松重閘門（江川線堀川口ニ設置ス） 長五十間 幅員五間

六 舟 溜 三ヶ所
堀止舟溜 長百五十間 幅員五十間
三等第三ノ終點（名古屋新貨物驛ノ南方）ニ設置ス
中川口舟溜 長二十間 平均幅員七十間
中川口閘門下流ニ設置ス
松重舟溜 長二十五間半 平均幅員三十八間

江川線堀川口ニ設置ス

七 運河附屬地

運河幅員以外兩側各二十八間

物揚場 幅員各五間 法面

倉庫數 同 十五間 高零點以上十尺

道路數 同 八間 同

八 建築敷地造成

運河ノ兩側運河用地ノ外側各幅員五十間ヲ造成ス、此ノ坪數二十八萬五千坪零點(約最干潮面)以上六尺乃至七尺ニ地上ケシ運河堀鑿土ヲ利用ス

財政計畫

一 事業費總額 一九、三九二、〇九二圓

二 事業年度 自大正十三年度至昭和八年度

三 財源

市債 七、七四九、二〇〇圓

第一期事業費ヨリ繰入 三五〇、〇〇〇圓

特別稅 一、七三〇、〇八七圓

運河受益者負擔金 二、六一四、八四八圓

第一期事業受益者負擔金 一、五〇〇、〇〇〇圓

整理地賣却代金 五、二三二、〇〇〇圓

雜收入 二一五、九五七圓

計 一九、三九二、〇九二圓

備考 一市債は之を公募して一般財界を壓迫するは策の得たものでないを信じたから、事業用地所有者の諒解を得て其の用地代に債券を交付する方針を採つた。二 償還財源としては受益者負擔金整理地賣却代金等を以て充當することとしたが、其の詳細は之を省略する

橋梁

橋名	路線名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	着手年月	竣工年月
中川橋	都計 第四十三號線	南區熱田前新田中川口	四七・五	一六・六	七三三・〇	拱鋼橋	昭和 三、四	昭和 五、九
東海橋	都計 第十五號線	南區小碓町	六五・九	三・八	一、四八・二五	桁鋼橋	一五、一〇、一	四、九、一五
昭和橋	都計 第十二號線	中野新町	六五・四	二五・四	一、六八・二七	桁鋼橋	一五、一〇、一	〃
蜷野立橋	運河建築敷地 内街路	〃	六四・八	七・七	四一・四	鋼桁橋型	〃	〃
野立橋	右 同	南區野立町	六四・八	七・七	四一・四	鋼桁橋型	〃	〃
篠原橋	都計 第十三號線	中區篠原町	六四・八	七・七	四一・四	鋼桁橋型	〃	〃
八熊橋	運河建築敷地 内街路	南區八熊町	六四・八	七・七	四一・四	鋼桁橋型	〃	〃
長良橋	府縣道 秋竹熱田線	中區長良町	九五・九	九・〇	八五・七	鋼桁橋	〃	〃
小栗橋	市道 北一色線	中區露橋町	七・八	七・七	五三・〇	鋼桁橋	昭和 三、六、二六	昭和 四、七、五
猿子橋	市道 御器所愛知線	〃 西日置町	三九・六	五・五	三五・九	鋼桁橋型	〃	〃
柳原橋	府縣道 名古屋桑名線	中區露橋町	三九・六	五・五	三五・九	鋼桁橋	〃	〃
南北橋	都計 第三號線	中區西日置町	一三・七	二四・五	三三・四	桁鋼橋	四、七、一	五、九、
計				八八七・五				

中川運河建築敷地賣却状況 (昭、一、三現在)

年度別	賣却坪數	賣却代金	摘要
昭和六年度	九、〇三三・九	二九四、四七・八七	
七年度	一四、三七・九	五三三、四三・三	
八年度	三、八七・四六	九四、五一・一六	
九年度	一七、四八・二六	六三四、〇六・七三	
十年度	一六、二八・一八	五五九、三九・三	
十一年度	三、一五・八五	九二四、五六・〇八	
計	一三三、〇四・五三	三、八九七、四三・七五	但シ昭和十二年十二月末現在

#### 四 受益者負擔金

##### 一、受益者負擔制度の沿革

##### (イ) 道路新設擴張受益者負擔規程

大正八年都市計畫法公布せられ、次て翌九年内務省令第二十八號を以て都市計畫法施行令の規定に依り事業執行に要する費用負擔者の指定せらる、や、本市に於ては時恰も第一期事業即ち五幹線改修事業執行の途上にありて、受益者負擔規程の制定を要すること切なるものあり、直ちに負擔規程の調査に着手し大正十二年八月負擔規程草案を添へて省令制定方を申請する運びとなつた。超えて同十三年十一月内務省令第二十五號に依り茲に始めて、名古屋都市計畫事業道路廣場新設擴張受益者負擔ニ關スル件」公布せられ、次て大正十四年四月内務省令第六號に依り「大正十三年内務省令第二十五號名古屋都市計畫事業道路廣場新設擴張受益者負擔ニ關スル件第六條ニ依ル負擔區別及負擔金額ニ關スル件」が公布せられた。

##### (ロ) 路面改良受益者負擔規程

昭和二年三月認可申請したる第二期都市計畫事業中には路面改良事業を包含せる爲め規程制定を要すること急となり、同年十一月規程制定を上申し同五年十二月内務省令第三十七號に依り「名古屋都市計畫事業路面改良受益者負擔ニ關スル件」が公布せられ現在に至つた。

##### (ハ) 運河受益者負擔規程

大正十三年十一月中川運河開鑿の認可ありたるに付き、之が財源の一として受益者負擔金を充當すること、なり、大正十四年一月規程制定方を申請し、翌十五年一月内務省令第二號に依り「名古屋都市計畫事業運河新設受益者負擔ニ關スル件」が公布せられた、これ本邦運河事業に關する受益者負擔規程の最初のものである。

##### 二、受益者負擔金徴收の概況

大正十三年十一月内務省令第二十五號に依り受益者負擔規程の公布せらる、や、既に事業執行中なりし第一期事業に對しても之を適用すること、なり、鋭意調査を進めて同十四年十二月に至り始めて受益者負擔金を決定するに至つた。爾來、道路新設擴張事業、路面改良事業、運河事業の進捗に伴ひ、負擔金を測定したる事業數二一、其の測定額は七百十四萬二千二百九圓に達した。

### 第四章 準都市計畫事業

名古屋都市計畫及都市計畫事業に就ては前二章に於て其の概略を敘述したるも交通、衛生、保安、經濟等に關する重要施設にして財政上、技術上又は其の他の理由に依り該計畫又は事業として決定せられざるものは多々有り得る。本章に於ては之等事業の中街路、橋梁、公園等都市計畫事業に準すべきものに就いて述べることにする。

## 一 街 路

六六

都市施設中街路は各種交通機關の基礎を爲すものとして、市民生活の根源たる交通を掌るものである。又市民の保健、衛生に貢献し、産業を開発し、更に都市に美觀を興ふる爲めにも極めて重要な地位を占むるものである。従つて街路網の完備舗装路面の改良は近代都市に於ける最も緊事たる施設の一である。

### (一) 街路の新設擴張

本市に於ける街路は昔は藩政時代の碁盤割を中心にしてありは都市の海盤車狀にのび行くま、に自由奔放につくられたもので其の後大いに其の改修を計つてゐるが充分なりとは謂ひ難く、大正七年東京市區改正條例の準用及同九年都市計畫法の適用により始めて本市街路計畫の根幹が決定されたものと謂ひ得る。

之に依つて本市は大体に於て幹線街路の改設は都市計畫事業に依り補助街路の築造は一般土木事業として施行し來つたもので先づ大正十二年隣接町村合併の際屈曲又は幅員狭小なる街路の開修を計畫し、事業費七拾六萬七千貳拾壹圓を以て西脇町線始め十二線總延長一〇、七五四米二一を幅員七米乃至九米に開修したもので、當初は大正十三年度より同十五年度に至る三ヶ年繼續事業の計畫であつたが一ヶ年延長し昭和二年度に於て完成するに至つた。次で御大典記念事業として國道十二號線の擴張及舗装を昭和三年度に、又法華野田町線の新設を同四年度に施行したるも時恰も中川運河事業並第二期都市計畫街路事業の施行時期に當りたる爲め一時中絶し、其の後失業應急事業、産業開發事業、一般土木事業等に依り都市計畫事業路線をも含めて二十路線の改修を爲し、前述街路改修事業と共に即ち大正十三年度より合計延長二九、〇九二米八四、工事費計參百五拾五萬參千參百八拾參圓四拾六錢を以て補助街路の新設擴張を行つてゐるのである。之等都市計畫事業に依るもの以外の街路の新設擴張に關する昭和三年度以降の施行状況を述べれば左の通りである。

(イ) 國道十二號線(自玉屋町四丁目至本町一丁目)の擴張及舗装

本路線の右區間は、市内屈指の間屋街にして、交通頻繁なるに拘らず街路幅員狹隘なる爲め、交通上障礙あるを以て昭和二三兩年度に於て御大典記念事業として之が擴張並に舗装工事を施行したるものである。

右工事區間の延長は一、〇〇五米〇八にして、在來幅員九米〇九(五間)なるを建築線通り西側各二米七二(一間半)づつ、後退せしめて之を一四米五四(八間)に擴張し、中央一〇米二九を車道、其の兩側各二米四一を歩道とし、車道は「シートアスファルト」歩道は「コンクリートブロック」を以て舗装し、兩側に街路樹を植栽せり。

擴張所用敷地は四、三六五平方米三九にして内榮町線に接する街角剪除の分一三平方米二二(四坪)は買収し、陸軍用地二二三平方二〇(六七坪五二)は之を管理換に求め、爾餘四、一二八平方米餘(一、二四九坪餘)は總て之を地主の寄附に仰きたるものである。

工事費總額は百參拾九萬八千參百八拾圓にして内前記の通り沿道地主寄附金及受益者負擔金を差引實際市費に依る支出額は六拾參萬九千六百參拾圓で之が財政計畫は左の通りである。

備考 ○街路美觀の點よりして架空線は全部之を地中線としたるは本路線を以て嚆矢とする。

○本路線歩道に建設したる街路灯は西區本町並玉屋町兩町關係者より灯柱、灯具等全部有姿の儘本市に寄附したるものにして型式は五灯式ワシントン型鑄鐵製街路灯壹百基此の見積價格壹萬圓にして、維持修繕費は兩町關係者に於て負擔す。

## 財 政 計 畫

### 收 入

國道改築費指定寄附金

六七一、九四三圓 (用地費に相當する金額)

受益者負擔金

八六、八〇七圓

一般市費

六三九、六三〇圓

六七

支 計  
 出 一、三九八、三八〇圓  
 事 務 費 五、〇五九圓  
 用 地 費 六七六、九四三圓  
 (内六七一、九四三圓は寄附金として受入れ買収費に充つる筈なるも實際は敷地寄附を受けたるに依り支出せず)  
 地上物件移轉補償費 五七六、六二一圓  
 工 事 費 一二七、二五七圓  
 雜 費 一二、五〇〇圓  
 計 一、三九八、三八〇圓

昭和二、三兩年度繼續事業として、一般會計、臨時部、國道改築費を以て施行す。  
 (ロ) 法華野田町線の新設

本工事は關西線八田驛より府縣道名古屋桑名線に連絡する街路の新設にして昭和二年二月關西線八田驛開通せしも南北に通ずる順路なく、然も當地方の發展急激なるに鑑み之が緊急事業として昭和四年九月十八日工事に着手、約半歳にして其の工を畢へたるものにして、延長二、三七三米九九、幅員一〇米九〇(延長五九〇米六五)乃至一三米五四(延長一、七八三米三四)の街路を新設し、同時に東起橋始め五橋の架設工事を施行した。

工事費精算額は參萬七千九百五拾壹圓貳拾六錢(豫算額は四萬貳千六百圓)内半額は地元寄附に仰ぎたるものである。

財 源  
 寄 附 金 一一、三〇〇圓  
 一 般 市 費 一一、三〇〇圓

計 四二、六〇〇圓

備考 受益者負擔金なし

橋 梁

橋名	路線名	河川名	所在地	延長	幅員	面積	工費	橋種	着手年月日	竣工年月日	備 考
東起橋	法華野田町線	松陸用水	南區起町	五・五	一四・五四	六六・三	二、三三・三	鐵筋コンクリート橋	四、二三	五、一	改築橋面シート アスファルト
無名橋	"	用悪水路	南區法花町	二・四	一〇・七	三三・七	二五・八五	"	"	"	"
法花橋	"	稻葉地用水	"	九・三	一〇・〇	九三・三	四、五二・五〇	"	"	"	橋面シート アス
一柳橋	"	用悪水路	"	三・七	一四・五四	四三・九	一、〇〇・四〇	"	"	"	"
打出橋	"	"	南區打出町	四・九	一二・三	四一・七	一、二八・七	"	"	"	"
計				二四・六		二六九・六	九、四七・五				

(ハ) 都市計畫一等大路第三類第三號線(中川東線)の一部新設

本路線は都市計畫第二期街路事業路線の一部に該當するもの中川東線と港本町との連絡は地元耕地整理組合の事業進行上必要ある爲、右組合の希望に依り工費は組合負擔とし、特に一般會計に依り施行したるものである。

本工事は延長一一八米四五、幅員二四米五四の新設を工事貳萬五千五百五拾六圓を以て昭和六年度豫算に計上し、地上物件移轉の一部及街路築造工事は昭和七年度へ繰越施行したるものである。

收 入  
 財 政 計 畫

街路新設費寄附金 二四、二六八圓 (港北耕地整理組合より寄附)

受益者負擔金

計

八八八圓  
二五、一五六圓

支 出

用地買收費

一七、〇八七圓

地上物件移轉補償費

七、八四四圓

工 事 費

二二五圓

計

二五、一五六圓

(此の買收面積一三〇坪八合土地所有者五名)

(三) 市道炭焼第一號線の擴築

本工事は名古屋驛改築工事の進捗に伴ひ明治橋西詰道路は廢街さなるを以て都市計畫一等大路第三類第五號線(中村線)に通ずる延長五〇米五四、幅員三米六三の本路線を幅員七米二七に擴築したるもので、之が工費は參千貳百貳拾八圓にして昭和七年度一般會計に依り施行せり。

財 政 計 畫

收 入

受益者負擔金

三〇〇圓

土地買却代

二、九二八圓

計

三、二二八圓

支 出

地上物件移轉補償費

二、九二八圓

工 事 費

三〇〇圓

備考 地元地主よりの提供地五十一坪七合評價格五、五六八圓、交換地として交付せるもの八十一坪四合六勺評價格八、四九六圓此の差額二、九二八圓を擴築費財源に充當す。

(本) 市道横堀箕瀬町線の新設

本工事は中區露橋町及箕瀬町地内の箕瀬川延長四七三米五を中川運河々口の浚渫土砂を利用して之を埋立て、面積四、六四六平方米六一の土地を造成し、内面積三、七七二平方米九六は街路敷地として延長四七三米五、幅員七米七の街路新設の用に供し残餘の面積八七三平方米六五は賣却し本工事の財源に充當したるもので工事費豫算額は四千六百五拾圓、昭和七年度一般會計により施行せり。

財 政 計 畫

收 入

土地賣却代

三、三〇〇圓

受益者負擔金

一、三四一圓

雜 收 入

九圓

計

四、六五〇圓

支 出

工 事 費

四、六五〇圓

内 譯

埋 立 費

一、九一一圓三六

街路築造費

四七一圓六〇

排水工費

二、二〇〇圓〇〇

埋立並街路新設工事  
設計概要

埋立	延長四七三米五	面積四、六四六平方米六一
埋立土砂	三、六五七立方米一二	
路面修繕	二、八四一平方米	
橋梁取扱	八ヶ所	
街路新設	延長四七三米五	幅員七米七
排水施設工事		
側溝新設	延長七八二米二	
雨水枳新設	五〇ヶ所	
人孔新設	九ヶ所	
鐵筋コンクリート管理設	四七〇米四	

(へ) 江川南線(府縣道名古屋桑名線)の擴築及鋪裝

江川南線は都市計畫第一等大路第三類第二號線に該當し、本路線中柳橋より水主町に至る區間は都市計畫事業路線に非ざる計畫路線にして、第一回失業應急事業昭和七年度工事七路線事業費總額九拾九萬八千九圓の一部として擴築及鋪裝工事を施行したるものである。

本工事は街路を擴築したる上歩車道に區劃し、車道は「シートアスファルト」、歩道は「コンクリートブロック」鋪裝を爲し且つ柳橋及水主町交叉點に於ける安全地帯部の車道は將來の摩耗を考慮し小鋪石鋪裝を施行したるものにして、尙兩側歩道には「鈴懸木」を植栽したる外、附帯工事を以て配水鐵管布設(經費參千百七拾壹圓)をも施行せり。

本路線の工事費豫算額は參拾八萬六千八百八拾圓にして、内地買收費拾七萬參千圓(一、〇六五坪)物件移轉其の他の補償費拾貳萬千八百拾圓である。

(ト) 國道十二號線(自鐵砲町至門前町)の擴築及鋪裝

本路線は古來本市の要部を南北に貫通する樞要街路にして兩側には大商店、卸商櫛比し逐年交通繁劇を加ふるに拘らず幅員僅か九米〇九(五間)を出てず而も本路線の一部たる廣小路線以北は先に御大典記念事業として既に之が擴築を見たるを以て、街路の規格、統制の點よりするも本區間の擴築は急務なるを以て、沿道地主の用地寄附申出ありたるを機會に第一回産業開發事業として施行したるものである。

本工事は其の敷地を沿道地主の寄附に俟ちたるを以て兩側地主に可成均等ならしむる様有効幅員一六米三六、内車道幅員九米六九、歩道幅員三米三三に擴築し、且つ在來街路の甚しき屈曲を改良して、車道は「シートアスファルト」歩道は「コンクリートブロック」の鋪裝を施し、兩側歩道に街路樹として公尊樹を植栽す、尙電話、電燈線等架空式を地下線とし、街路燈一〇八基は有姿の儘本市に寄附された。

本工事は事業費總額八拾參萬六千九百九拾九圓六千圓は市債に、拾七萬六千圓(工事費の三分の一)は産業開發事業として國庫補助に仰ぎ昭和七、八兩年度繼續事業として施行を豫定したる處同八年度に於て、同七年度と同様工事費の三分の一(拾五萬貳千六百七拾圓)の國庫補助の豫定に對し、國庫補助額の割當は五萬圓となりたる爲八年度市債貳拾七萬圓を參拾七萬圓に増額、雜收入に於て貳千六百七拾圓増額し當初設計の通達行したもので之が財政計畫は左の通りである。

總事業費  
内 譯

財政計畫

八三六、〇一〇圓



昭和七年度支出 三七八、〇〇〇圓  
 昭和八年度支出 四五八、〇一〇圓  
 收 入  
 國庫補助金 一七六、〇〇〇圓

(七年度一二六、〇〇〇圓事業費の三分の一補助八年度五〇、〇〇〇圓補助割當額)

受益者負擔金 六〇、六九〇圓  
 市 債 五九六、〇〇〇圓  
 雜 收 入 三、三二〇圓  
 計 八三六、〇一〇圓

支 出  
 用 地 費 六六五、五七三圓  
 (街路剪除に要する土地代五、二〇〇圓地上物件費六六〇、三七三圓)

工 事 費 一三二、五八八圓  
 工 事 諸 費 三、五〇〇圓  
 器具機械費 一〇、〇〇〇圓  
 計 八三六、〇一〇圓

七年度分國庫補助指令 昭和七年九月六日  
 七年度分起債許可 (二二六、〇〇〇圓) 昭和七年十二月二十一日  
 八年度分國庫補助指令 昭和八年十二月七日



八年度分起債許可 (三七〇、〇〇〇圓)

昭和九年三月十九日

(チ) 米野鐵道南線の擴充  
 鐵道貨物ヤード跨線橋南の中區米野町地内の市道延長二〇〇米は從來幅員四米六〇にして狹小を告ぐるに至つたるを以て之を幅員六米三六四に擴充したるものである。而して之が擴充用地は街路の法敷擴張を以て用地費若くは物件費等何等要する處なく施行し得たものである。

工事費は五千六百圓にして之を一般會計に仰ぎ昭和八年度に於て施行されたのである。  
 (リ) 大津町延長線の新設及鋪裝

本工事は第三師團廓内に市廳舎新設せらるゝを以て第一回失業應急事業昭和七年度工事七路線、事業費總額九拾九萬八千拾九圓の一部として市電大津橋停留場より新市廳舎迄の延長三九二米二三、幅員二四米五四の街路を新設し、名古屋城外堀に大津橋を架設し、且つ街路鋪裝を施行したるものである。

新設街路は歩車道の區劃を爲し、車道部は「シートアスファルト」歩道部は「コンクリートブロック」鋪裝とし、架空線は附近建築物との調和美觀の點より全部之を地中線とする外兩側歩道には街路樹「鈴懸木」を植栽し、大津橋南方東西兩側廣場には面積約七〇平方米宛の植樹帯を設け龍舌蘭、豆ツゲ等を植栽せり。又城南線終點に於ける名老木「くろがねもち」及び老松木は名木保存の目的を以て周圍に根圍を施したり。此の「くろがねもち」は元國有なりしものを有償にて本市に拂下を受けたるものである。

尙本工事に於ては街路照明燈を市電サイドポールに二燈一組のブラケット「八組」の取付及街燈柱二基を建設し且つ下水管布設工事をも施行したり。

大津橋は徑間一三米〇五、有効幅員二四米五四にして鐵筋コンクリート單門框構とし、街路面と同様鋪裝を爲す。橋梁前後には鐵筋コンクリート擁壁を築造し、橋梁北側の土壘切取個所には名古屋城石垣殘材を以て石垣積を構築せり。

而して右橋梁架設箇所は史蹟に指定せられ居るを以て、昭和八年三月十五日工事に伴ふ現状變更許可指令を得て工事を施行したるものにして、此の現状變更事由を刻記したる史蹟銘板は真鍮鑄物製青銅色仕上げ板に依り石垣積四側中央の巨石面に嵌め込みたり。其の記載文辭に曰く

「此ノ地點ハ舊名古屋城三之丸南面土壘ノ一部ニカカル茲ニ本市廳舎ヲ廓内ニ建築スルニ當リ昭和八年三月十五日現状變更ノ承認ヲ得之ヲ開鑿シテ新ニ橋梁ヲ架シ道路ヲ通ス  
乃チ石ニ刻シテ其ノ事ヲ記ス

昭和八年八月二十三日

右土壘切取面には芝張を爲し舊態保存に努めたり。

名古屋市

橋 梁

橋名	河川名	個所	延長	幅員	工費(概算)	年月日	摘要
大津橋	名古屋城	西外堀町	140.0	24.5	4,776	昭和八年三月	

(ヌ) 國道十二號線(自明道橋至外田町)の擴築及鋪裝

本路線は都市計畫第一等大路第三類第二號線にして都市計畫路線なるも一般會計に依り第一回失業應急事業昭和八年度工事十七路線事業費總額百五拾四萬貳千五百參拾五圓の一部工事として、延長五〇〇米一四を幅員二四米五二に擴築し、車道部は膠石鋪裝(明道橋交叉點は小鋪石鋪裝)、歩道部は「コンクリートブロック」鋪裝、尙歩車道の區分なき區間は路端部をコンクリート鋪裝を施行したるものである。

尙右の外本工事に於ては、兩側歩道に街路樹「しだれ柳」を植栽し且つ附帶工事として下水道を増築せり。  
此等本工事に要せる費用豫算額は九萬九千九百五拾圓である。

(ル) 市道呼續平針線の擴築

本工事は延長一四〇米一二を幅員七米二七に擴築せるものにして當初昭和七年度豫算に計上したるも寄附金納付遅延の爲同八年度に繰越施行したるものである。

工費は貳萬千七百貳拾七圓にして、用地約八十八坪及工費の半額壹萬八百六拾參圓五拾錢は地元の寄附に俟ち其の他は一般歳入に依り施行したり。

(ヲ) 市道三輪町線の新設

本工事は昭和八年度一般會計に依り工費千五百圓を以て施行したるものにして、三輪町區劃整理組合に於て物件移轉を施行し右組合街路を市に於て街路工を施行したるものなるを以て、用地費、物件費等の支出なし。

(ヰ) 市道秋葉線の新設

本路線は府縣道舉母線三本松地内に東海道線踏切ありそれが爲め交通上の障碍多大なるを以て幅員〇、九米の街路を幅員一〇米九一に擴張し延長三九八米八七の街路に築造したるものにして、昭和九年度一般會計に於て工費五千七百六拾圓を以て施行し、用地及地上物件移轉補償費等は全部地元にて負擔したるものである。

(カ) 市道九丁堀西線の新設

本路線は立切樋線の街路幅員狭く交通困難を極むるに付地元住民の要望に依り昭和九年度に於て新設したるものにして、延長九二米四〇、幅員八米、工費壹萬貳千八百八拾八圓を要したるも内地費及地上物件移轉補償費は全部地元よりの寄附に係るものなり。

財 源

寄 附 金

九、〇八八圓

受益者負擔金

二、四五七圓

一般歳入

一、二四三圓  
一二、八八八圓

七八

(ヨ) 白鳥線(自市郡界至都計一、二、五)の新設

本路線の新設は第二回産業開發事業三橋梁架設及二路線街路新設總事業費六拾八萬六千七百貳圓の一部として昭和十年度に於て施行したるものにして、同時に本路線を横斷する用水路には暗渠及橋梁二ヶ所を架設せり。

由來本區間以東都市計畫一等大路第二類第五號線より江川電車線迄は都市計畫事業に依り既に新設せられ、又本區間以西は昭和八年度内務省に於て庄内川に一色大橋の架設及同橋以西の一色地内の幅員十二米(車道部鋪裝)の街路改修あり従つて獨り本區間は未改修なるため交通全く遮斷せられ其の機能を發揮し得ざる實狀にあるを以て、本路線の都市計畫事業路線なるに拘らず之を一般會計に依り急速施行に決したるもので、本路線は現在の國道一號線(都計一、三、一五號線)に代り將來國道一號線となるべき路線なり。

又本區間中南區東起町地内は内務省に委託施行せられたるものにして内務省は昭和八年度直轄國道改良事業として當初愛知郡下之一色町(昭和十二年三月一日併合)地内を改良する計畫なりしも、實施設計に方り築地電氣軌道橫斷方法を高低交叉とし跨線橋を架設すること、爲したる結果其の取付街路工事との關係上工事終點を南區東起町地内に變更(此延長一七〇米)せる結果右地内の工事は内務省に於て施行せられ且つ右内務省の計畫は事業費壹萬四千四百圓を以て幅員十二米の街路築造にありし爲め本市既定計畫たる幅員三二米七二七を施行するに必要な増差額を本市に於て負擔し内務省に委託施行せるものなり。第二回産業開發事業財源關係を見るに

當初計畫 昭和八、九兩年度繼續事業  
昭和八年度支出 三三三、四三六圓  
昭和九年度支出 四七〇、五五六圓

計 八〇二、九九二圓

財源

受益者負擔金 一八、八〇二圓 (白鳥線の分)  
軌道事業者負擔金 四一、五五六圓 (港橋の分)  
道路新設費寄附金 六、七〇〇圓 (鳴尾線の分)  
市債 七三五、〇〇〇圓 (昭和八年度起債三二、〇〇〇圓  
昭和九年度起債四二、〇〇〇圓)

雜收入 九三四圓  
計 八〇二、九九二圓

處が昭和八年度起債に關しては、縣市連帶負擔に係る千鳥橋及豐公橋が同年度に於て施行せられざる爲同九年三月三十一日附を以て拾參萬九千圓に更正許可せられたるを以て、施行年次を變更し、左記の通既定計畫を更正せり。

更正計畫 昭和八、九、一〇三ヶ年度繼續事業

昭和八年度支出 三三三、四三六圓  
昭和九年度支出 二六四、二六六圓  
昭和一〇年度支出 九〇、〇〇〇圓  
計 六八六、七〇二圓

財源

受益者負擔金 二四、一七四圓  
街路新設費寄附金 六、七〇〇圓

七九

市債

六五五、一〇〇圓

八〇

雑収入

七二八圓

計

六八六、七〇二圓

(昭和八年度起債三二二、〇〇〇圓昭和九年度起債二五八、五〇〇圓昭和一〇年度起債八四、六〇〇圓)

右更正計畫に基く昭和九年度起債に對しては、同八年度繰越分拾七萬八千圓を含めて、四拾貳萬九千參百圓を同十年二月二十六日附許可せられ、又同十年度起債分八萬四千六百圓は同十年十二月二十七日附を以て起債許可せられたり。

又本路線新設用地として二五、八四一坪五二の敷地を要したるも内二五、七八〇坪八四は地元土地區劃整理組合より寄附せられたるを以て、殘六〇坪六八(買收費豫算壹千貳百拾四圓)を買收し、且つ地上物件移轉補償費として豫算壹萬四千九百五拾八圓を支出せり。

(タ) 市道流町線の新設

本工事は昭和九年度に於て、流町地内延長九八米、幅員五米四五の街路を工費貳千四百九拾五圓を以て新設したるものである。

財政計畫

収入

寄附金

一、五〇〇圓

受益者負擔金

九九九圓

計

二、四九九圓

支出

用地費

一、三七七圓一四

物件移轉費

八五一圓五八

工事費

二六五圓六八

計

二、四九四圓四〇

(レ) 覺王山延長線の擴案

本路線は東市東部東山公園と市街地とを連絡する街路にして昭和十年四月東山公園の開園を見たるに拘らず其の街路幅員は僅かに九米なるを以て、第四回失業應急事業昭和十年度街路擴案工事事計畫一等大路第三類第三號線始め三路線事業費四拾九萬九千貳百九拾參圓の一部として施行したるものにして、街路幅員は之を二四米五四五に擴案し、歩車道の區別を設け、歩道には間隔八米に街路樹を植栽したのである。

本路線の擴案用地は全部地元の寄附に係り、地上物件に對しては約參萬五千圓の移轉補償費を支出した。

(ツ) 市道仲之町線の新設及鋪裝

本工事は廣小路通中御園線、堀川東線間には仲之町線、豎三藏町線の二線あるも、何れも本重町線にて行詰り、交通不便なるを以て、昭和十年度一般會計に依り之を袋町線迄延長し、延長一〇四米、幅員五米八一の街路を新設し、瀝青乳劑鋪裝を施行したるものである。

財源

寄附金

三、七二〇圓

一般歳入

五、四二〇圓

計

九、一四〇圓

(ツ) 市道豊田呼續線の新設

本路線は府縣道名古屋半田線ミ、都市計畫一等大路第三類第四號線との連絡街路にして本路線を築造して交通の便益を計る

と共に附近一帯の地域の區劃整理事業を助成する爲に既述の覺王山延長線の新設と同じく第四回失業應急事業の一部として昭和十一年度に於て施行されたものである。

本工事は延長一、一四六米七、幅員一四米五四の街路を築造し、且つ本路線を横斷する山崎川に幅員十一米、橋長三一米の木造橋「忠次橋」を架設せり。

用地は全線一、一四六米七四の内一、一〇一米七は地元區劃整理組合に於て敷地を寄附し、殘餘の敷地は目下寄附方折衝中である。

橋 梁

橋名	河川名	個所	延長	幅員	工費(豫算)	着手年月日	竣工年月日	備考
忠次橋	山崎川	南呼瀨町區	三・〇〇	二・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設

本路線と東海道本線との交叉點は當初平面交叉とする豫定なりしも右は交通上危険且つ障礙あるを以て之を立体交叉に變更し、工費約貳萬圓を以て架道橋を新設することとし、工事施行方を目下鐵道省へ委託手續中なり。

(ネ) 都市計畫一等大路第三類第三號線(中川東線)の新設

本路線は名古屋港築地口より市道江川線に通ずる要路にして附近地區劃整理事業を助成すると共に名古屋港と舊名古屋市の交通運輸を計る爲前述豊田呼瀨線の新設と同様第四回失業應急事業の一部として施行したるものである。本工事は全線延長三、七九二米の内六三六米の路面拵へ、上敷砂利仕上げを爲し、其の他の街路築造工事は區劃整理事業に依り施行するものにして、本路線を横斷する補助運河には平和橋(同橋が昭和十二年春開催せらる、汎太平洋平和博覽會の會場内に當るを以て之を記念する爲命名せり)及南郊橋の二橋を架設す。

兩橋とも橋体は三徑間鐵筋コンクリート丁型連續桁にして橋脚は杭打基礎鐵筋コンクリート樞構、橋臺は鐵筋コンクリート

L型を以てし、橋面はアスファルトブロックの鋪裝を爲せり。

一般土木費ニ依ル街路ノ新設擴築

路線名	區	間	延長	幅員	面積	工事費	物件用地費	着手年月日	竣工年月日	備考	費目	直營	摘要
西脇町線	自	中區旅籠町	一五・七	七	一〇七・〇	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
松重町線	自	江川置橋	六・九	七	五〇・二	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
廣井町線	自	廣井町地内	九・四	九	八二・二	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
縣名古屋蟹江線	自	中區長良町	三・六	二	五・五	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
出來町線	自	千種町北松軒	七・七	七	五二・二	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
市道熱田金山線	自	新大津町	三・〇	三	三〇・〇	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
市道賀田線	自	西志賀町北端	一・一	一	一・一	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
德川線	自	新出町	三・五	三	三二・〇	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
七本線	自	大池町五丁目	一・〇	一	一・〇	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
西鶴線	自	西鶴町舞線	一・七	一	一・七	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	
野立西町線	自	野立町字野立	九・九	九	八二・二	一、一、三〇〇・〇〇	一、一、三〇〇・〇〇	昭和十一年八月	昭和十一年十月	新設	一般土木費	請負	

早苗田小路線	南區惟信町地内	一、八七・七七	七・七七、九七、二八三、三〇九・三	三、六〇〇	二、一〇、三三	三、一七	〃	〃	〃	〃
道徳笠寺線	至自笠寺縣道牛田線	二、二五・四五	七・七五、四五七・八七	三、八三、七九	二、一、二五	三、三三〇	〃	〃	〃	〃
早苗田小路線	南區寛政町地内	二、九七・〇九	七・三三、六〇、六六三、二五・五〇	二、六九・六五	三、三、三〇	三、三三〇	〃	〃	〃	〃
小計		七、五四・三二	七八、九〇、四八・一七	四、三四、三四・七六						
國道十二號線	至自玉屋町四丁目	一、〇一〇・六五	一四、五四、一四、四三・三三	五、六八、七八・三〇	三、六、三三	三、一〇、六	鋪築	費	國道改築請負	鋪築費
法華野田町線	至自南區法華町	三、三六・五二	二一、八二、一九二・二四	九、五二、二六	四、九、一八	五、二、六	新設	土木事業	〃	〃
一等、三類、一號線中川東線一部	南區築地口	一、一八・四五	四、三三・八三	二、〇三・〇八	七、七、二五	七、八、一三	〃	〃	〃	第二期都市計畫事業
市道	中區牧野町字炭焼出	五、〇・五四	七・七七	三、七、七〇	二、七、八、〇	二、六、六、九	〃	〃	〃	〃
市道	及及瀬町地内	四、七三・五〇	七、〇三、六四五、九五、五〇、〇〇	〃	八、二、二八	三、三、三〇	新設	〃	〃	〃
江川南線	至自水柳町橋	九、四六・〇六	二四、五四、一八、四九、八、九六	〇、五五、六五	二、四、二、七、六二	八、四、一七	鋪築	失	第一回	府縣道名古屋桑名線
國道十二號線	至自末廣町三丁目	五、三三・六六	一六、三六、八、五六、七三	五、四、九、七、四三	三、〇〇、〇、六、五八	八、七、三、八、二、二	〃	〃	〃	〃
米野鐵道	白船町二丁目地内	二、〇〇・〇〇	六、三六、一、七三、八〇、四、四八、〇〇	〃	八、八、三、八、二、一	八、八、三、八、二、一	擴築	費(臨時)	〃	〃

大津町延長線	至自市大津町前線	三、九二・三三	二四、五四、六、八九、四、六九	九、八三、〇八	三、七、四、四、八	八、四、二〇	八、九、二八	新設	失	第一回	〃
國道十二號線	至自淺間町橋	八、八二・六三	二四、五四、二、九、四、〇	六、二、一、一五、〇七	三、八、五、四、二、四三	八、二、一、八	九、六、二、四	鋪築	〃	〃	〃
市道	南區呼続町地内	一、四〇・二二	七、七、一、〇、三、八、七、二、二、九、九、〇、二	〃	一、二、六、五、四、三	九、二、八	三、三	擴築	事	一般土木	〃
市道	呼続平針線	七、一一・四一	九、〇九、六、四、六、七、三、六、一、四、五、〇、一、四	〃	〃	九、三、三	九、三、三	〃	〃	〃	〃
市道	三輪町線	六、四四・〇七	一六、三六、九、五、〇、六、九、〇	五、〇、三、三、八、二	三、五、五、五、六、〇、五	九、九、二、五	三、八	鋪築	産	第一回	〃
門前町線	至自末廣町三丁目	四、〇一・七七	一〇、九二、四、三、八、三、八、四、一、〇、四、六、五	〃	〃	九、〇、七、〇	一、四	新設	事	一般土木	十二號線
秋葉線	至自熱田東町字東起丸山	九、六二・三	八、七三、八、三、七、八、〇、四、三	〃	〃	九、一、三、一、八、〇	三、三	〃	〃	〃	〃
市道	九丁堀西線	九、六二・三	九、〇九	〃	〃	九、一、三、一、八、〇	三、三	〃	〃	〃	〃
一等、二類、十號線	至自東區起町地内市	三、六三・〇六	三、七、三、〇、〇	六、〇三、四、五	一〇、六、五、二、一〇、一、三、二、一、三、二、〇	一、三、二、一、三、二、〇	〃	〃	産	第二回	〃
市道	白鳥線	九、八・〇〇	五、四、五	五、三、六、五、五	二、五、五、二、〇、一〇、三、六、二、〇、三、三、〇	三、六、二、〇	三、三、〇	〃	事	一般土木	〃
市道	流町線	九、八・〇〇	五、四、五	五、三、六、五、五	二、五、五、二、〇、一〇、三、六、二、〇、三、三、〇	三、六、二、〇	三、三、〇	〃	事	一般土木	〃
市道	覺王山延長線	一、六〇八・六〇	二、四、五四、三、九、〇	四、八三、〇、八	三、五、〇〇〇・〇〇	一、一、八、八	定	擴築	失	第四回	府縣道千種戶道
市道	仲之町線	一、〇三・八七	六、三、六	六、六〇、六、二、四、七、〇、〇	四、九、八、二、五、二	三、三、二	三、三、〇	新設	事	一般土木	〃
市道	豐田町線	一、二、四、六、七、〇	一、四、五四、一、六、七、八、七、五	三、五、〇、〇、〇	三、一、〇〇、〇、〇	二、五、四、四	定	〃	失	第四回	〃

小計	自野地		立		合計
	三、七九、二六九	二、四、五四	三、九、〇〇	五、〇〇、〇〇	
一八、三八、六三	二、五六、	一、二九、	一、二〇〇、〇〇	二、〇二、〇〇	〇九、二八四
二九、	六六、	五五九、九二	一、五七八、	二、〇二、〇〇	〇九、二八四
〇九、二八四	六三、二四七	〇四、〇八	一、〇一〇、	一、〇一〇、	〇九、二八四
	七、七	七、七	七、七	七、七	〇九、二八四

(二) 街路舗装

街路の舗装は市民の保安上からも、保健、衛生上よりするも都市的施設として極めて重要な地位を占むるのみでなく、都市の美観を左右すること亦極めて大なるものがある。従つて近代都市に於ける街路舗装は其の面積に於て其の技術に於て年々著大なる進歩を示しつゝある。

本市に於ける街路舗装は明治四十四年大須仁王門前がアストン舗装に依り舗装されしを最初とし、次で大正十三年廣小路通の歩道がコンクリートブロックに依り舗装され、更に大正十五年納屋橋、名古屋驛前間が同様アストンに依り車道に舗装されたものでこれが本市に於ける車道舗装の嚆矢である。

以上は本市に於ける街路舗装の先驅的のものであつて、所謂本格的に舗装工事の施行されたのは御大典記念事業として國道十二號線の玉屋町四丁目より本町一丁目に至る區間延長一、〇一〇米六五面積一四、四一三平方米三二が擴張工事と共に車道をシートアスファルト歩道をコンクリートブロックに依り舗装されたのが即ちそれである。これより本市の舗装事業は着々改良發達を遂げ來つたもので、産業開發事業、時局匡救事業及都市計畫事業等に依り昭和十一年度末迄には事業費總豫算額九百十八萬四千九百九十九圓七十三錢四厘を以て一四四路線總面積二、五四八、三三九平方米三二六の舗装を施行し、第五回及第六回失業應急事業に依るもの一部を除きては昭和十一年度末迄には完了の豫定で、之を本市街路の總面積一二、五九〇、四二八平方米に對比すれば二〇%二四に當り東京市の四六%六六、大阪市の三五%四三に比較すれば未だ遜色ありき雖も、近々

七、八ヶ年に過ぎざる本市舗装事業の経過よりすれば躍進の跡著しきものありとしなければならぬ。今等舗装の事業別豫算額並舗装街路面積を表示せば左表の通りである。

事業別豫算額並舗装街路面積(枝道ヲモ含ム)

事業名	事業費豫算額	舗道面積	路線數	施工年度	備考
國道改築事業	一七、二五七、〇〇	一五、五八六、一〇〇	一	昭和三	
臨時土木事業	七五、四四三、〇〇	一五、二二九、六〇〇	四	昭和三、四	
都市計畫 第七回失業救済事業	七八、〇〇〇、〇〇	一五、一三七、八〇〇	四	昭和六、七	
一般會計 第七回失業救済事業	一、二六二、一六二、〇〇	二二七、一六六、三〇〇	二	昭和六、七	
第一回失業應急事業	二、五〇〇、五三〇、七三四	七六九、二四七、七〇〇	二	昭和九、八九	
第二回失業應急事業	九七、七九九、〇〇	二九、五〇七、五〇〇	一	昭和九	
時局匡救事業	三三、〇〇〇、〇〇	一七、五九四、七〇〇	一	昭和九	
第三回失業應急事業	一、四〇五、四一五、〇〇	三〇九、一三三、〇〇〇	三	昭和九、一〇	
第一回産業閉發事業	一〇〇、四三三、〇〇	一八、七六六、八〇〇	一	昭和八、九	
第四回失業應急事業	八七、八四六、〇〇	三三、四〇八、三〇〇	二	昭和一〇、一一	
試験補装		五、九七七、〇〇〇	一		
小計	七、九四七、八九七、七三四	一、九〇六、七三三、八〇〇			
第五回失業應急事業	六六、八五五、〇〇	二九三、七七七一	一	昭和二、三	施行中 内車道若ハ一部舗装五路線
第六回失業應急事業	二六七、三三七、〇〇	二六七、四七八、九五	四	昭和二、三	施行中 内車道若ハ一部舗装二路線

都市計畫 第三回急務事業	二七二、八九・〇〇	八〇、四二、一四〇	三昭和二、
計	九、一四、九七・七四	二、五四、三九・三六	四四

又舗装種別より見れば大体に於て高級舗装としては車道はシートアスファルト、トベカ式アスファルト、ワレナイトビチユリシツク若は膠石等の舗装を主とし、歩道はコンクリートブロック坂路は小舗石等の舗装に依り、高級舗装に對する簡易舗装の面積比率は六四%となつてゐる。舗装の種類別面積及街路別面積は左表の通りである。(但し第五回失業應急事業以降を含まず且つ精算面積に依る)

種類別舗装面積表 (純舗装面積ヲ示ス)

舗装ノ種類	舗装面積	總舗装面積ニ對スル割合	舗装街路邊面積	雑工事面積	軌道面積
瀝青系高級舗装	三四一、七八・〇〇	一九・六%	一、九六、〇〇	二、七〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
瀝青系簡易舗装	四六九、二七・〇〇	二九・二%	一、〇〇、〇〇	一、八三、〇〇	一、〇〇、〇〇
石塊舗装	四三、一〇・〇〇	二・七%	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
混泥土系舗装	六四、六七・八〇	四・〇%	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
混泥土平板舗装	一五、七九・〇〇	一・三%	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
計	一、〇六、〇二・八〇	一〇〇・〇%	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇

街路別舗装面積表

街路ノ種類	街路面積	軌道面積	雑工事面積	純舗装面積	摘要
國道	一三、九〇・〇〇	一〇、一〇・〇〇	八、五〇・〇〇	一五、一〇・〇〇	
縣道	三六、一〇〇・〇〇	七、八〇・〇〇	六、五〇・〇〇	三五、〇〇・〇〇	
市道	一、三六、七三・八〇	五、二〇・〇〇	四、八〇・〇〇	一、三〇、七三・八〇	
計	一、九六、七三・八〇	一八、一〇・〇〇	一七、八〇・〇〇	一、〇六、〇二・八〇	

今是等本市街路舗装の都市計畫事業に依るもの以外の事業別施行狀況を述べれば

(イ) 國道改築事業

本事業は昭和三年御即位御大典の御幸道路として、國道十二號線玉屋町四丁目より本町一丁目に至る延長一、〇一〇米六五の舗装工事を擴築工事と共に施行し同年十一月一日が竣功式を舉行したるものである。(街路の新設擴築の部を参照)

(ロ) 臨時土木事業

本事業は昭和三年度企劃せる補助路線の新設擴築たる六ヶ年繼續街路改修事業と相俟つて市内主要街路に對する舗装工事を施行すべく差當り同年度に於て工事費參拾五萬五千圓の豫算を以て名古屋驛より東新町に至る區間延長三、四二一米的舗装を施行し、(榮町より東新町に至る區間は翌年度へ繰越)更に引續き昭和四年度に於て工事費參拾九萬八千四百貳拾五圓の豫算を以て市道南大津町線、榮町より春日町に至る區間延長一、五〇八米二二及市道岩井線、鶴舞公園より岩井町支線第四號に至る區間延長一、八〇三米六一の舗装を施行し同年度に於て竣功を告げたものである。

(ハ) 第一回産業開發事業

本事業は國道十二號線の鐵砲町一丁目より門前町六丁目に至る區間延長一、一八四米三四を擴築、舗装したるものにして、即ち右區間は本市内中樞に位し交通量最も多きに拘らず幅員約九米なるを以て之を有効幅員一六米三六四(九間)に擴築し車道幅員を九米六九六歩道幅員三米三三四、車道は「シートアスファルト」歩道は「コンクリート、ブロック」の舗装とし昭和



七、八兩年度に於て總事業費八拾參萬六千拾圓（用地買收費及物件補償費六六五、五七三圓）を以て昭和八年七月二十三日着手同十年三月十八日竣功したるものである。（街路の新設擴築の部を参照）

（二）時局匡救事業

本事業は昭和九年度に於て時局匡救の目的を以て國道一號線の南區神明前より同笠寺に至る區間延長二、五〇〇米の鋪裝を事業費參萬五千圓内壹萬圓を國庫補助に仰ぎ昭和十年二月十四日事業に着手、同十年三月三十一日之が竣功を見たるものである。尙前記補助額は農村振興國庫補助費として昭和九年十一月二十二日總許を得たものである。

（ホ）第七回失業救済事業

本鋪裝事業は失業救済事業として本市北部、中央部及新堀川取水管、下水工事と共に財政計畫を樹て、交通狀況の完全を期する爲に、本市中央部の交通最も殷賑なる廣小路通り、高岳北線及南線、菊井線等九路線に高級鋪裝を施行し（内市道傳馬町線及傳馬町市場町通りは他の路線に對し補助路線の使命を有する路線なるを以て高級鋪裝中幾分工費の低廉なる工法に依る）且つ廣小路通り御園筋より武平町筋に至る北部及南部の碁盤割地區、圓頓寺通り、京町通り、東陽町通り、萬松寺通り等の中央部殷賑なる小街路及盛場に簡易鋪裝を施行したるものである。

之が事業費豫算總額は百貳拾六萬貳千六百拾壹圓にして昭和五、六兩年度に於て施行すべく財源として下水工事費に對するものと共に參百貳拾四萬圓（内鋪裝工事費に對するもの約九拾貳萬圓）を市債に仰ぎ昭和六年一月三十日起債の許可を得て事業着手し昭和八年一月十四日竣功を見るに至つたものである。

（ハ）第一回失業應急事業

本事業は既述の如く本市に於ける街路鋪裝の着々進捗中なるも尙本市の發展に伴ひ益々之が普及の急務なるを以て、交通系統を考慮し、既設鋪裝に關聯せる國道一號線始め二十三路線設計延長二九、一五二米同面積四〇九、九六三平方米を剛質鋪裝とし、中央部並に盛場の小街路設計延長二四、八二六米面積一七三、四五六平方米を簡易鋪裝として、事業費貳百八拾萬五千

五百八拾五圓を以て昭和七、八の兩年度に於て之を施行せんとしたるものである。

處が主要財源たる市債五百參拾壹萬圓（下水道工事に對する市債を含む）に對しては、昭和七年七月十六日認可申請を爲したる處、昭和七年度分に對する八拾七萬四千六百參拾貳圓（街路鋪裝實收額）の事業認可ありたるを以て、同年度工事として府縣道名古屋長野線始め七路線設計延長六、三八二米九四同面積一〇四、七六五平方米の鋪裝工事を施行し、更に引續き同八年度工事として昭和八年十月四日市債百九萬壹千圓の事業施行認可を得、殘餘の工事を施行したるものである。

尙之等工事の内には國道十二號線の明道橋より上淺間町に至る區間、府縣道名古屋桑名線の柳橋より水主町に至る區間は鋪裝工事と共に擴築工事も施行したものである。然し乍ら本事業の當初計畫に於ける城北線自市廳舎前至清水橋街路鋪裝橋梁工事は清水橋史蹟保存手續の關係上該橋梁工事を削除し豫算殘額を以て市道城北線の設計變更及市道車道線始め二路線の追加を爲す等の設計變更を爲し又事業費も昭和八年度分たる百八拾萬七千五百六拾六圓は之を百四拾壹萬七千五百五拾四圓に變更さる、に至つた。

斯くして本事業は事業認可遅延の關係上、工事着手遅延し、昭和七年十月十四日府縣道名古屋長野線の着工に至りたるも、下水工事其の他の都合上昭和七年度工事は昭和八年度に、昭和八年度工事は昭和九年度に何れも繰越され昭和十年二月十日市道小針牛卷線の竣功を以て本工事の完了を見るに至つたのである。

（ト）第二回失業應急事業

本事業は府縣道名古屋桑名線及市道江川線に沿ひ南流せる江川用水路を本市下水道西部幹線工事の一部として工事起點水主町電車停留場より山王橋に至る區間を暗渠として埋設したる結果生じたる水路敷地を本路線東側沿道地先ミ土地交換を爲し、事業費九萬七千七百九拾九圓を以て街路幅員を二四米五四五に改め、軌道中心線を都市計畫中心線に移動せしめ歩車道の區別を爲し水主町より尾頭橋に至る區間延長一、七五八米の鋪裝工事を昭和九年度に於て施行せんとしたるものである。處が本路線中山王橋より古渡町に至る區間延長三三八米三は江川用水路埋設工事が同用水の利用時期を考慮し冬期に施行せられたる爲

右區間の舗装工事は昭和九年度内に於ては施行不可能となりたるを以て、之を翌年度の第三回失業應急事業に追加し、同事業に依り施行せられたる爲、本事業としては結局、延長一、四四一米七二を施行したるものである。斯の如く本事業は用水路埋立地を直接利用したる爲め、用地費、物件移轉費等を要せず僅々拾萬圓に足らざる舗装工事費を以て堂々二四米五四五（十三間半）街路の擴張を爲されたと同一効果を得たるものである。

尙本事業も亦其の主要財源を市債に仰ぎ、其の額七萬七千九百四拾壹圓の起債許可を昭和九年三月五日得て、同九年五月二日着工、同十年一月二十一日竣功を告げたるものである。

(チ) 第三回失業應急事業

本事業は既設舗装に關聯する國道一號線始め九路線設計延長一三、六四一、七八米面積一五八、一九七、五九平方米を剛質とし交通効率の増大を計り又府縣道名古屋瀬戸始め二十七路線設計延長一八、一〇八、三〇米面積一一四、〇二九、六六平方米の簡易舗装を施行し第一回失業應急事業に依り完成したる既設舗装路線に接する區域の一層効果的利用を計る外橋梁にして腐朽し交通上危険なるもの五橋の改築（擴張を含む）及江川用水路中の殘存開渠にして都市計畫線一ノ三ノ二號線に沿ひ市街北部より南流し山王橋より古渡に至る區間は右路線の幅員を狭少なため交通上及保健上危険なるを以て之を埋設し街路とする等失業救濟事業として總事業費百四拾萬五千四百拾五圓を以て昭和九年度に施行せんとしたるものである。尙橋梁及江川用水路工事表は左の通りである。

橋梁改築工事表

橋名	事業費豫算額	所在	河川名	延長	幅員	摘要
古渡橋	六、三〇〇・〇〇	中區不堀川町立會	堀川	二四・二〇米	八・〇米	鐵筋コンクリート兩型框橋
熱田橋	四、六〇〇・〇〇	南區熱田傳馬町地内	新堀川	二四・三〇	一〇・〇〇	國道一號線ニ架設右同
洲崎橋	三、七〇〇・〇〇	中區下堀川町地内	堀川	二四・七〇	五・四五	鐵筋コンクリート橋

用水路埋設工事表

舞鶴橋	四、三〇〇・〇〇	中區東川端町立會	新堀川	三〇・〇〇	九・三〇	右同
石川橋	一五、一〇〇・〇〇	同西川端町地内	山崎川	一五・六〇	一四・六〇	右同
計	一九〇、〇〇〇・〇〇			二八・七〇		

名稱	事業費豫算額	區	間	延長	摘要
江川用水路	一五、〇〇〇・〇〇	自南區	山王橋	三三・〇〇米	

右の如く本事業は當初昭和九年五月着手同十年三月竣功の豫定なりしも之が主要財源たる市債百貳拾七萬參千圓の起債認可遅延し昭和十年一月二十八日に至り認可を得たる結果豫定の如く着工に至らず其の大部分は昭和十年度に繰越さる、に至つた而して、又第二回失業應急事業に於て電氣軌道並江川用水路埋立工事との關係上止むなく中止したる市道日置名古屋港線山王橋より古渡橋に至る區間の舗装工事は前後共竣功せる中間に位し且つ江川埋設工事にも關聯し効用上特に急務を要するを以て本事業の設計變更に依り之が剩餘經費を以て施行すべく昭和十一年三月十六日認可を得て、着々事業の進捗を計りたる結果同工事並に其の他工事内容の變更等に依り工期延長したる二、三路線の舗装工事及び舞鶴橋改築工事は昭和十年度末に竣功を見るに至つたのである。

尙從來總て請負に依り工事を施行し來りたるも本事業より之を直營により施行すること、せり。

(リ) 第四回失業應急事業

本事業は既往に於て實施したる舗装路線の效用を更に發揮利用せしむる爲、昭和十年度事業として街路數三十一路線、設計延長二九、〇九七米面積二四五、三一四平方米の舗装を工費八拾參萬七千八百四拾六圓を以て施行すると共に、府縣道瀬戸千種線、都市計畫一等大路第三類第三號線、市道豊田呼續線の擴張及木造橋にして改築懸案中の五條橋始め五橋を工費八拾萬

參千七百六拾六圓を以て改、擴築する等總事業費百六拾四萬壹千六百拾貳圓を以て失業應急事業として施行せんとしたるものである。處が之が主要財源たる市債貳百萬圓内下水道事業に對する市債を含むの起債申請に對し、昭和十年十二月十七日百六拾九萬六千圓（更に地元土地區創整理組合よりの寄附額を減じ實際の起債額は百六拾七萬圓とす）に更正許可ありたるを以て更に街路擴築及橋梁改築費の既決豫算を四拾九萬九千貳百九拾參圓に更生し、橋梁の改築は全部削除し且府縣道瀬戸千種線の設計變更（工事延長を減す）を爲した。斯して昭和十年十一月八日事業に着手するに共ニ事業の大部分は翌十一年度に繰越さる、に至つたのである。

（又） 第五回失業應急事業

本市に於ける街路鋪裝工事は既述の如く逐年完成の歩を進め舊市街地は漸くその面目を一新したれ共新市街地に在りては耕地整理及區劃整理組合に依り移管せらる、街路は年と共に増加し、著しく發展しつ、あるも路面改良は之に伴はず遺憾の點多きを以て、之等新市街地と都心部との連絡路に重點を置き將來國道に編入せる、都市計畫街路一等大路第二類第十二號線外主要なる十二路線延長一八、四五六米面積二九三、七一七の鋪裝工事を昭和十一年度に於て國庫補助事業として施行せんとするものにして、之が事業費は六拾八萬壹千八百九拾九圓、内五拾六萬圓は市債に仰ぎ、起債認可昭和十一年十二月二十六日、事業認可は昭和十一年十一月に得たり。

然し乍ら右の内昭和十二年三月汎太平洋平和博覽會の開催せらる、關係上特にそれまでに完成を要する中川東線、府縣道瀬戸千種線、國道一號線及白鳥線の四路線は、中川東線の同十一年九月十二日着工を初め夫々着工に至り何れも同十二年二月末までには竣功の豫定である。

（ル） 第六回失業應急事業

前述の如く昭和十一年度に於ては第五回失業應急事業を國庫補助事業として施行中なるも、尙新市部に於ける自動車交通激増し路面改良の必要急なるものあるを以て曩に選定せる急施必要線十七路線中の國庫補助事業として計畫したる十三路線の殘

餘路線即ち府縣道名古屋半田線外三路線の街路鋪裝を同じく昭和十一年度に於て失業應急起債事業として施行せんとするものである。而して之が事業費總額は貳拾五萬八千七百四拾參圓、内貳拾四萬參千圓を市債に仰ぎ四路線延長一二、七四七米の内一二、〇七三米は中心八米、殘餘延長六七四米は車道のみを鋪裝するもので昭和十二年一月十二日起債認可を得目下施行中である。

右の如く本市に於ける街路鋪裝事業は舊市部に於ては大体之を完了し、目下新市部に於ける街路鋪裝を企劃し、着々其の歩を進めつ、あるものにして、是等既述の街路鋪裝狀況を財源並に路線別に表示すれば左の通りである。

街路鋪裝事業財源調

種別	國庫補助金	市債	受益者負擔金	雜收入	計	起債許可年月日
臨時土木事業	六七一、九四三	六三九、六三〇	六、八七七	五〇〇	一、三九八、三〇〇	擴築費ヲ含ム銀行ヨリ借入
第一回失業應急事業 (昭和七年度)	五八、六九九	八七四、六三三	六四、一八八	五〇〇	九八八、〇一九	昭和七年十二月十九日
同 (昭和八年度)	一三三、六六五	一、〇九一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一、八八九	一、四二七、五五四	昭和八年十月四日
第一回産業開發事業	一六、〇〇〇	五九六、〇〇〇	六〇、六九〇	三、三三〇	八六六、〇二〇	昭和七年十二月二十二日 昭和九年三月九日
第二回失業應急事業	七、八八九	七、九四二	二、八五九	一三〇	九七、七九九	昭和九年三月五日
時局匡救事業	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四、五〇六	四九四	三五、〇〇〇	昭和十年三月二十六日
第三回失業應急事業	一、八八九	一、七三三、〇〇〇	一一、〇三四	一、四〇〇	一、四四五、四五五	昭和十年一月二十八日
第四回同	八四、三三三	六七七、〇〇〇	七三、〇六七	三、四三七	八七、八四六	昭和十年十二月七日
第五回同	六九、九〇〇	五五〇、〇〇〇	四四、三〇〇	六、八九九	六八一、二八九	昭和十二年十二月二十六日
第六回同		二四三、〇〇〇	二、〇七七	三、六五六	二五八、七四三	昭和十二年一月十五日

計

1,333,500元

6,052,100m

559,538

22,805

7,955,555

備考 街路舗装事業としては尙外に國に國道改築事業第七回失業救済事業及第三回急務事業あるも街路新設擴充事業若くは都市計畫事業として既述に付之を略す。

街路舗装調書

路線名	區	間	延長	幅員	舗裝面積	枝道	總舗裝面積	事業費用		年月日	事業名
								工事費	用地物件費		
國道十二號線	自玉屋町四丁目	至本町一丁目	1,000.65	14.54	886.32	56.12	109.71	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	國道改築費	
府縣道名古屋停車場線及名古屋長野線	自笹島町	至榮町	1,800.91	24.54	3,077.94	440.17	144.71	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費	
府縣道名古屋長野線	自榮町	至東新町	733.89	24.54	988.78	150.32	491.09	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費	
市道南大津町線	自春日町	至春日町	1,426.33	24.54	3,522.26	372.50	644.76	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費	
市道岩井線	自鶴舞公園	至岩井町支線第四號	1,525.01	33.73	581.72	1,091.89	673.62	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費	
計			6,585.69	123.3	9,350.7	1,680.71	2,857.8	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費	
府縣道熱田停車場名古屋港線	自熱田駅前	至神宮東門	583.95	14.54	4,933.55	432.67	896.23	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費	
市道南大津町線	自春日町	至熱田駅前	3,141.0	24.54	4,355.8	3,940.88	376.66	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費	

市道北大津町線	自片端線	至廣小路線	1,071.3	24.54	965.45	24.48	495.45	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
市道岩井線	自岩井町支線第四號	至水主町	666.46	33.73	2,174.88	704.0	879.68	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
計			5,321.64	110.0	6,698.55	1,355.41	2,171.4	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
國道一號線	自大津町線	至神戶橋	555.86	8.45	5,077.86	5.07	37.00	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
國道十二號線及市道片端線	自明道橋	至東片端	1,952.8	14.54	857.74	2,296.46	1,540.0	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
府縣道名古屋長野線	自東新町	至東新町	1,021.75	14.54	730.44	252.90	98.34	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
府縣道名古屋長野線	自東新町	至西裏	1,133.34	24.54	793.28	1,393.2	186.40	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
府縣道熱田停車場線	自神宮東門	至熱田停車場	583.95	14.54	4,933.55	849.35	55.31	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
市道南大津町線	自菊井町	至明道橋	3,084.50	24.54	7,000	2,920.36	4,620.3	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
市道傳馬町線	自傳馬町	至東田町	2,344.90	7.14	671.18	1.6	242.68	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
市道高岳南線	自東新町	至鶴舞町	1,429.40	24.54	588.06	2,427.39	1,005.45	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費
市道切線	自堀内町	至國道十二號線	1,503.58	14.54	869.57	2,340.62	210.19	昭和三十六年五月	昭和三十六年五月	臨時土木費



市道 尾頭金山線	至白尾山頭	七三三・二〇	八〇三・五七六・七	二〇〇・〇六六・〇六・七	三三、	八〇・九五	九、二、一七、一〇、四、二五	〃
市道 押切淨心線	至自淨心切	八四六・四五	一六二・六	八四七・九二	一、六三、八七	一五、	〇、二、一〇、〇、六、一五	〃
市道 小針牛卷線及牛卷堀田線	至高田辻	一、八八二・六一	二四、五四、四六、	二〇八・六六	四、八五、三九、五一、	〇、四、〇、五、	一〇、八、六二、一、二、一	〃
市道 池下町線	至高見下學校	七五・四〇	七、〇、五、三三、四二	〃	五、三三、四三	一、	九、八、一九、一〇、九	〃
府縣道 名古屋線 戶線外二十六線	東西中區地内	一八、三〇	〇、九、六、六	〇、九、六、六	八八七・三三	三三三、	一〇、五、八	〃
市道 日置名古屋港線	至古渡橋	三八、三〇	一八、七、六、一、四六、九一	〃	六、四六、九一	一、七、	二、一、一、五	〃
計		三〇、	二九四、	一四、	三〇九、	七四二、		〃
十道 二號線	至自鉾砲町	一、四七・七三	四四二・五八	六、九、四、七	三〇九、	五五、四、七二		〃
計		一、四七・七三	一、六、三、六	七、七、六、六	一、八、	六、五、五、		〃
一國 道號線	至自神宮前	二、六〇・〇〇	六、六、九	五、九、四、七〇	一、七、	五、九、四、七〇		〃
計		二、六〇・〇〇	五、九、四、七〇	五、九、四、七〇	一、七、	五、九、四、七〇		〃
伊勢町線外 十六路線		一、一九七・五三	九、三、七、〇〇〇	五、九、七、七、〇〇	五、九、七、七、〇〇			試驗鋪裝

中區 區内	〃	二七、	五九七・二〇	一、三三、	三三九・六	一、三三、	一、八一、	八、一〇、三〇	九、五、三、〇	九、七、三、〇	〃	
南區 區内	〃	五、	二三五・一〇	三、八、	一〇〇・九九	三、八、	〇、〇、九九	四、一、	八、八、二、六	九、三、二、九	〃	
西區 區内	〃	六、	七六五・四三	三、三、	六〇八・八六	三、三、	六〇八・八六	〃	〃	〃	〃	
計		九〇、	四四七・三三	七、四、五、	九、七、七、〇	三、三、	二、八、九、〇	七、六、九、	一、八、八、	四、八、二、	〇、〇、四、五、三	
府縣道 名古屋線 及市道 江川線	至自水主町	一、	七、四、〇、〇〇	一、五、五、〇	六、五、二、〇〇	一、	八、五、五、五、一	二、九、	五、〇、七、五、一	八、四、	五、七、七、三	業 業 應 急 事 業
計		一、	七、四、〇、〇〇	一、五、五、〇	六、五、二、〇〇	一、	八、五、五、五、一	二、九、	五、〇、七、五、一	八、四、	五、七、七、三	業 業 應 急 事 業
一國 道號線	至自熱田橋	六、七三・二四	一、三、七、〇、九	三、七、〇、三	九、〇〇、五〇	一〇、	一、二、七、九、二	二、四、	八、六、五、六、三	〃	〃	業 業 應 急 事 業
計		六、七三・二四	一、三、七、〇、九	三、七、〇、三	九、〇〇、五〇	一〇、	一、二、七、九、二	二、四、	八、六、五、六、三	〃	〃	業 業 應 急 事 業
十道 二號線	至自押切町	一、	三、七、六、九九	六、二、二、八、	四、二、七、一、七	一、	八、七、九、六、六	一〇、	三〇、六、六、三	三、二、	二、〇、五、七	〃
計		一、	三、七、六、九九	六、二、二、八、	四、二、七、一、七	一、	八、七、九、六、六	一〇、	三〇、六、六、三	三、二、	二、〇、五、七	〃
府縣道 名古屋線 布袋線	至自江川町	五、九二・一五	一、四、五、四、八、	六、二、二、二	二、〇、七、九、四	九、	八、〇、七、六	二、七、	二、八、三、七、四	〃	〃	〃
計		五、九二・一五	一、四、五、四、八、	六、二、二、二	二、〇、七、九、四	九、	八、〇、七、六	二、七、	二、八、三、七、四	〃	〃	〃
府縣道 名古屋線 港線	至自白鳥橋	三、	二〇五・八〇	一、六、〇〇、五、一、	二、九、二、八〇	一、	〇、七、九、〇、二	五、二、	三、七、一、八、一	七、六、三、九、一	〃	〃
計		三、	二〇五・八〇	一、六、〇〇、五、一、	二、九、二、八〇	一、	〇、七、九、〇、二	五、二、	三、七、一、八、一	七、六、三、九、一	〃	〃
市道 道線	至自大學病院前	一、四二〇・五五	八、五〇	〇、七、四、六、七	一、七、三、一、〇	一、三、	八、四、七、七、七	四、三、	八、一、四、八、五	〃	〃	〃
計		一、四二〇・五五	八、五〇	〇、七、四、六、七	一、七、三、一、〇	一、三、	八、四、七、七、七	四、三、	八、一、四、八、五	〃	〃	〃
市道 小針牛卷線	至高田辻	五、五三・二四	二、四、五、四、一、三、	五、五、四、七、三	一、〇〇〇、〇〇	一、四、	五、五、四、七、三	四、三、	一、一、八、六、〇	九、七、三、九、七	〃	〃

牛卷堀田線	至自愛電堀田線	五、六、五〇	二、四、五〇	九、〇〇〇	三、九、	二、六、一	二、六、一	〃
堀市川西線	至自岩井橋	七、九、〇〇	四、四、〇三	八、四、二、六〇	八、四、二、六〇	二、六、一五	〃	
堀市川東線	至自山王橋	一、〇、八、九〇	三、九、八、四	一、七、四、六二	九、四、五、四、一九	二、六、一	〃	
西市町線	至自南區新尾頭町	二、五、七、六〇	一、五、五、〇	三、三、二、八〇	七、四、	二、四、一	〃	
枇杷島勝川線	至自西區江川橋町	八、六、〇〇	六、〇〇〇	九、五、六、〇〇	六、〇〇〇	二、三、三	〃	
樋市ノ口町線	至自深井町	一、三、五、四〇	六、六、三、八	一、二、四、四〇	一、四、	一、〇、一、八	〃	
舊市長野線	至自東區芳野町	九、五、七〇	五、三、五、四	八、四、五、四九	七、〇、三、五〇	二、四、二〇	〃	
市御器所呼続町線	至自曙町	二、三、四、八、三〇	六、四、八、一、五	二、六、九、八	三、八、	二、七、二	〃	
市元田町線	至自岩井線	六、五、七〇	三、六、二、三	六、五〇、三、四	五、〇、五、八、一八	二、四、二	〃	
市裏門前町線	至自岩井線	四、九、九、五〇	五、六、四、二、八	七、一、一、八	三、二、八、三、九	二、四、二〇	〃	
市日置町線	至自國道十二號線	二、七〇、〇〇	四、三、七、一、七	九、九、〇	一、五、三、九、五	二、四、一	〃	
市金澤町線	至自岩井橋通	七、三、八、三〇	三、二、八、三、二	二、六、三	二、八、九〇、六	二、二、二、五	〃	

計	一、九、七、五三	五、九、三、〇〇	五、九、三、七〇〇	七、四、五、七、五	二、一、三、二、三	〃	〃
國道	自南區笠寺町終點	四、四、六、一〇	七、〇〇三、一三、七〇	〃	〃	〃	〃
市道	自鹽付街道	一、〇、八、三、六四	一、四、五、四、一五	七、五、六、二二	三、九、	二、一、三、二、三	第四回失業應急事業
府縣道	自東區德川町線	六、九、三、六〇	五、八、七、四、〇七	一、四、三	五、六、一、七三	二、三、二	〃
府縣道	自千種町元古井	六、七、一、八〇	八、三、五、六、六	二、四	七、〇、五、八、六	二、六、一	〃
府縣道	自東區清水口	一、五、二、七、三〇	五、四、六、八、三	三、九、〇、五	〇、五、八、二、四	二、二、六、一	〃
府縣道	自都計一ノ三ノ五	六、九、三、五〇	四、〇、〇、三、八	三、三	四、八、六、八、三八	二、二、三、二	〃
府縣道	自南區愛電橋切	六、八、五、四〇	八、八、五、六、〇	六、五、七	六、七、八、七	二、二、三、三	〃
市御器所愛知線	自都計一ノ三ノ一〇	五、四〇、一〇	五、一、八、二、七	七、七、一	五、一、〇、六、九〇	二、一、四、一	〃
市千種プール線	自高見小學校前	五、〇〇、二〇	七、五、五、三、七	六、五、一	一、〇、	二、四、二〇	〃
市仲田赤塚線	自東區覺王山線	五、九、一、七〇	一、四、六、〇、八	六、八、八、二	三、三、	二、一、三、二、五	〃
市道池内瀧子線	自中區高辻	六、〇、一、一〇	二、四、五、四、一	七、五〇、九、九	五、一、	二、一、五、六	〃

旅市 龍町線道	自金澤町線 至堀川東線	四、五、二〇	三、七、八一	五、六、九、四、五	三、三、五、八	二、三、三、五	二、五、二、一	〃
米市 濱町線道	自岩井線 至旅籠町線	一、三〇、〇〇	七、〇、〇	九、二、六〇	一、九、五、八	二、一、三、二	二、一、三、三	〃
北市 一色町線道	自山王橋電停 至小栗橋	一、〇、九、五〇	一、二、一、五	五、〇、八、四	三、一、〇	二、八、三	〃	
箕市 瀬川線道	自市道御器所中村線 至府縣道蟹江線	八〇、九〇	九〇、七、九	九、九、七、六	一、六、〇	二、一、六、一	〃	
東市 大門町線道	自箕瀬川線 至都計一ノ二ノ六	四、五、七〇	九〇、九、三	九、六〇、五	一、〇、〇	二、一、二、三	〃	
市道御器所中村 線及廣井町線	自廣井町通 至大門町通	一、六、九、九〇	六、八、六、一	六〇、六、四	三、四、〇	二、一、五、二	〃	
市道平野枇杷島 線外二線	自枇杷島橋 至廣井町	二、四、八、六〇	五、〇、〇	三、四、三、〇	二、八、〇	三、五、九、八	〃	
大須觀音附近	國道十二號線以西御 器町線以東、岩井町 線以北、日出町線以南	二、〇、三、二〇	五、五、八、二	二、八、九、四	二、八、〇	〇、一〇、〇	〃	
竹市 ノ鼻線道	自南大津町線 至兵器廠正門前	五〇、〇〇	一、四、四、八	七、五、二、九	一、三、〇	九、八、〇	〃	
西市 二葉町地内道		七、五、二、〇〇	七、二、八、五	三、九、二、八	八、三、〇〇	〃	〃	
堀市 端町線道	自樋ノ口町線 至堀端町	二、八、八、五	七、三、六、二	二、三、二、五	三、二、〇〇	〃	〃	
早市 苗町線道	自市道押切町線 至市道枇杷島線	四、五、九、七〇	五、六、五、二	五、九、七、三〇	五、五、〇〇	〃	〃	

計		三、	四、八、三九	二、七、六、	一、五、二、三、七	五、八、三、	七、九、九、八、九	〃
國道一號線	自千年 至都計一ノ三ノ三	七、六〇、〇〇	二、四、五、一八	六、五〇、〇〇	一、四、	一、〇〇、〇〇	第五回失 業應急	
國道十二號線	自岩井線 至下茶屋町	六、九、〇〇	八、七、五、五	五〇、三、七、五	一、〇、	六〇〇、〇〇	〃	
府縣 千種線道	自覺王山電停 至東山公園	二、〇、八、四、七	二、四、五、四	五、一、	九、九、	一〇〇、〇〇	〃	
府縣 半田線道	自名電踏切 至道徳橋	一、五、九、〇〇	七、五、〇	九、四、七、五〇	四、二、	三〇〇、〇〇	〃	
府縣 舉母線道	自都計一ノ二ノ八 至八事電車道	一、七、九、〇〇	九、五、三、	〇、五〇、三、	五、〇、	八〇〇、〇〇	〃	
都計一ノ二ノ一 二號線	自白鳥橋 至一ノ三ノ三	一、一、五〇、〇〇	三、三、二、	三、七、	三、七、	四〇〇、〇〇	〃	
都計一ノ三ノ五 號線	自江川線 至築地口	三、九、七、七〇	二、四、五、四	九、五、	一、八、七、	一、一、四、〇〇	〃	
市道 中村線道	自中村公園 至遊廓北門	一、〇、五、六、五〇	七、八、五、八	二、九、三、五、二	一、九、	〇〇〇、〇〇	〃	
市道 川町線道	自新出來町 至物部神社	一、〇、三、六、〇	八、〇〇、八	六、六、八、〇	三、一、	六〇〇、〇〇	〃	
市道 池八事線道	自東郊線 至御器所呼續線	七、八、八、五〇	九、〇、九、七	一、六、七、四、六	三、三、	七〇〇、〇〇	〃	
市道 河西線道	自都計一ノ二ノ一〇 至長良橋	一、三、八、二〇〇	一、四、五、四	〇、九、四、二、八	三、四、	五〇〇、〇〇	〃	





右表に示すが如く本市橋梁總數五百二十六橋の内其の過半數たる三百七十六橋は舊型式木造橋にして幅員狭少現代の自動車交通に適せざるものあり、然も此の内一部は類齡久しく保安上、交通上の危險の虞甚しきものあるを以て、是等特に改築の必要に迫れるもの三十橋を選定し、昭和十一年度より同十五年度に至る五ヶ年繼續事業として、總事業費百參拾六萬九千百拾壹圓内百參拾六萬八千四百圓（實收額百參拾五萬四千七百拾六圓）を市債に仰ぎ左記年度割に依り逐次之が改築を行ふことに決した。

年 度	支 出 額	起 債 額
昭和十一年度	二五八、七三五	二六〇、〇〇〇
昭和十二年度	三〇九、四八六	三〇二、六〇〇
昭和十三年度	三五五、七七八	三五八、五〇〇
昭和十四年度	二七七、八六〇	二七九、七〇〇
昭和十五年度	一六七、二五二	一六七、六〇〇
計	一、三六九、一一一	一、三六八、四〇〇

而して昭和十一年度施行分に對する市債貳拾六萬圓の起債許可を昭和十一年十二月十四日得たるを以て、目下着々之が工を進めつゝあり。

右昭和十一年度橋梁改築工事調査は左の通りである。

昭和十一年度橋梁改築工事調査

橋 名	河川名	橋 種	延 長	幅 員	面 積	工 費	備 考
柳 瀬 橋	荒子川	木 橋	一八・〇	四・五〇	八・〇〇	七、二九〇・〇〇	

五 傑 橋	堀 川	鐵 橋	二七・〇	八・二〇	三二七・九六	三、一九四・〇〇	
紀 北 橋	小 運 河	鋼 桁	一三・六四	一四・五五	一九八・四六	二五、八〇〇・〇〇	
法 螺 貝 橋	新 堀 川	鐵 橋	三九・七〇	五・四四	一六・八六五	二四、七九・七五	
日 置 橋	堀 川	同	二二・六〇	六・三六	一七・三三	二〇、六〇・〇〇	
尾 頭 橋	同	同	二二・三〇	五・四四	一六・〇九	一七、四三・五〇	
瓶 屋 橋	同	同	四四・〇〇	五・四四	三九・八〇	三五、七〇・〇〇	
日ノ出橋	新堀川	木 橋	二七・〇〇	四・五〇	二二・五〇	一〇、九五・〇〇	
呼 續 橋	山崎川	同	三三・〇〇	四・五〇	九九・〇〇	八、九二・〇〇	
筋 違 橋	荒子川	同	三二・六〇	四・五〇	九七・三三	六、八〇・〇〇	
稻 荷 橋	運 河	鐵 橋	四〇・〇〇	七・二七	二九〇・八〇	四三、六三・〇〇	
計						三、三、八四・〇〇	

三 公 園

公園は市民の保健、衛生、休養、保安乃至都市の美觀發揚の施設として就中都市施設として如何に重要なるか、又近代的都市構成の一大要素であるかは今更贅言を要せぬ所である。

本市に於ける公園は既述の如く大正十五年一月既設二公園の擴築並市の内外に亘り二十二ヶ所の公園の新設を都市計畫として決定するに至つたのであるが今日迄の處之を都市計畫事業として施行したるものは無い。本市に於ける公園の新設擴築事業としては面積二十四萬餘坪に及び動物園を併置せる東山公園の新設、中村公園の擴築若くは耕地整理又は計劃整理組合の寄

附に依る志賀公園始め七公園の新設等ありて本市の管理に屬する公園は十ヶ所面積一、一九五、八五三平方米二一に及んでゐる。然乍ら等本市管理に屬するもの、外昭和十年末に於て組合公園として萩山、田光、庄内、道徳、替地等の公園あり將來益々組合公園の造成せら、趨勢にあるを以て是等の公園にして本市に移管せらる、ものも追々増加するであらう。今主なる公園の概況を述べ左の通りである。

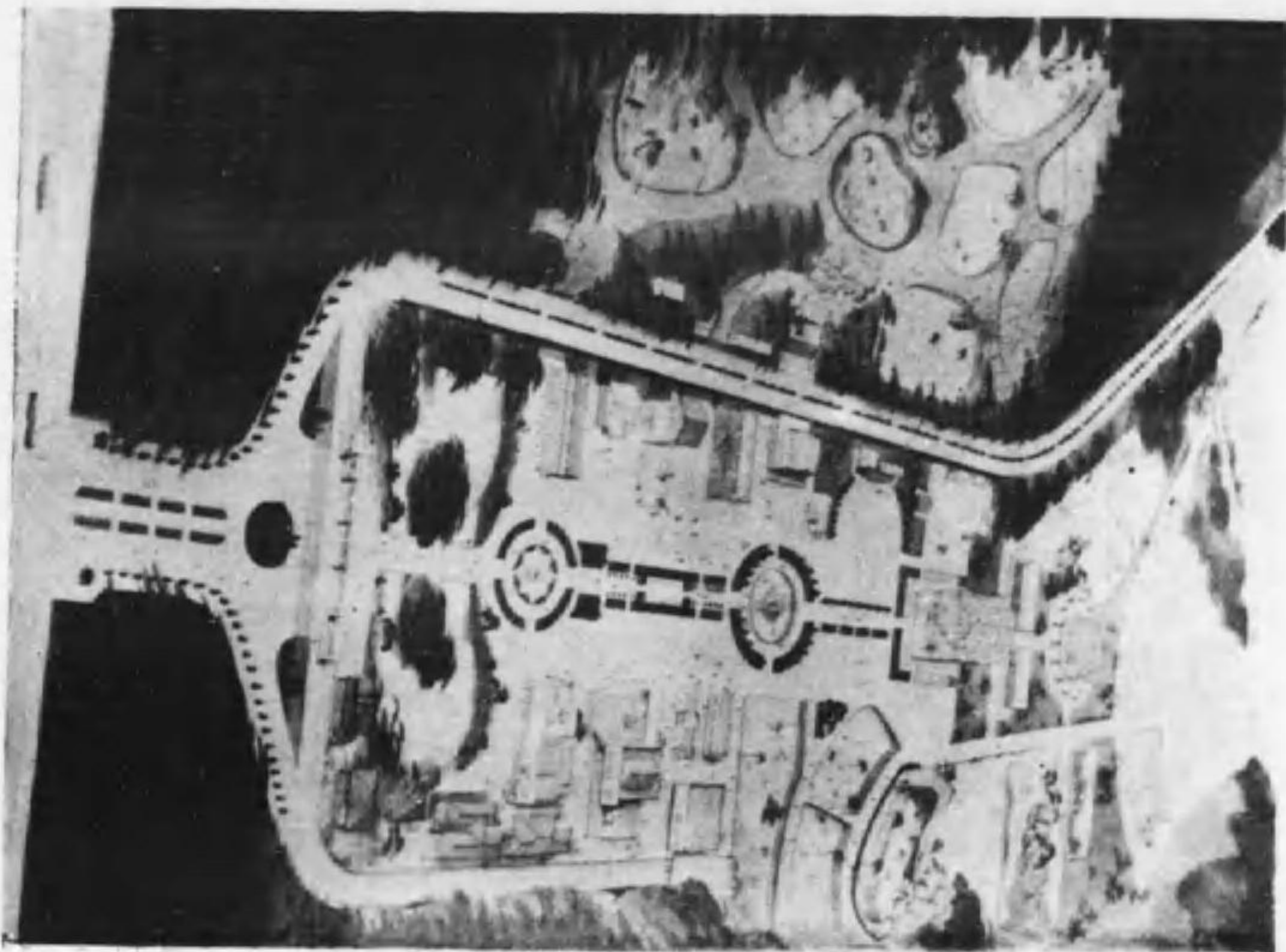
(一) 鶴舞公園

本園は明治三十八年精進川(現新堀川)の改修工事の起るに及び其の堀鑿土を中區鶴舞町一帶の田地埋立用に供し之を第十四回關西府縣聯合共進會々場に充て其の跡を公園として、明治四十二年十二月開園したもので、其の後諸般の設備を逐年施し、現在面積は二五五、七〇一平方米七三(七七、三四九坪六六)なるも、都市計畫第十七號公園として將來一〇五、〇〇〇坪に擴張されること、なつてゐる。

本園内の施設物としては、前記共進會當時の記念物たる噴水塔、聞天閣を初め、圖書館、動物園(昭和十二年三月東山公園へ移轉)、美術館、公會堂、運動場等が設けられ、而も本市中央公園としては面積廣潤、大部分平地であるが中に丘陵もあれば築山もあり、水流もあれば池塘もあり、雅俗併せ明朗幽邃種々の變化に富み、本邦幾多の公園中屈指の名公園として古くより市民に最も親まれ且つ最も利用されてゐる。

(二) 東山公園

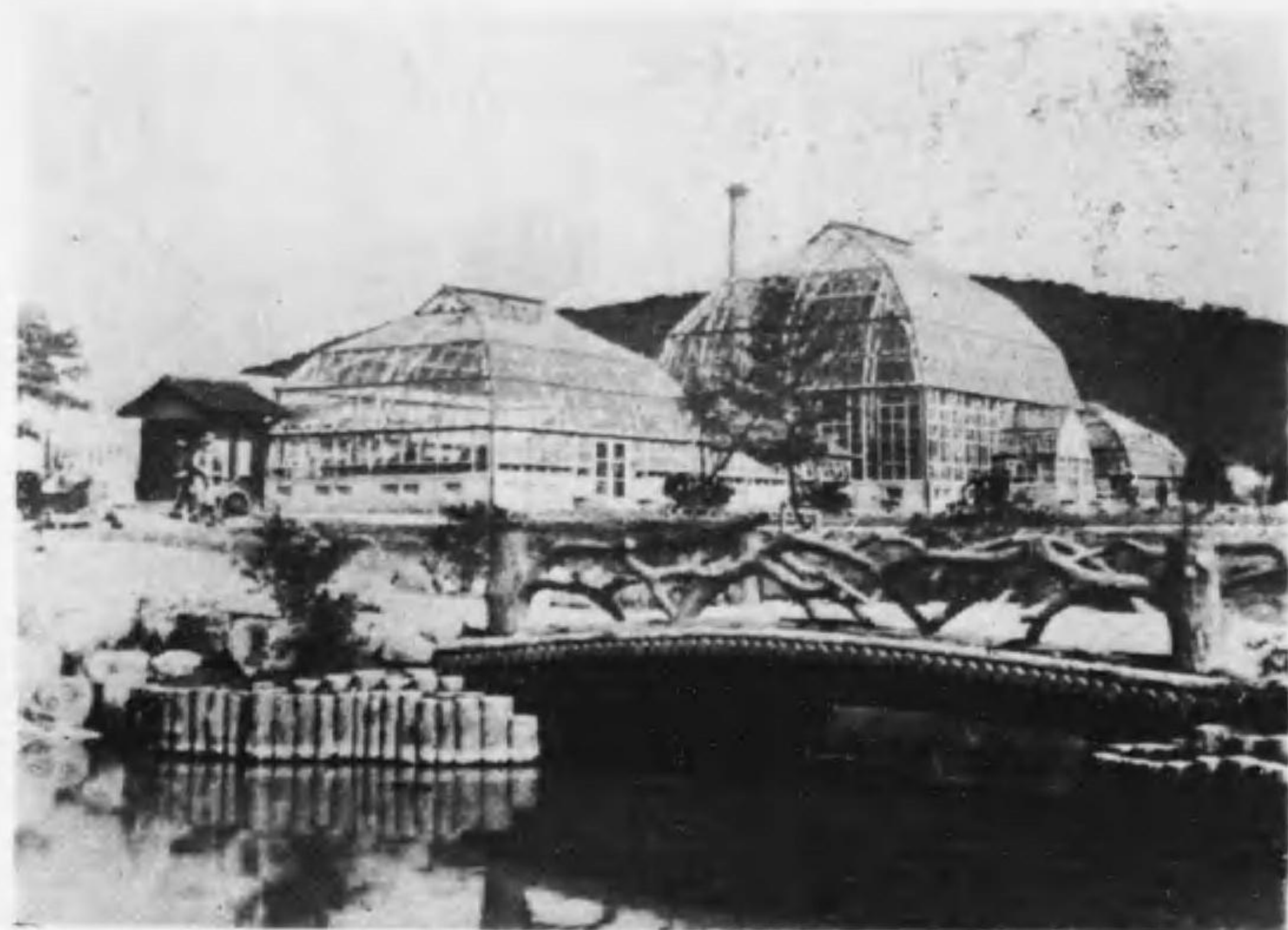
本市都市計畫公園第十六號公園として決定公告せられたる愛知郡天白村大字八事字裏山、山田及東區田代町字唐山、瓶杵、新池の一部面積八十一萬坪は自然公園として最適地である、従つて之が實現に付きては種々對策を考究中の所偶々昭和七年十月二十四日東邦瓦斯株式會社より植物園新設費として二十五萬圓の寄附申出あり同年十一月二十二日市會採納議決を経たるを以て之を機會に前記田代町唐山一帶の山紫水明の地をトシ一大公園設置の計畫と俱に植物園の新設、動物園の移轉を併施することとなり之が用地として五八八、一七二平方米(一七七、九二二坪)を關係地主の寄附に仰き之に買收地一三二、二三一平方



園鳥瞰圖



型模場養放ンオイラ



室 溫 園 物 植



園 科 分 園 物 植

米（四〇、〇〇〇坪）道路、水路、溜池等の公園編入地八七、八四四平方米（二六、五七三坪）を加へ合計八〇八、二四九平方（二四四、四九五坪）即ち本公園計畫面積八十一萬坪の内約四分の一以上に相當する面積を以て之が敷地を爲し昭和九年度に於て工費四萬八千餘圓を以て公園入口廣場に通ずる幅員六間の園路の新設小徑道路の築造等諸設備を施し同年四月三日神武天皇祭の佳節をとり盛大なる開園式を舉行其の名を東山公園と名附けた。

園内には植物園、動物園の外ドライブウェイ、兒童遊園を設け、御殿山、鶯溪、富士見臺、曙峠、望洋臺、夕陽ヶ丘等あり眺望絶佳にして、娯樂と風光を兼ね、本邦公園中無比の理想的大自然公園である。

植物園設置の計畫は本市多年の懸案たりしもので、昭和七年設置費の寄附並に本公園の造成を機會に之が實現を見れものである。之が設置費は二十五萬圓にして公園内中央廣場東部を中心として總面積約五萬坪の地域に大温室及植物分科園、ロックガーデン、觀賞樹林、藥草園等の諸施設が爲されてゐる。

大 温 室

本温室は附屬建物共建坪約四百六十五坪にして前後館の二部に分ち、前館には鑑賞を主とする蘭科類、椰子類、熱帯果樹類、多肉植物類、羊齒類、藥用工藝類、觀葉植物類、水生食蟲類等を、後館には栽培を主とする葡萄類、蔬菜類、花卉類を收容する外球根類、宿根類、種子類等のフレーム用植物をも栽培するもので、其の規模の大なること及收容植物の種類多様なることは本邦諸都市に於ける温室中の白眉にして、之が學術上裨益する所大なるに勿論次述の植物分科園と共に社會教育上資する所大なりと謂はねばならぬ。尙本温室は昭和十二年三月三日より開園し一般の觀覽に供されてゐる。

植物分科園

温室を中心に各種の樹林、草花を栽培するもので其の面積一萬九千坪、之を藥草園、有毒植物園、郷土植物園、教材園、竹林園、工藝植物園、水生植物園、ロックガーデン、山吹萩園、紅葉谷、ドーダン園、ハマナス園、卵の花園、木瓜園、紫陽花

園、芍薬園、牡丹園、バラ園、椿園、梅園、花菖蒲園、ツツジ園等二十三區に植栽し、四季を通じ瞭爛華麗なる植物天國を現出し、慰樂と教材を兼ね備ふるものである。  
ロ、動物園

東山公園入口に位する新設の動物園は面積約十六萬五千平方米(約五萬四百七十坪)を擁し市電東山公園前から直ちに正門に達することが出来て交通至便の地にある。而して昭和十二年一月二十四日鶴舞公園より移轉し、同年三月十八日から開園の豫定である。此の東山動物園は工費五十餘萬圓を以て概近動物園事業の進展に順應した最新の設計に成り、面積廣大であつて規模の豪華華麗なことは東洋一と稱せられてゐる。園内には近代式鐵筋コンクリートの獸舎が綠樹の間を點綴して一大美觀を現出してゐるだけではなく、各獸舎には夫々の動物の性狀に應じて其の飼育上からも觀覽上からも既成動物園の短所を補正した最近の設備が施されてゐる。尙本園の最も誇とするものは猛獸の無柵式放養場であつて、從來のやうに鐵鎖を設けないで特殊の裝置によつて動物の逸出を防ぎ觀覽者は安全に何等視野を遮られないで直接に動物を見ることが出来る。而して其收容場はつとめて動物産地の風景を模して殆ど野獸自然の生活狀態を髣髴させるものがある。園内主要の建設物を舉げると、アフリカ動物原産地の綜合的景觀を出現しようとするアフリカステップ、寒帶動物の生態を示さうとする北極バラマ、南極産ペンギン鳥の水山を模すペンギン鳥、日本猿の群棲狀態を示す放養場としての猿ヶ島、熱帶水邊動物を收容して同地方の植物を繁茂せしめ熱帯ジャングルの氣分を出してゐる爬蟲類河馬館を始め鸚鵡放養場、フライイング・ケージ、高等猿類館、象館、キリン館、豹虎館等大小幾多の動物舎には世界各地の珍動物を蒐集飼育してゐる。又園内には池があり、橋があり、山があつて頗る風趣に富み、眺望の佳い所には休憩所を配し、兒童遊園地、野外劇場、陳列場、古代動物の實物大模型等の設備もあつて一日の清遊を擅にすることが出来て、眞に教育、遊覽、觀光の諸作用を完備した近代的施設である。

(三) 中村公園

本公園は面積八五、六二九平方米二一(二五、九〇二坪八)を擁し都市計畫第七號公園として將來一〇七、七六八平方米(

三二、六〇〇坪)に擴張する計畫になつてゐる。

地形は全く平坦で神苑、運動場、花壇の三つに別れ豊國神社、記念館を繞りて瓢箪池、運地あり。植込を配し日本式庭園を造り、豊公誕生簀の北方に接續して 大正天皇御手植松あり、之を中心に花壇あり、其の東方に運動場、テニスコート、兒童遊園地の設備がある。

本公園は明治十六年愛知縣々令國定廉平氏の計畫に基き豊太閤遺蹟保存會を設立し一祠を建て、豊國神社と稱せるを濫觴に同三十三年豊國會組織せられ、其の周圍の土地一六、五二八平方米(五、〇〇〇坪)を買収し一の遊園地と爲し、同三十四年九月公園開設の件を稟申し、翌十月二十五日許可あり(當時舊敷地一町六反七畝歩、擴張地一町五段二畝歩、官有地一反七畝歩、計三町三反四畝歩)翌三十五年愛知縣の所管に移り、茲に中村公園と稱し縣亦改設豫算一萬三千圓を計上し、數次改良を加へ、記念館の建設を始め其の設備を爲し、大正十年此の地名古屋市に併合せらる、や、同十二年四月一日より本公園亦本市に移管せられ、爾來年々改良工事を施すと共に、敷地擴張に對する一般の要望に應じ昭和十年七月地元東宿土地區劃整理組合始のより擴張敷地三千坪の買収費として二萬九千二百圓の寄附ありたるを機會に、不取敢昭和十年度より同十三年度に於て十四萬九千二百圓を支出し、五三・〇三一平方米四八(一六・〇四二坪)を買収擴張し、目下之が工事施行中である。

(四) 志賀公園

都市計畫第十二號公園(面積二萬三千九百坪位置西區志賀町字機越の全部)の一部を西志賀土地區劃整理組合に於て昭和五年より昭和八年に亘り諸施設を完了し昭和九年九月之が寄附の申出あり同年十一月十九日日本市會に於て採納の議決を経翌十年二月一日開園せるものである。

本市公園の現況を表示せば左の通りである。

都市計畫公園

名稱	位置	面積		開園年月日	管理	備考
		計	造			
公園第十七號 (鷺舞公園)	中區鷺舞町	三、七〇七・九五	二、五五七・〇七三	明治三二・二・九	名古屋市	
公園第十七號 (中村公園)	西區中村町	一、〇七、七六八・七五	八五、六元・二	大正二二・四・一	同	
公園第十六號 (東山公園)	東區田代町	二、六七、六八九・九〇	八〇八、三四九・二	昭和二〇・四・三	同	
公園第十一號 (志賀公園)	西區志賀町	七九、〇〇八・三八	二七、九七・三	昭和二〇・二・一	同	
公園第十一號 (庄内公園)	西區庄内町	一、四六、七三・〇七	二六、四四・〇〇	昭和七・施設	同	
公園第十八號 (秋山公園)	南區瑞穂町	二、四二、三四・〇〇	三三、〇七・〇〇	昭和七・施設	同	
公園第十九號 (田光公園)	南區瑞穂町	九三、五五・八五	一六、五八・〇〇	昭和七・施設	同	
公園第二十五號 (道徳公園)	南區豊田町	三、三六、六六・〇六	四九、五六・〇〇	昭和元・施設	同	
計		四、〇五七、八五七・二〇	一、〇三三、三四・七			

其の他の公園

名稱	位置	面積	開園年月日	管理	備考
日吉公園	西區下中村町	四、三〇七・〇六	昭和二〇・七・二四	名古屋市	
開道公園	南區松榮町	五、〇三八・一〇	昭和二〇・七・一八	同	
下山公園	南區田邊町	五、五三七・一九	昭和七・五	同	
振甫公園	東區振甫町	一、九六・八二	昭和一、二六	同	
里山公園	西區元中村町	五八三・四七	昭和七・二	同	

四區劃整理

名稱	位置	面積	開園年月日	管理	備考
那古野山公園	中區門前町	八九二・六	明治三二・二・四	同	
替地公園	南區道徳	二、八九一・七三		區劃整理組合	
計		二、二七・四七			

本市の都市計畫並に都市計畫事業に伴ふ土地區劃整理並に之に順應する耕地整理組合の事業の進展は本市が誇りとするもの、一つで、實に邦國他に見ることを得ざる一偉觀とも云ふことが出来る。

土地區劃整理組合並に之に順應する耕地整理組合(昭和六年法律第二十九號施行以前に設立せるもの)は、輒近都市の急激なる勢を以て、而も秩序統制なく其の郊外に發展しつゝ、ある情勢に鑑み、都市計畫として決定せる街路の新設擴張の計畫と相俟つて之が實行を促進し、市の秩序ある發展を企圖せむとするもので、都市の文化開發に資する所多きものあるは勿論、現時各都市財政の窮乏を告げ、都市計畫事業に對する財政難の甚しき折柄、本事業促進は確かに一道の光明を與ふる恰好の對策であらねばならぬ。

而して今本市都市計畫として決定せる街路、運河、公園の新設擴張事業に付て見るに、之等は洵に本市重大の負擔で、之が完成を見るには優に數億圓の巨費を要する。従つて之を悉く舉げて市費執行に期待するは到底不可能のことなるや明かなるべく、爲めに郊外に於ける道路敷地は直接の利害關係を有する地方民をして之が敷地等を提供せしめ、其の實行を容易ならしむる點に於て、土地區劃整理施行の急を要するものあるや言を俟たざることである。

そこで、愛知縣當局に於ては夙に茲に見る所あり、大正十二年一月縣令第十一號を以て、土地區劃整理測量設計補助規程を發布するに共に、耕地整理及土地改良獎勵規程を準用し之が獎勵指導に努め且從來土地區劃整理の指導監督其他一切の事務

は都市計畫愛知地方委員會の職員が之を兼掌してゐたのであるが、其の機運漸く盛んなるに及び大正十二年度から之が豫算を擧げ専任職員を設置し、測量設計の補助、組合の設立等に關する事務を執ることとし、同十四年一月縣令第一號を以て土地區劃整理施行規程を公布し、更に本事業の達成上遺憾なきを期し、又本市に於ても廳内に名古屋市區劃整理耕地整理聯合會及名古屋區劃整理協會を設置し、市長之が會長となり組合相互の聯絡並に之が助長獎勵に努めた結果民間の機運漸次高まり、後段説明の如く他府縣殆んど其の匹敵を見ざるが如き好成绩を收むることとなつた。

本市都市計畫區域はその總面積五千三十一萬坪にして、内、都市計畫法第十二條に依る土地區劃整理事業の施行せらるゝもの頗る多く、其の見積面積は三千四百萬坪にして、内既に事業完了し解散せるもの耕地整理組合八其の面積六十萬五千七十九坪、土地區劃整理組合一其の面積三十一萬二千八百一十一坪、計九十二萬七千八百九拾坪、目下事業施行中のもの、耕地整理組合十六其の面積八百三十八萬九千五百五十九坪、土地區劃整理組合五十六其の面積一千八百九萬二千八百八十八坪、計二千六百四十七萬九千四百四十九坪を算し、既に見積面積の過半が整地せらるゝに至れるのみならず、尙組合設立準備中のもの尠からず、市の内外に亘り整地事業實施の機運が漲つてゐる。斯くの如く市内に於ける土地區劃整理並に之に順應する耕地整理組合事業の進展は殊に著しいもので、本市に於ても縣當局と協力、事業の完成を期せんが爲、直接間接之に力を竭し、かくて都市計畫事業の進程に多大の期待を繋いでゐる、而して現在當該組合の自發的活動に依り市内計畫線の過半が其の整齊を見んとする好結果を擧げつゝある。

## 都市計畫關係法令

註 昭和九年以降ノモノニ付テノミ掲載ス

1	3	10	3,010.099	0.000	2,336.159	2,336.159
1	3	19	1,557.236	1,537.236	0.000	1,557.236
1	3	20	1,867.236	0.000	1,867.236	1,485.236
1	3	21	1,239.327	1,239.327	0.000	1,239.327
1	3	22	1,866.364	1,866.364	0.000	0.000
1	3	23	254.545	0.000	254.545	254.545
1	3	24	932.855	0.000	932.855	932.855
1	3	25	722.654	0.000	722.654	722.654
1	3	26	3,474.164	390.900	3,083.264	3,083.264
1	3	27	1,709.671	387.270	1,322.401	1,322.401
1	3	28	966.727	0.000	966.727	966.727
1	3	29	1,592.236	0.000	1,592.236	742.236
1	3	30	1,774.691	748.210	1,026.481	724.881
1	3	31	3,063.073	0.000	3,063.073	3,063.073
1	3	32	1,730.291	0.000	1,730.291	1,730.291
1	3	33	4,866.455	0.000	4,866.455	1,476.455
1	3	34	2,683.855	0.000	2,683.855	0.000
1	3	35	2,155.945	0.000	2,155.945	1,135.772
1	3	36	6,543.673	0.000	6,543.673	6,543.673
1	3	37	3,270.418	0.000	3,270.418	170.411
1	3	38	2,714.418	0.000	2,714.418	0.000
1	3	39	3,288.709	0.000	3,288.709	3,288.709
1	3	40	5,049.727	0.000	5,049.727	3,718.727
1	3	41	3,169.582	0.000	3,169.582	3,169.582
1	3	42	3,641.964	3,641.964	0.000	2,831.964
1	3	43	5,020.236	0.000	5,020.236	5,020.236
1	3	44	3,525.655	1,229.510	2,316.145	1,516.845
1	3	45	2,030.727	1,199.200	839.027	1,437.227
1	3	46	638.182	344.000	294.182	294.152
2	1	1	77.273	77.273	—	77.273
2	2	1	1,250.745	—	1,250.745	1,250.745
2	2	2	341.636	—	341.636	341.636
			210,097.488	87,479.291	110,156.850	5,691,235,27.686



# 名古屋市都市計畫事業實施狀況調查書

昭和十一年十月現在

路線名	總延長	第二期都市計畫事業	(總延長)一 (第二期)	實 施 路 線										組合內 路線延長	(總延長)一 (實施)	(總延長)一 (實施) (組合)	備 考
				第五回失業 救濟事業	第一回 急施事業	第二回 急施事業	第三回 急施事業	第四回 急施事業	縣知事執行 路 線	其 他	計	摘 要					
廣路一號線	1,183.600	1,183.600	0.000				1,204.000						1,204.000		0.000	0.000	
1 2 1	851.618	851.618	0.000				8,520.000						852.000		0.000	0.000	
1 2 2	3,237.764	1,831.330	1,406.434								1,831.330		1,831.330		1,406.434	1,406.434	
1 2 3	7,016.872	566.000	6,450.872												7,016.872	7,016.872	
1 2 4	5,480.164	0.000	5,480.164												5,480.164	5,480.164	
1 2 5	7,360.636	7,360.636	0.000											598.000	7,360.636	6,762.636	
1 2 6	3,438.909	3,438.909	0.000											2,538.000	3,438.909	1,900.909	
1 2 7	6,918.291	6,918.291	0.000											3,342.000	6,918.291	3,576.291	
1 2 8	5,662.200	5,662.200	0.000			887.270						887.270		4,774.930	4,774.930	0.000	
1 2 9	9,062.127	4,481.950	4,580.177			1,005.450						1,005.450		2,661.000	8,056.677	5,395.677	
1 2 10	4,892.981	1,996.271	2,896.710												2,846.710	2,846.710	
1 2 11	5,532.091	5,532.090	0.000		89.080	1,221.810					735.381	2,046.271		1,321.810	3,504.281		
1 2 12	6,656.254	3,840.850	0.000	2,632.430		352.720						193.200		826.844	826.844		
1 2 13	2,551.345	2,551.345	0.000									2,651.060		5,829.410	826.844		
1 2 14	969.364	969.364	0.000										923.630		0.000	0.000	
1 3 1	1,356.655	716.100	640.555			923.630									1,356.655	1,356.655	
1 3 2	4,793.709	1,822.000	206.949						720.500			1,954.760		3,485.260	1,308.449	1,308.449	
1 3 3	4,687.818	779.000	0.000						779.100			810.000		118.450	0.000	0.000	
1 3 4	6,627.182	6,627.182	0.000								2,572.000	3,792.690		4,690.240	0.000	0.000	
1 3 5	4,480.327	2,797.700	1,482.427						2,436.700			4,055.182		6,627.182	0.000	0.000	
1 3 6	3,414.757	502.700	0.000			361.810			502.700			2,323.630		3,414.757	0.000	0.000	
1 3 7	4,339.255	1,189.300	3,149.955									588.427		2,798.510	913.000	1,681.817	768.817
1 3 8	3,217.255	0.000	3,217.255											1,322.000	4,339.255	3,017.255	
1 3 9	677.473	677.473	0.000			118.180							118.180	928.000	3,217.255	2,289.255	
1 3 10	629.109	629.109	0.000										629.000	559.95	559.293	0.000	
1 3 11	1,863.982	1,893.982	0.000												0.000	0.000	
1 3 12	1,052.782	1,052.782	0.000												1,863.982	1,863.982	
1 3 13	6,084.454	3,389.570	2,694.884	1,471.130		909.090									1,052.782	1,052.782	
1 3 14	3,787.618	2,740.341	1,047.277												3,697.184	3,697.184	
1 3 15	5,278.455	2,239.630	3,038.825	1,583.630											3,697.184	3,697.184	
1 3 16	8,709.764	0.000	8,709.764												3,160.699	1,709.499	
1 3 17	2,254.727	0.000	2,254.727												629.919	629.919	
1 3 18	3,010.699	674.540	2,336.159			674.540									2,387.270	451.200	
1 3 19	1,557.236	1,537.236	0.000												629.919	1,583.630	
1 3 20	1,867.236	0.000	1,867.236												1,583.630	3,694.825	3,694.825
1 3 21	1,239.327	1,239.327	0.000												8,709.764	8,709.764	
1 3 22	1,866.364	1,866.364	0.000												8,709.764	8,709.764	
1 3 23	254.545	0.000	254.545												2,254.727	1,234.727	
1 3 24	932.855	0.000	932.855												2,336.159	2,336.159	
1 3 25	722.654	0.000	722.654												1,557.236	1,557.236	
1 3 26	3,474.164	390.900	3,083.264												1,557.236	1,557.236	
1 3 27	1,709.671	387.270	1,322.401												1,867.236	1,485.236	
1 3 28	966.727	0.000	966.727												1,239.327	1,239.327	
1 3 29	1,592.236	0.000	1,592.236												0.000	0.000	
1 3 30	1,774.691	748.210	1,026.481												254.545	254.545	
1 3 31	3,063.073	0.000	3,063.073												932.855	932.855	
1 3 32	1,730.291	0.000	1,730.291												1,867.000	1,867.000	
1 3 33	4,866.455	0.000	4,866.455												254.545	254.545	
1 3 34	2,683.855	0.000	2,683.855												932.855	932.855	
1 3 35	2,155.945	0.000	2,155.945												722.654	722.654	
1 3 36	6,543.673	0.000	6,543.673												3,083.264	3,083.264	
1 3 37	3,270.418	0.000	3,270.418												3,083.264	3,083.264	
1 3 38	2,714.418	0.000	2,714.418												1,322.401	1,322.401	
1 3 39	3,288.709	0.000	3,288.709												966.727	966.727	
														850.000	1,592.236	742.236	
															1,472.881	724.881	
															3,063.673	3,063.673	
															1,730.291	1,730.291	
															4,866.455	1,476.455	
														3,390.000	2,683.855	0.000	
															1,135.772	1,135.772	
															6,543.673	6,543.673	
															3,270.418	170.411	
														3,100.000	2,714.418	0.000	
														2,714.418	3,288.709	3,288.709	



### 内務省九愛都第三七號

都市計畫愛知地方委員會

内務大臣 後藤 文夫

名古屋都市計畫地域別紙圖面表示ノ通變更セムトス  
右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

昭和十年一月廿四日

### 名議第三號

昭和十年一月二十四日内務省九愛都第三七號内務大臣付議名古屋都市計畫地域變更ノ件

昭和十年二月十五日提出

都市計畫愛知地方委員長 篠原 英太郎

理由書

名古屋都市計畫地域ハ大正十三年十月指定セラレ昭和八年十一月之カ追加變更ヲ爲シタルモ土地ノ現状並ニ商工業發展ノ情勢ハ更ニ既定地域ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタリ、即チ現在集團商業地域ニ接續セル住居地域タル城西一帯、鍋屋町附近、車道町附近、松ヶ枝町附近、橋町及古渡町附近一帯ノ地ハ商業適地ニシテ尙東大曾根町附近、熱田傳馬町附近ノ各住居地域タル地及南部商業地域港本町北方ノ工業地域タル一部ノ地ハ土地利用ノ現状ヨリ將來ヲ豫測スルトキハ發展ノ趨勢ヨリ之等ヲ商業地域ニ變更スルヲ適當トスヘシ、現在住居地域タル黒川沿岸一帯ノ地ハ水質良好ニシテ染織工業ニ適シ名古屋驛北部ノ未指定地及千種驛東部ノ住居地域ハ夫々驛ニ近接シ堀川沿岸ノ住居地域及其ノ西部一帯ノ未指定地並ニ新堀川沿岸一帯ノ住居地域タル地ハ水運至難ナルヲ以テ工業適地トシテ現在既ニ大小工場存在シ又南部東海道鐵道沿線ニ於ケル住居地域及築港七號地、八號地、九號地ハ地勢上工業適地ナルヲ以テ之等實情ニ鑑ミルトキハ何レモ之ヲ工業地域ニ變更スルヲ適當トスヘシ  
現在工業地域タル下飯田町ノ一部、八田驛前、白鳥驛西部、道徳公園附近一帯及中ノ島通附近ノ地ハ近年住宅地トシテ其ノ發展顯著ナルヲ以テ之ヲ住居地域ニ變更スルヲ適當トスヘク尙既定地域ノ變更ニ伴ヒ住居日常ノ利便ニ備フルト共ニ沿線商業ノ繁榮ヲ保護セムカ爲路線的商業地域ノ一部ヲ變更シ又現在住居地域タル北清水町附近一帯、東大曾根町附近及黒門町附近ノ地ハ鐵道ニ近接シ既ニ中小工場存在スルニ依リ土地利用

上之ヲ未指定地ニ變更シ以テ將來ノ合理的發展ヲ期セムトス  
今變更シタル各種地域ノ面積割合ヲ舊地域ニ對比スレハ概略左ノ如シ

地域別	既定地域		變更後ノ地域	
	面積(坪)	百分比	面積(坪)	百分比
商業地域	五、六八七、〇〇〇	二二	六、七四三、〇〇〇	二二、四
工業地域	一六、五三三、〇〇〇	三三	一八、〇一九、〇〇〇	三六、〇
住居地域	二六、三九一、〇〇〇	五三	二四、七四四、五〇〇	四八、三
未指定地	一一、八三〇、〇〇〇	二	一一、八三〇、〇〇〇	二、四
計	四九、七六八、〇〇〇	一〇〇	五〇、三三〇、〇〇〇	一〇〇、〇

### 内務省告示第三百三十號

名古屋都市計畫地域變更ノ件昭和十年三月七日内閣ノ認可ヲ受ケ昭和十年四月五日ヨリ之ヲ施行ス其ノ地域ヲ表示シタル圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備ヘ置キ縦寬ニ供ス  
昭和十年三月十六日

内務大臣 後 藤 文 夫

### 内務省愛都第三三號

名古屋都市計畫街路左ノ通追加變更セムトス  
右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス  
昭和九年十二月十九日

都市計畫愛知地方委員會

内務大臣 後 藤 文 夫

### 名古屋都市計畫

#### 街路ノ部

第五ニ左ノ路線ヲ追加シ

街路番號	等級類別番號	起點	終點	主ナル經過地	幅員
一	三	笹島町一丁目	藤ノ宮通三丁目	則武町	一三・五
二	一	廣井町二丁目	菊井通八丁目	島崎町	一三・五
三	一	廣井町一丁目	泥江町一丁目	島崎町	一〇・〇
四	一	廣井町一丁目	則武町	島崎町	八・〇

但シ笹島町一丁目ヨリ笹島町一丁目ニ至ル區間ノ幅員ハ十三間半乃至二十四間トス

別紙圖面表示ノ通

第五中廣路第一號線ヲ左ノ通改ム

街路番號	等級類別番號	起點	終點	主ナル經過地	幅員
一	一	西區廣井町三丁目	西區西音原町三丁目		二四

別紙圖面表示ノ通

#### 理由書

名古屋驛改築ニ伴ヒ驛前ニ於ケル交通系統ヲ整備スルノ要アルヲ以テ此ノ際一等大路第三類第四五號線始メ四路線ヲ追加スルト共ニ追加路線ト  
既定路線トノ接続ノ關係上廣路第一號線ノ一部ヲ變更シ交通ノ圓滑ヲ期セムトス

内務省愛都第三四號

都市計畫愛知地方委員會

名古屋都市計畫事業街路ノ部第一中廣路第一號(櫻町西線)ヲ左ノ通變更セムトス  
右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス  
昭和九年十二月十九日

内務大臣 後藤 文夫

名古屋都市計畫事業  
街路ノ部

第一中廣路第一號線(櫻町西線)ヲ左ノ通り改ム

街路番號	街路名稱	起點	終點	主ナル經過地	幅員
一	櫻町西線	西區廣井町三丁目	西區西菅原町三丁目		(間)員 三四

別紙圖面表示ノ通

理由書

名古屋縣改築ニ伴ヒ驛前交通整備ノ關係上既定事業線廣路第一號線(櫻町西線)起點附近ニ於ケル位置ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルニ由ル

内務省告示第百二十三號

名古屋都市計畫街路追加變更ノ件左ノ通決定シ昭和十年三月五日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ街路ヲ表示シタル圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス

昭和十年三月十四日

内務大臣 後藤 文夫

名古屋都市計畫  
街路ノ部

第五ニ左ノ路線ヲ追加ス

街路番號	等級類別番號	起點	終點	主ナル經過地	幅員
一	三	笹島町一丁目	藤ノ宮通三丁目	則武町	一三五
二	三	廣井町二丁目	菊井通八丁目	島崎町	一三五
三	一	廣井町一丁目	泥江町一丁目	笹島町	一〇〇
四	三	廣井町一丁目	則武町	則武町	八〇

但シ笹島町一丁目ヨリ笹島町二丁目ニ至ル區間ノ幅員ハ十三間半乃至二十四間トス

別紙圖面表示ノ通(圖面省略)

第五中廣路第一號線ヲ左ノ通改ム

街路番號	等級類別番號	起點	終點	主ナル經過地	幅員
一		西區廣井町三丁目	西區西菅原町三丁目		(間)員 二四

別紙圖面表示ノ通(圖面省略)

内務省告示第百二十四號

名古屋都市計畫事業街路ノ部中變更ノ件左ノ通決定シ昭和十年三月五日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ街路ヲ表示シタル圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備 置キ縦覽ニ供ス  
昭和十年三月十四日

名古屋都市計畫事業

内務大臣 後 藤 文 夫

第一中廣路第一號線(櫻町西線)ヲ左ノ通り改ム

街路番號	街路名稱	起點	終點	主ナル經過地	幅員
廣路	櫻町西線	西區廣井町三丁目	西區西宮原町三丁目		二四

別紙圖面表示ノ通(圖面省略)

名常議第一號

昭和十年十一月十八日發土第九三號名古屋市長付議名古屋都市計畫事業街路新設擴張及路面改良中設計變更ノ件  
昭和十一年一月十六日提出

都市計畫愛知地方委員長 篠 原 英 太 郎

左記ノ件内務大臣ノ委任ニ依リ都市計畫愛知地方委員會ニ付議ス  
昭和十年十一月十八日

名古屋市長 大 岩 勇 夫

記

一、名古屋都市計畫事業街路新設擴張及路面改良中設計變更ノ件

昭和四年七月一日内閣認可名古屋都市計畫事業街路新設擴張及路面改良中左ノ通り變更セムトス

一等大路第二類第六號線(則武線)中「國有鐵道東海道本線線路ヲ跨キ」ヲ「國有鐵道東海道線線路下ヲ過キ」ニ改ム(理由)

本案ヲ提出シタルハ本路線ノ効用ヲ増進セムトスルニ由ル

第二號

昭和十一年一月二十日

都市計畫愛知地方委員長 篠 原 英 太 郎

名古屋市長 大 岩 勇 夫 殿

常務委員決議ノ件通牒

昭和十年十一月十八日發土第九三號ヲ以テ付議相成候名古屋都市計畫事業街路新設擴張及路面改良中設計變更ノ件昭和十一年一月十六日常務委員會ニ於テ原案ノ通決議致候條別紙決議書相添此段及通牒候也

内務省告示第百五十六號

名古屋都市計畫街路變更ノ件左ノ通決定シ昭和十一年三月三十日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ街路ヲ表示シタル圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備 置キ縦覽ニ供ス  
昭和十一年四月二日

内務大臣 潮 惠 之 輔

名古屋都市計畫

街路ノ部

第五中一等大路第三類第十號線ヲ左ノ通變更ス

街路番號	街路名稱	起點	終點	主ナル經過地	幅員(間)
一三〇	矢田線	東區矢田町十丁目	東區矢田町二丁目	大幸町	一三五

別紙圖面表示ノ通(圖面省略)

### 内務省告示第百五十七號

名古屋都市計畫街路事業及其ノ執行年度左ノ通決定シ昭和十一年三月三十日內閣ノ認可ヲ得タリ其ノ街路ヲ表示シタル圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス

昭和十一年四月二日

內務大臣 潮 惠之輔

第一、名古屋都市計畫街路中左ノ路線ヲ都市計畫事業トス

街路番號	路線名稱	起點	終點	主ナル經過地	幅員(間)
一一二	枇杷島線	西區枇杷島通五丁目	西區菊井通一丁目	西區藤ノ宮通一丁目	一八〇
一一三	東郊線	南區熱田東町字神明前	南區笠寺町字上加福	南區呼續町	一三五
一一四	矢田線	東區矢田町十丁目	東區矢田町二丁目	東區大幸町	一三五
一一五	星崎線	南區笠寺町字上加福	南區星崎町字阿原		一三五

別紙圖面表示ノ通(圖面省略)

第二、本事業ノ些少ノ變更ヲ必要トスル場合ハ都市計畫愛知地方委員會ノ議ヲ經テ內務大臣限リ之ヲ變更スルコトヲ得

第三、本事業ハ昭和十一年度ニ於テ之ヲ執行スルモノトス

### 内務省告示第百五十八號

昭和十一年四月二日內務省告示第百五十七號名古屋都市計畫街路事業ヲ執行スヘキ行政廳ヲ愛知縣知事トス

右都市計畫法施行令第三條ノ規定ニ依リ指定ス

內務大臣 潮 惠之輔

### 内務省告示第百四號 (昭和十一年四月十一日)

名古屋都市計畫街路並ニ執行年度割追加變更ノ件左ノ通決定シ昭和十一年三月三十日內閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス

昭和十一年四月十一日

內務大臣 潮 惠之輔

名古屋都市計畫事業

街路ノ部

第一中一、等大路第二類第九號線(瑞穂線)、同第十號線(水主町線)同第十一號線(一色線)、一等大路第三類第三號線(中川東線)、同第四號線(東郊線)、同第五號線(中村線)、同第七號線(中山線)同第十三號線(八熊線)、同第三十號線(下飯田線)、同第三十七號線(妙見山線)ヲ左ノ通變更シ一等大路第二類第二號線(枇杷島線)、一等大路第三類第十號線(矢田線)、同第二十二號線(星崎線)、同第四十號線(野並線)ヲ削除ス

街路番號	街路名稱	起點	終點	主ナル經過地	幅員(間)
一一九	瑞穂線	中區櫻山町六丁目	南區瑞穂町字砂間	南區川澄町、松山町	一八

一	二	一〇	南區呼續町 (面積約六百四十坪) 南區笠寺町字西ノ門	南區呼續町 南區笠寺町字上加福	一八
一	二	一一	中區長良町	中區西日置町字山王	一八
一	二	一二	中區長良町字大東出	南區東起町字上萬町	一八
一	二	一三	中區明石通 (面積約三百三十九坪)	中區明石通	一八
一	二	一四	中區米野町 (面積約二百五十七坪)	中區米野町	一八
一	二	一五	中區米野町 (面積約千五百十坪)	中區露橋町	一八
一	二	一六	中區中京通一丁目 (面積約五百五十六坪)	中區中京通一丁目	一八
一	二	一七	中區長良町 (面積約百八坪)	中區長良町	一八
一	三	一八	南區八熊町字五反畑 南區熱田新田東組 (面積約百三十坪) 南區熱田新田東組 (面積約九十坪) 南區熱田新田東組 (面積約二百二十二坪) 南區熱田前新田中川東	南區熱田西町字比々野 南區熱田新田東組 南區熱田新田東組 南區熱田新田東組 南區熱田新田東組 南區熱田前新田中川東	一三五
一	三	一九	中川東線	南區野立町	一三五

別紙圖面表示ノ通(圖面省略)  
第一中ニ左ノ路線ヲ追加ス

一	三	四	東郊線 (面積約百八坪)	南區熱田東町神明前	一三五
一	三	五	中村線	中區笹島町一丁目	一三五
一	三	六	中山線	中區東郊通二丁目	一三五
一	三	七	熊線	中區廣路町 (面積約八百三十坪)	一三五
一	三	八	飯田線	中區廣路町 (面積約百坪)	一三五
一	三	九	下飯田線	中區廣路町 (面積約千四百七〇坪)	一三五
一	三	一〇	妙見山線	中區廣路町字石坂 (面積約二百九十六坪)	一三五
一	三	一一	南區熱田東町字御田 東區大津町四丁目	南區熱田東町字深上 東區上飯田町 東區東大曾根町上一丁目 東區東大曾根町上一丁目	一三五
一	三	一二	南區熱田東町字神宮坂 東區高岳町二丁目	南區熱田東町字神宮坂 東區高岳町二丁目	一三五

等級	街路	番號	街路名稱	起點	終點	主ナル經過地	幅員(間)
一	路	番	南區熱田東町字御田 東區大津町東線	南區熱田東町字御田 東區大津町四丁目	南區熱田東町字神宮坂 東區高岳町二丁目	南區熱田東町字御田 東區大津町東線	一八
一	路	番	南區熱田東町字御田 東區大津町東線	南區熱田東町字御田 東區大津町四丁目	南區熱田東町字神宮坂 東區高岳町二丁目	南區熱田東町字御田 東區大津町東線	一八



一	三	二	中區西日置町字出先	南區八熊町字五反畑	中區松重町	一一八
一	三	六	覺王山延長線	東區田代町字姫ノ池	南區西古渡町	一一五
一	三	二	千早延長線	中區矢場町五ノ切	中區水主町、末廣町	一一五
一	三	三	山王橋線	南區古澤町三丁目	中區下茶屋町	一一五
一	三	豐	名古屋驛前線 但シ笹島町一丁目ヨリ笹島町一丁目ニ至ル區間ノ幅員ハ之ヲ十三間半乃至二十四間トス	西區則武町字向ハ		一一五
一	三	興	廣井町線	西區那古野町二丁目		一一五
二	一	一	泥江町線	中區笹島町一丁目	西區泥江町一丁目	一〇

別紙圖面表示ノ通(圖面省略)

第五 街路ノ新設、擴張並路面改良事業執行年度割左ノ通更▲

自昭和四年度  
至昭和十年度 約四割二分  
昭和十一年度 約七分六厘  
昭和十二年度 約七分五厘  
昭和十三年度 約七分四厘  
昭和十四年度 約六分八厘  
昭和十五年度 約六分八厘  
昭和十六年度 約一割二厘  
昭和十七年度 約一割一分七厘

内務省告示第二五五號

名古屋都市計畫土地區劃整理左ノ通決定シ昭和十一年三月三十日內閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備ヘ置キ縦覽ニ

供ス

昭和十一年四月十一日

内務大臣 潮 惠之輔

名古屋都市計畫土地區劃整理

第一區 城

西區西菊井町八丁目、堀内町一丁目、堀内町二丁目、堀内町三丁目、堀内町四丁目、那古野町一丁目、那古野町二丁目、那古野町三丁目、早苗町、島崎町、志摩町、江西町二丁目、江西町三丁目、泥江町一丁目、泥江町二丁目、廣井町一丁目、廣井町二丁目、廣井町三丁目ノ全部及西菊井町七丁目、西柳町一丁目、西柳町二丁目、千歲町、上笹島町、上島町、則武町、米屋町、菊井通七丁目、菊井通八丁目、明道町、新道町六丁目、江西町一丁目、泥江町三丁目ノ各一部  
中區牧野町、笹島町一丁目、笹島町二丁目、笹島町三丁目、笹島町四丁目ノ各一部別紙圖面表示ノ通(圖面省略)  
地積約二十七萬九千七百坪

第二設 計

- 一 街路ハ都市計畫トシテ決定シタルモノニ依ル
- 二 前號以外ノ道路ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外總テ幅員六米以上ト爲シ土地ノ狀況ヲ調査シテ其ノ配置ヲ定ムルモノトス
- 三 土地ノ狀況ヲ精査シ適當ノ位置ニ公園若クハ廣場ヲ設ク
- 三 前項第一號ノ街路ニシテ都市計畫事業トシテ決定シタルモノハ名古屋市長之ヲ執行ス
- 第四 本計畫ノ些少ノ變更ヲ必要トスル場合ハ都市計畫愛知地方委員會ノ議ヲ經テ內務大臣限リ之ヲ變更スルコトヲ得

昭和十二年三月十日印刷  
昭和十二年三月十五日發行

【換 謄 寫】

發行者 名古屋市土木部

名古屋市中區老松町八ノ五

印刷人 岡 田 一 夫

名古屋市中區老松町八ノ五

印刷所 千代田印刷株式會社

電話中二八〇九、四六二九番

14.5  
600

終

